福岡市葬祭場「刻の森」整備事業

各業務仕様書

令和 6 年 12 月 27 日
福岡市

目　次

・設計業務委託共通仕様書
・設計業務特記仕様書
・工事業務特記仕様書
・建築改修工事特記仕様書
・電気設備工事特記仕様書
・機械設備特記仕様書
・火葬炉機械設備特記仕様書
・火葬炉電気設備特記仕様書
・工事監督業務委託共通仕様書
・工事監督業務特記仕様書
・委託説明書（建築・設備・火葬炉）
・現場説明書（建築・設備・火葬炉）
・現場説明書（工事監督業務）

設計業務委託共通仕様書

第１章　総則

1.1 適用

1. 本共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、設計業務(建築の意匠及び構造、電気設備、機械設備、火葬炉機械設備、火葬炉電気設備、敷地内屋外整備の基本計画、基本設計、実施設計及び積算をいうものとし、以下「設計業務」という。)の委託に適用する。
2. 設計図書とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいい、これらは、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
   (1) 質問回答書
   (2) 現場説明書
   (3) 別冊の図面
   (4) 特記仕様書
   (5) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難い場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1.2 用語の定義

設計図書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、福岡市をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、発注者が定めた者をいう。
4. 「検査員」とは、設計業務の完了の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書又は請書及び設計図書をいう。
7. 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
8. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
9. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
10. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
11. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
12. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
13. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
14. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
15. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
16. 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
17. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

18. 「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
20. 「検査」とは、契約図書に基づき、設計業務の完了の確認をすることをいう。
21. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
22. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
23. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第２章　設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号別添一第１項に掲げるものとし、範囲は特記仕様書による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記仕様書による。

第３章　業務の実施

3.1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後10日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3.2 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手に当たり、設計図書又は監督員の指示を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

3.3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記仕様書による。
2. 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3.4 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。　ただし、業務委託料に係る請求書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。

3. 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受け、業務完了後10日以内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

3.5 業務工程表

受注者は、契約締結後10日以内に業務工程表を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めた場合は除く。

3.6 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3.7 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理等主たる部分を、再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者は福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成７年１月１１日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び、設計業務委託契約書第４４条の２第１項第１号から第８号までのいずれかに該当する者であってはならない。
5. 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

3.8 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときはその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者が、特許権等の対象となっている履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知らなかったときに、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。この場合、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

3.9 監督員

1. 発注者は、監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督員が指示、承諾、協議等の職務を行うときは、書面により行うものとする。
   ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
4. 監督員は、口頭による指示等を行った場合は、書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3.10 管理技術者

1. 受注者は、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 管理技術者の資格要件は、設計図書による。

3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 受注者は、業務の技術上の管理及び統括等の管理技術者の権限を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3.11 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
5. 受注者は、貸与資料を本設計業務以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

3.12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3.13 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
3. 受注者が、関係官公庁等から指導及び指摘等を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行わなければならない。

3.14 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び設計図書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

3.15 条件変更等

受注者は、設計図書に明示されていない事項等が生じた場合、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

3.16 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

(1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不適当と認めた場合
(2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適当又は不可能となった場合
(3) 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

3.17 履行期間の変更

1. 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 受注者は、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
3. 受注者は、履行期間を変更した場合は、修正した業務工程表を10日以内に発注者に提出しなければならない。

3.18 修補

受注者は、監督員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。

3.19 設計業務の成果物

1. 成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
3. 受注者は、設計図書に規定がある場合又は監督員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。
4. 成果物は、紙または電子データとし、電子データはCD-R又はDVD-Rにて納品する。
5. 電子成果物の図面データのファイル形式は、SXF(sfc)、オリジナル、PDFまたはTIFF形式とする。ただし、この形式により難い場合には、あらかじめ、監督員と協議し、承諾を得ること。

3.20 検査及び引渡し

1. 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
2. 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
3. 発注者は、前項の検査によって設計業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
4. 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを設計業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
5. 受注者は、設計業務が完了検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計業務の完了とみなす。

3.21 引渡し前における成果物の使用

受注者は、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。
この場合においては、3.22 著作権の譲渡等に関する規定を準用する。

3.22 著作権の譲渡等

1. 受注者は、成果物（発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分に係る成果物及び成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるとき、発注者が部分引渡しを請求した引渡部分に係る成果物を含む。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）若しくは構造物（以下「本件構造物」という。）が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第２章及び第３章に規定する著作者の権利（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。以下「著作権等」という。）

のうち受注者に帰属するもの（著作権法第２章第３節第２款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2. 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(1) 成果物又本件建築物若しくは本件構造物の内容を公表すること。

(2) 発注者が成果物の利用目的の実現のために必要な範囲（増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等含む）で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 本件建築物又は本件構造物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 本件建築物又は本件構造物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

3. 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物若しくは本件構造物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物又は本件構造物に受注者の実名又は変名を表示すること。

4. 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

5. 受注者は、発注者が承諾した場合には、成果物を複製し、又は翻案することができる。

6. 発注者は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

7. 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

委託内容の説明 （本件対象項目は右に「○」、対象外項目は「－」）			
	業務内容の項目		
基本設計	設計条件等の整理	条件整理	－
		設計条件の変更等の場合の協議	－
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	基本設計方針の策定	総合検討	－
		基本設計方針の策定及び建築主への説明	－
	基本設計図書の作成		○
	概算工事費の検討		－
	基本設計内容の建築主への説明等		○
実施設計	要求の確認	建築主の要求等の確認	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	実施設計方針の策定	総合検討	○
		実施設計のための基本事項の確定	○
		実施設計方針の策定及び建築主への説明	○
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	○
		建築確認申請図書の作成	○
	概算工事費の検討		－
	実施設計内容の建築主への説明等		○
意図伝達	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		－
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		－

上記以外で本委託に含まれる項目			
積算業務	○	建築物省エネ法の計画作成	○
建築確認申請手続業務	－	建築物省ｴﾈ法の一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費計算業務	－
補助申請に係る申請及び協議	－	―	
CASBEE申請	－	―	
施設台帳（電子データ）	○	模型等作成	－
リサイクル計画書	○	透視図作成	－
防災拠点等の設計、検討	－	住宅性能評価申請手続き･手数料	－
ﾗｲﾌｻｲｸﾙCO2検討	－	営繕積算ｼｽﾃﾑ(RIBC)利用料(1か月)	－
既存建物調査	○	―	

設計業務特記仕様書

１．　設計概要・期間

公募要綱のとおり

なお、業務の着手日については市と協議する

２．設計業務の範囲

別表のとおり

３．契約不適合責任期間

工事完成後２年間

４．提出図書（設計成果物）

①設計図書	１式
②構造計算書等	１式
③積算内訳書（根拠資料含む）	１式
④打合せ議事録	１式
⑤施設台帳	１式
⑥製本図面（2 つ折り縮小）	１式
⑦建築設計チェックリスト	１式
⑧関係法令に基づく申請図書	１式
⑨①～⑤、⑦～⑧の電子データ	１式

５．資料の貸与

公募要綱のとおり

６．注意事項等

・本仕様書における「業務水準」とは要求水準書による。

・共通仕様書に定める管理技術者のほか、管理技術者のもとで業務を担当する「担当技術者」（建築・電気・機械・火葬炉各1 名以上）を選任すること。

・管理技術者と担当技術者は兼ねてもよい。

・設計にあたっては、綿密に現地調査を行うこと。

・関連法規を遵守の上、設計業務を行うこと

・設計にあたっては、監督員と十分に協議すること。

・設計における各段階及び完了時に図面等で監督員の精査を受けること。
・「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」に基づいて設計を行い、「環境配慮対策チェックシート」により導入した環境配慮事項の確認を行うこと。
・設計業務着手後10 日以内に、設計業務工程表を発注者に提出すること。
・設計チェックリストを要領に従い提出すること。
・設計成果物は、次の工事区分ごとにまとめること（ただし、提案内容によってはこの限りではない）

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、 火葬炉機械設備工事、火葬炉電気設備工事

・工事特記仕様書は、本市の「外壁改修工事特記仕様書」、「建築改修工事特記仕様書」、「電気設備工事特記仕様書」、「機械設備工事特記仕様書」の最新版、及び「火葬炉機械設備工事特記仕様書」、「火葬炉電気設備工事特記仕様書」を用いること。
・図面及び内訳書の作成にあたっては、構成（目次）・用語・略号、縮尺等について、事前に監督員と協議し、指示に従うこと。
・内訳書、明細書、代価表類を作成し、エクセル及びPDF データを提出すること。
・拾い書類はエクセルにて作成し、必要な箇所にリンクをかけて提出すること。
・内訳書作成に必要な見積徴収を行うこと。
・設計図書は各種工事ごとにまとめること。
・関係部署との協議については、その都度、必ず議事録を作成し、監督員へ提出すること。
・業務の一部を第三者へ委託しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を監督員へ提出し、承諾を得ること。
・本業務実施にあたっての適用基準等は要求水準書による。
・必要に応じて、指定管理者と協議・調整を行うこと

７．電子納品

・本業務は、電子納品対象業務とする。（電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいい、電子データとは「福岡市電子納品手引き 建築・設備業務編」（以下、「電子納品の手引き」という。）に基づいて作成されたものを指す。）
・業務完成時の提出物は、従来どおり「紙」による成果品とともに、「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R 又はDVD―R）資料として提出すること。

８．労働環境改善の試行の取り組みに関する特記仕様書

・本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行う試行業務である。

・取り組み内容については、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整の上取り組めるものを設定し実施すること

（１）月曜日は依頼の期限日としない

（２）金曜日は依頼しない

（３）週1 回以上は定時に帰るよう心がける

（４）17 時以降の打合せは行わない

（５）その他、取り組みが必要と思われる内容

９.共通仕様書の読み替え

・設計業務委託共通仕様書に記載の内容を、以下のとおり読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
委託契約	設計・施工一括契約
６．「契約図書」とは、契約書又は請書及び設計図書をいう	６．「契約図書」とは、契約書又は請書及び要求水準書をいう
設計図書	要求水準書
設計業務委託契約書第44 条の２	設計・施工一括契約書第●条
契約締結後	設計業務着手後

工事業務特記仕様書

１．　設計概要・期間

公募要綱のとおり

なお、業務の着手日については市と協議する

２．適用する特記仕様書

・建築工事特記仕様書
・建築改修工事特記仕様書
・外壁改修工事特記仕様書
・電気設備工事特記仕様書
・機械設備工事特記仕様書
・火葬炉機械設備工事特記仕様書
・火葬炉電気設備工事特記仕様書

なお、特記仕様書は最新のものを適用すること。

３.特記仕様書の読み替え

・上記特記仕様書に記載の内容を、以下のとおり読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
福岡市建設工事請負契約約款第３条第２項	設計・施工一括契約書第●条第●項
工事請負契約書	設計・施工一括契約書
請負契約の締結後	工事業務の着手後
契約約款第20 条	契約約款●条

４.工事実績情報の登録について

・上記特記仕様書における「工事実績情報の登録」について、登録時期のうち「受注時」は「工事着手時」に読み替える

建築改修工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事名称　福岡市葬祭場「刻の森」整備事業

2．工事場所　福岡市南区桧原六丁目1番1号

3．工事期間　事業契約締結日から令和13年3月14日まで

工事を施工しない日　有（下記の期間）　・　無

工事を施工しない時間帯　有（下記の時間帯）　・　無

4．工事概要　建築工事一式

5．別途工事

6．契約不適合責任期間　受渡し完了の日から　１年間

7．その他

8．特記事項　福岡市契約事務規則３２条２項、また福岡市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第３条２項による発注者がその必要がないと認めるものは本工事については下記による。（該当事項〇印）

⊙ 請負代金内訳書　⊙ 工程表

9．安全管理

（１） 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第３０条第２項に基づく特定元方事業者とし当現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講じること。

（２） 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密にし当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように建築主体業者が責任を持って指導すること。

（３） 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。

（４） 警備契約書及び警備計画書等で取り決めた警備業務の範囲に基づき、交通誘導員の労働災害防止対策の徹底を図ること。

10．その他

（１） 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。

（２） 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。

（３） 受注者は、下請業者の１次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ，監督員に提出すること。

（４） 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。

（５） 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。（該当する工事に⊙印）

⊙塗装　⊙防水　⊙金属製建具

（６） 本工事の施工に伴う工事用資材等の輸送においては、過積載をしないこと。

（７） 部分払を受ける場合は、市長を被保険者とする火災保険その他の保険を付すること。

（８）本工事の施工においては「建設リサイクル法」に基づき廃棄物の抑制・適正処理を行い、再生資材及び再生資材製品の活用を図ること。

（９）施工体制台帳等の提出

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

また、国土交通省令に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出する施工体制台帳に添付すること。

施工体制の確認方法は、「Ⅳ．施工体制の確認」による。

（１０）福岡市契約事務規則第４１条１項４号に定める中間技術検査

（該当事項〇印）　⊙実施する　・実施しない

Ⅱ．建築改修工事仕様

1．共通仕様

（１） 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和４年版）による。

なお、新築・増築工事を含む場合は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和４年版）により、解体工事を含む場合は「建築物解体工事共通仕様書」（令和４年版）による。

2．特記仕様の適用

（１）項目は、番号に〇 印の付いたものを適用する。

（２）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。

⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。

（３）各項目に記載の［　］内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（４）各項目に記載の（　）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（５）形状寸法の単位は、特記なき限りミリメートルとする。

（６）標準仕様書の監督職員は監督員と読み替える。

3．ＣＡＤデータ　⊙有　・無

貸与するＣＡＤデータを当該工事における施工図及び完成図書を作成するため以外に使用してはならない。これに基づく完成図書、施工図のＣＡＤデータの著作権は本市に帰属する。また貸与したＣＡＤデータは工事完成検査までに返却すること。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	①適用基準等	（１節　一般事項） ⊙建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　令和４年版） ・学校標準詳細図
	②工事実績情報ｻｰﾋﾞｽの登録（コリンズ）[1.1.4]	※　請負金額500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に、当該工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター(JACIC)に登録し、下記の区分で10日（土日祝日を除く）以内に登録し、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。 受注時、途中変更時、訂正時、竣工時
	③工事の一時中止に係る事項 [1.1.9]	※工事の一時中止に係る計画の作成 1)　契約約款第２０条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにする。 2)　工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	④監督基準	※別紙「建築改修工事監督基準」による　・標準仕様書による。
	⑤工事の記録 [1.2.4]	（２節　工事関係図書） ※福岡市建築・設備工事写真撮影要領により提出すること。
	6.電気保安技術者 [1.3.3]	（３節　工事現場管理） ・適用する　・適用しない
	7.施工条件 [1.3.5]	・施工条件（　　）
	⑧事故報告 [1.3.10]	災害及び事故が発生した場合は，直ちに監督員に連絡するとともに「福岡市公共工事にかかる事故報告要領」に基づき報告すること。
	⑨発生材の処理等 [1.3.12]	・引き渡しを要するもの（　　） ・中間再生処理　（　　） ・特別管理産業廃棄物　・有　・無 ・再資源化を図るもの　・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊　・木材 ※ｺﾝｸﾘｰﾄ塊（鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ塊を含む）、ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊については、認定再利用施設（中間処理施設）への搬入とすること。
	⑩.環境への配慮 [1.4.1]	（４節　材料） 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、環境負荷を低減できる材料を選定すること。 指定品目、判断基準は「福岡市グリーン購入ガイドライン」によること。
	⑪.材料 [1.4.2]	本工事に使用する材料は、設計図書に定めるもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は監督員の承諾を受ける。 なお、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」により省略することができる。
	⑫.化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。 １） 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒド及びスチレン（以下「ホルムアルデヒド等」という。）を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ２） 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ない規格品とする。 ３） 接着剤はホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないもの並びにトルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）の含有量が少ない規格品とする。壁紙用及び木工用接着剤はフタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。 ４） 塗料はホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないもの並びにトルエン等の含有量が少ない規格品とする。 ５） １）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 ※規制対象外 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品　b.接着剤等不使用 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ・第三種　①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEo規格品　④旧JASのFco規格品
	⑬.特別な材料の工法	改修標仕及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 （５節　石綿含有建材の調査）
	⑭.事前調査 [1.5.1]	調査範囲　※図面図示による（施工範囲）　⊙（改修を行う室の仕上材） ・貸与できる資料等（　・　既存図　・　石綿含有調査報告書　） 石綿含有建材の除去にあたり、あらかじめ資格者による事前調査を行う。 調査結果は、監督員に提出すること。 資格者の分析による石綿含有調査　・行う（下記による）　・行わない 「アスベスト分析マニュアル」（厚生労働省）による調査方法 ・定性分析１　・定性分析２　・定性分析３・定量分析１　・定量分析２ 1材料あたりの試料数　※ ３　・（　　）
	⑮.技能士 [1.7.2]	（７節　施工） ⊙適用する（工種については現場説明書を参照）　・適用しない
	⑯.化学物質の室内空気濃度測定 [1.7.9]	・受注者は監督員の指示に従い工事完了時に室内空気中の化学物質の濃度を測定すること。 （測定物質） ①ホルムアルデヒド　②トルエン ③キシレン　④エチルベンゼン　⑤スチレン （測定箇所） ※測定室は監督員の指示による。　箇所数（　　箇所）
	⑰.完成時の提出図書 [1.9.1～3]	（９節　完成図等） ⊙提出する（※完成図書等作成要領（福岡市財政局）による） ・提出しない
	⑱.ＣＡＬＳ／ＥＣ電子納品	・設計額2,000万円以上の工事は対象 ・設計額250～2,000万円で市が指定する工事は対象。 ・指定する　・指定しない ※福岡市電子納品の手引き（建築・設備工事編）による。
	⑲.設計GL	※図示　・設計GL＝現状GL
	⑳.施工図等の取り扱い	施工図等の著作権に係わる、当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	21.福祉環境整備	福岡市福祉のまちづくり条例の適用により、下記のいずれかを取り付けること。 ・整備基準適合証（基本タイプ）（２００×２００）　・整備基準適合証（優良タイプ）（２００×２００）
2 仮設工事	1.騒音･粉じん等の対策 [2.1.3]	（１節　共通事項） ・防音パネル　（設置範囲　　） ・防音シート　（設置範囲　　） ・防音シート（採光用）　（設置範囲　　）
	2.足場その他[2.2.1]	（２節　足場等） １）仮囲い　・設ける（種類　　）　・設けない ２）足場 仮囲い　・設ける（種類　　）　・設けない 内部足場　種別　※脚立，足場板等 外部足場　種別　・枠組足場　・くさび緊結式足場　・単管本足場　・（　） 範囲　・図面図示による　・（　　） 防護シートによる養生　※行う　・行わない ※　足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時は常時、全ての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものとし、「手すり行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ３）材料，搬去材等の運搬 [表2.2.1] ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種
	3.養生 [2.3.1]	（３節　養生） 既存部分の養生　※ビニルシート、合板等　・（　　） 既存家具等の養生　※ビニルシート等　・（　　） 備品等の移動　・行わない　※行う（図示）
	4.仮設間仕切 [2.3.2] [表2.3.1]	仮設間仕切り等の種別 種別 / 下地 / 仕上材（厚さ　mm） / 充てん材 / 塗装 ・A種 / ※軽量鉄骨・木下地 / ・合板（※9.0　・　）※せっこうボード(※9.5　・　） / ・（　）厚さ（　mm） / ※無し・片面 ※B種 ・C種 / 単管下地 / ・防炎シート　・（　） / / ・仮設扉 / ※木製扉・鋼製扉 / ※合板張り程度　・ ※片面フラッシュ程度　・ / / ※無し・有り
	5.監督員事務所 [2.4.1]	（４節　仮設物） ・設置する　・設置しない ・（　　m2）程度
	6.監督員事務所の備品等 [2.4.1]	・設備の種類　※監督員と協議　・（　　） ・備品等の種類（　　） ・備品等の数量（　　）
	7.工事用水	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
	8.工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
	9.工事用地復旧	※塵埃、コンクリート屑等を撤去し地均しをする。 ・塵埃、コンクリート屑等を撤去し、凹部に良土を入れ工事用地全面にローラ転圧をする。
	10.工事表示板等	※工事表示板　※建設業許可票　※労災保険関係成立票 ※施工体系図　・運搬経路表示板

令和元年度以降の改定

R2.3.31　公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版），公共建築工事標準仕様書（平成31年版）による内容改正

R05.04.01　公共建築改修工事標準仕様書（令和４年版）、公共建築工事標準仕様書（令和４年版）による内容改正

R05.10.01　アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書（令和５年１０月）による内容改正

【 注 意 事 項 】

※契約用図面をＡ３サイズに縮小する場合の縮小倍率は、下記のとおり読み替え全ての図面共通とする。

※Ａ１サイズの場合、１／２とする。

・Ａ２サイズの場合、７／１０とする。

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業	
図面名	改修工事特記仕様書（１）	日付　令和6年　12月　25日
福岡市　保険医療局　生活衛生部　生活衛生課		No. 1

3 防水改修工事

（１節　共通事項）

・ 保守管理ﾌﾟﾚｰﾄ

保守管理用プレート　壁プレート（300×250程度）
・ 設ける（　　箇所　）
・ 設けない

・ 保証期間

保証期間	防水改修工法の種類・種別
・ 10年	
・５年	

・ 降雨等に対する養生方法（とい共）
[3.1.3]

※ 改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による
・（　　）

・既存防水層の処理
[3.1.4、表3.1.4]

既存保護層の撤去
・ 行う（範囲　・ 図示による　・　　）
・ 行わない

既存防水層の撤去
・ 行う（範囲　・ 図示による　・　　）
・ 行わない

[3.2.6]

既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
・ 行う（・ M4AS　・ M4ASI　・ M4C　・ M4DI　・ L4X）
・ 行わない

[3.1.4、表3.1.4]

立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去
・ 行う（ ・ POAS　・ POASI　・ POD　・ PODI　・ POS
・ POSI　・ POX　・ M4S　・ M4SI　・ S4S　・ S4SI）

・ 行わない（ ・ POAS　・ POASI　・ POD　・ PODI　・ POS
・ POSI　・ POX　・ M4S　・ M4SI　・ S4S　・ S4SI）

（２節　既存防水層等の撤去及び既存下地の処理）

・ 既存下地の処理
[3.2.6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等
・ 図示による　・（　　）

POS工法及びPOSI工法（機械的固定方法）の既存保護層を撤去し
防水層を非撤去とした
立上り部等の処置
※ 改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による
・（　　）

設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、
手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び
防水層末端部の納まり部の処理
※ 監督職員と協議する　・ 図示による

（３節　アスファルト防水）

・アスファルト防水
[3.3.2][3.3.3]

屋根保護防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート
・P2A	・A-1			※ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄｻｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度 ・（　　）
	・A-2			
	・A-3			
・P1B	・B-1			
	・B-2			
・P2A Ⅰ	・AⅠ-1		（種類）※ JIS A 9521に基づく押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA（ｽｷﾝ層付き）（厚さ）(mm) ・（　　）	※ﾌﾗｯﾄｻｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度 ・（　　）
	・AⅠ-2			
	・AⅠ-3			
・P1B Ⅰ	・BⅠ-1			
	・BⅠ-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.3.5及び表3.3.6による
・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・（　　）
材料構成による区分　※ R種
厚さ（　　）mm以上

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.3.3及び表3.3.4による
・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・（　　）
材料構成による区分　※ R種
厚さ（　　）mm以上

押え金物の材質及び形状寸法
※ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
・（　　）

[3.3.5]

平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※ 水下　80mm以上　・（　　）
床タイル張り　※ 水下　60mm以上　・（　　）

[3.3.2]

立上り部の保護方法
・ 乾式保護材（乾式保護材の材料　・（　　））
・ コンクリート押え
・ モルタル押え（屋内等）
・ れんが押え（・ 図示　・（　　））
れんがの材料（※　JIS R 1250　・（　　））

[3.2.5][3.3.2]
[3.3.3]

屋根露出防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・M4C	・C-1			・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・（　）	※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・（　）	・適用する	
	・C-2						
	・C-3						
	・C-4						
・M3D ・POD	・D-1			・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・（　）	※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・（　）	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・D-2						
	・D-3						
	・D-4						
・PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1		改修標準仕様書3.3.2(9)（種類）・（　）（厚さ）(mm) ・（　）	・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・（　）	※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・（　）	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・DI-2						

[3.3.2]

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.3.9による
・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・（　　）
材料構成による区分　※ R種
厚さ（　　）mm以上

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.8及び表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・（　　）
材料構成による区分　※ R種
厚さ（　　）mm以上

[3.3.4]

絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置　※ 図示による　・（　　）

[3.3.3]

絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※ アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・（　　）

設置数量　※ アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・　（個）

屋内防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所
・ P1E	・ E-1	
・ P2E	・ E-2	

保護層　・ 設ける（ ※ 図示による　・　　）
・ 設けない

[表3.3.10]

E-1の行程3を行う部位
※ 貯水槽、浴室等常時水に接する部位
・（　　）

[3.3.2]

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
・（　　）

[3.3.5]

屋根排水溝
※ 図示による　・（　　）

（４節　改質アスファルトシート防水）

・改質アスファルトシート防水
[3.2.5][3.4.2]
[3.4.3]

屋根露出防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・M4AS	・AS-T1			・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	・適用する	
	・AS-T2						
	・AS-J2						
・M3AS	・AS-T3			・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・AS-T4						
	・AS-J1						
・POAS	・AS-T3			・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・AS-T4						
	・AS-J1						
	・AS-J3						
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-TI		改修標準仕様書3.4.2(3)(ｳ)（種類）（厚さ）(mm)	・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない
	・ASI-JI						

[3.4.2]

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・（　　）
材料構成による区分　※ R種
厚さ（　　）mm以上

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・（　　）
材料構成による区分　※ R種
厚さ（　　）mm以上

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・（　　）
材料構成による区分　※ R種
厚さ（　　）mm以上

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
・ アルミニウム製　L−30×15×2.0(mm)程度
・（　　）

[3.4.3]

絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※ 改質アスファルトシートの製造所の指定
・（　　）

設置数量　※ 改質アスファルトシートの製造所の指定
・　（個）

絶縁断熱工法の防湿用シート
・ 設置する
・ 設置しない

（５節　合成高分子系ルーフィングシート防水）

・ 合成高分子系ルーフィングシート防水
[3.2.5][3.5.2～4]

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・POS ・S4S	・S-F1			・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S-F2					・適用する	
	・S-M1					・適用する	
	・S-M2					・適用する	
・S3S	・S-F1	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・		・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・				・適用する	
・M4S	・S-M1			・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-M2					・適用する	
						・適用する	
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・	改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)(b)（種類）（厚さ）(mm) ・	・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・SI-F2					・適用する	
	・SI-M1		改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)(a)（種類）（厚さ）(mm) ・			・適用する	
	・SI-M2					・適用する	

[表3.5.1]

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様
※ 非歩行仕様
・ 軽歩行仕様

[表3.5.2]

SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム
・ 設置する　・ 設置しない

[表3.5.3]

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗厚	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚
・S-C1		・	※ 7mm以下 ・

[3.5.2]

合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
・ JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類　・（　　）
厚さ　・　mm以上

絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質
※発泡ポリエチレンシート
・（　　）

固定金具の材質及び寸法形状
※ 厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又は
それらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
・（　　）

[3.5.3]

接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※ ルーフィングシートの製造所の仕様
・（　　）

設置数量　※ ルーフィングシートの製造所の仕様
・　（個）

[3.5.4]

接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
・ 行う（ ・ 図示による　・　　）

プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り
（種別S-F1、SI-F1の場合）
・ 行う（ ・ 図示による　・　　）
・ 行わない

機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 図示による

（６節　塗膜防水）

・ 塗膜防水
[3.2.5][3.6.2、3]

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・POX	※X-1		・主材料の製造所の仕様 ・	※主材料の製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・X-2					
	・X-1H					
	・X-2H					
・L4X	・X-1		・主材料の製造所の仕様 ・	※主材料の製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	※X-2					
	・X-1H					
	・X-2H					

[3.6.3]

ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※ 主材料の製造所の仕様
・（　　）

設置数量　※ 主材料の製造所の仕様
・　（個）

[3.6.3]

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
・P1Y	※Y-2		※ 主材料の製造所の仕様による	・設ける ・設けない
・P2Y	※Y-2		※ 主材料の製造所の仕様による	・設ける ・設けない

（７節　シーリング）

・ シーリング
[3.1.4]

シーリング改修工法の種類
・ シーリング充填工法
・ シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法
・ ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り
・ 適用する　・ 適用しない
エッジング材張り
・ 適用する　・ 適用しない

[3.7.7]

[3.7.2]

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

[表3.7.1]

仕上げを行わない施工箇所
・ 図示による　・（　　）

[3.7.3]

シーリング材の目地寸法
※ 改修標準仕様書3.7.3(1)による
・ 図示による
・（　　）

[3.7.8]

接着性試験
※ 簡易接着性試験
・ 引張接着性試験

（８節　とい）

・ とい
[3.8.2]

といその他の材種
・ 配管用鋼管
・ 硬質ポリ塩化ビニル管
・ ルーフドレン
・（　　）

とい受金物
材種
※ 改修標準仕様書3.8.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）
・（　　）

形状
※ 市販品（とい径100以下）
※ 25×4.5以上（とい径100を超えるもの）
・（　　）

取付け間隔
※ 改修標準仕様書3.8.2による
・（　　）

足金物
材種
※ 改修標準仕様書3.8.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）
・（　　）

形状
※ 市販品
・（　　）

取付け間隔
※ 改修標準仕様書3.8.2による
・（　　）

多雪地域
・ 適用する　・ 適用しない

防露材のホルムアルデヒド放散量
※　F☆☆☆☆

[3.8.3]

既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法
・ 図示による　・（　　）

鋼管製といの防露巻き
※ 改修標準仕様書表3.8.4による
・（　　）

ルーフドレンの種類及び呼び

種別		呼び	施工箇所
・ろく屋根用たて形Ⅰ型	ねじ込み式	・	
・ろく屋根用横形Ⅰ型	ねじ込み式	・	
・バルコニー中継用	・ねじ込み式	・	
	・差し込み式	・	
・バルコニー用	・ねじ込み式	・	
	・差し込み式	・	

たてどい受金物の取付け
※ 図示による　・

ルーフドレンの取付け
※ 水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する
・

（９節　アルミニウム製笠木）

・アルミニウム製笠木
[3.9.2]

種類
・オープン形式（ ・ 押出250形　・ 押出300形　・ 押出350形）
・板材折曲げ形（ ・ オープン形式　・ シール形式）
本体幅（　　）mm　板厚（ ・　mm　※ 2.0mm）

表面処理
種別（　　）種
色合等　・ 標準色（　　）　・ 特注色（　　）

[3.9.3]

既存笠木等の撤去
・ 行う（範囲　・ 図示による　・　　）
・ 行わない

下地補修の工法　※ 図示による　・（　　）

板材折曲げ形の笠木の取付方法　※ 図示による　・

笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・図示による

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業		
図面名	改修工事特記仕様書（２）	日付　令和6年　12月　25日	
福岡市　保険医療局　生活衛生部　生活衛生課			No. 2

4 外壁改修工事

・ 施工数量調査
[1.6.2]
[1.6.3]

調査範囲
・外壁改修範囲
・図示による

調査内容
ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。
また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び
錆汁の流出の有無を調査する。

モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては
浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

コンクリート表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及び
はく落部を壁面に表示する。
また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

既存部分の破壊を行った場合の補修方法
・図示による

調査報告書の部数（・2部　・　　）

・ ひび割れ部
改修工法
[4.1.4] [4.2.5]

・ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量 (mL/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	※200～300 ・	・130 ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	・50～100 ・	・40 ・
	0.3以上～0.5 未満	・100～200 ・	・70 ・
	0.5以上～1.0 未満	・150～250 ・	・130 ・

[4.2.5]

注入状況の確認方法
※コアの抜取りを行う
抜取り個数
※長さ500mごと及びその端数につき1個
・

抜取り部の補修方法
※図示による
・

[4.1.4][4.2.6]

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料の種類
※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
・

[4.2.4]

[4.2.6]

シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填
・行う　　・行わない

[4.2.6]

シーリング材の試験は改修標準仕様書3章　防水改修工事による。
・可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

[4.1.4][4.2.7]

・ 欠損部改修工法
[4.1.4] [4.2.4､7]

・充填工法
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・

・ ひび割れ部
改修工法
[4.1.4][4.3.5]
[4.3.6]

・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量 (mL/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	※200～300 ・	・130 ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	・50～100 ・	・40 ・
	0.3以上～0.5 未満	・100～200 ・	・70 ・
	0.5以上～1.0 未満	・150～250 ・	・130 ・

[4.1.4][4.3.5]
[4.3.7]

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料の種類
※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
・

[4.1.4][4.3.5]
[4.3.8]

シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填
・行う　　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

・欠損部改修工法
[4.1.4][4.3.5]
[4.3.9]

・充填工法
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗替え工法

[4.1.4][4.3.5]
[4.3.10]

・現場調合材料
（セメントは改修特記仕様書8-2　コンクリート工事による）
・既調合材料（　　）

既製目地材
・使用する（形状　・図示による　　・　　）

仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置
※図示による

・浮き部改修工法
[4.1.4]
[4.3.11～16]

工法の種類	アンカーピンの本数(本/㎡) 一般部	アンカーピンの本数(本/㎡) 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 指定部	注入量(mL/箇所)
・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	―	―	※25 ・
・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	―	―	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・充填工法	―	―	―	―	―
・モルタル塗替え工法	―	―	―	―	―

[4.3.5]

アンカーピンの材質
※ ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
・

[4.3.5]

注入口付アンカーピンの材質
※ ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度
・

[4.3.5]

充填工法用材料
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・ポリマーセメントスラリー

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢28日) (N/?)	曲げ性能 (材齢28日) (N/?)	吸水性 (72時間) (%)	耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/?)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

[4.3.5]

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

モルタル塗替え工法用材料
・現場調合材料
（セメントは改修特記仕様書8-2　コンクリート工事による）

・既調合材料（　　）

既製目地材
・使用する（形状　・図示による　　・　　）

仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置
※図示による

・ タイルの形状、
寸法等
[4.4.5]

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	ぐすり施ゆ	無施ゆ	役物有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐汚り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

[4.4.8]

見本焼き
・行う(施工箇所：　　)　　・行わない

[4.4.8]

試験張り
・行う(範囲、仕様等は図示による)　　・行わない

・ ひび割れ部
改修工法
[4.1.4][4.4.5、6]

・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量 (mL/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	※200～300 ・	・130 ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	・50～100 ・	・40 ・
	0.3以上～0.5 未満	・100～200 ・	・70 ・
	0.5以上～1.0 未満	・150～250 ・	・130 ・

・欠損部改修工法
[4.4.5]

・タイル部分張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

[4.4.5]

・タイル張替え工法
張替え用材料
・接着剤　JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル　（・現場調合材料　　・既調合モルタル）

[4.4.8]

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
※改修標準仕様書表4.4.2による
・図示による

[4.4.8]

外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
・行う　　・行わない

[4.4.8]

・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
・

[4.4.8]

タイル張りの工法
・外装タイル
・密着張り　　・改良圧着張り

・ユニットタイル
・マスク張り　　・モザイクタイル張り

[4.4.8]

・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
・

[4.4.5]

シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
※ポリウレタン系
・

伸縮調整目地その他の目地
※変成シリコーン系
・

・ 浮き部改修工法
[4.1.4]
[4.4.5､9～15]

工法の種類	アンカーピンの本数(本/㎡) 一般部	アンカーピンの本数(本/㎡) 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 指定部	注入量(mL/箇所)
・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	―	―	※25 ・
・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	―	―	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	―	―	※25 ・
・タイル部分張り替え工法	―	―	―	―	―
・タイル張り替え工法	―	―	―	―	―

[4.4.5]

アンカーピンの材質
※ ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの
・

[4.4.5]

注入口付アンカーピンの材質
※ ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度
・

[4.4.5]

・タイル部分張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

・タイル張替え工法
張替え用材料
・接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル　（・現場調合材料　　・既調合モルタル）

[4.4.8]

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
※改修標準仕様書表4.4.2による
・図示による

[4.4.8]

外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
・行う　　・行わない

[4.4.8]

・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
・

[4.4.8]

タイル張りの工法
・外装タイル
・密着張り　　・改良圧着張り

・ユニットタイル
・マスク張り　　・モザイクタイル張り

[4.4.8]

・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
・

[4.4.5]

シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
※ポリウレタン系
・

伸縮調整目地その他の目地
※変成シリコーン系
・

・ 目地改修工法
[4.1.4][4.4.16]

・目地ひび割れ部改修工法

・伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法
・図示による

・ 既存塗膜等の除去
下地処理及び
下地調整
[4.5.4]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による	・ひび割部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による	
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による	
・水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上面全面 ・図示による	

・ 下地調整塗材
[4.5.2]

※下地調整塗材
・ポリマーセメントモルタル

・ 仕上塗材仕上げ
[4.1.5][4.5.2]
[表4.5.1]

新規仕上塗材の種類
・薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	仕上げの形状	工法	防火材料
・			・
・			・

・厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	仕上げの形状	工法	上塗り	防火材料
・			・適用する	・
・			・適用する	・

・複層仕上塗材

種類（呼び名）	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・			樹脂 ※ｱｸﾘﾙ系 外観 ※つやあり ・ﾒﾀﾘｯｸ 溶媒 ※水系	・ ※耐候形3種	・
・	・	・	・	・	・

・可とう形改修用仕上塗材

種類（呼び名）	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・			樹脂 外観 溶媒	・耐候形1種 ・耐候形2種 ・耐候形3種	・
・	・	・	・	・	・

・マスチック塗材塗り
[4.1.5] [4.6.2]
[表4.6.1]

種別
・A種　　・B種

・外壁用
塗膜防水材塗り
[4.1.5][4.7.2､3]
[表4.7.1]

仕上げの形状
・

工法
・

[4.7.2]

仕上塗料の耐候性
・

[4.7.3]

下地挙動緩衝材の適用
・適用する
・適用しない

コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、
改修特記仕様書4章　外壁改修工事
（コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修）による。

モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、
改修特記仕様書4章　外壁改修工事
（モルタル塗り仕上げ外壁改修）による。

[表4.7.1]

吹付け工法の模様材の種類
・　　（・所要量　　(kg/㎡)）

[表4.7.1]

外壁用仕上塗料の種類
・　　（・所要量　　(kg/㎡)）

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業	
図面名	改修工事特記仕様書（６）	日付　令和6年　12月　25日
福岡市　保険医療局　生活衛生部　生活衛生課		No. 6

5 建具改修工事

・ 改修工法
[5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具				・建具表による
・樹脂製建具		―		・建具表による
・鋼製建具	・外部			・建具表による
	・内部			・建具表による
・鋼製軽量建具				・建具表による
・ステンレス製建具				・建具表による
・木製建具				・建具表による

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方
※ 図示による ・（ ）

新規建具周囲の補修工法及び範囲
※ 図示による ・（ ）

・ 防火戸
[5.1.4]

・ 指定する 適用箇所（ ・ 建具表による ・（ ））
・ 指定しない

防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
・ 連動させる（ ・ 建具表による ・（ ））
・ 連動させない

・ 見本の製作等
[5.1.5]

建具見本の製作 ・ 行う（建具符号： ）
・行わない

特殊な建具の仮組 ・行う（建具符号： ）
・行わない

・ 防犯建物部品
[5.1.7]

・ 適用する（ ・ 建具表による ・（ ））
・ 適用しない

・アルミニウム製建具
[5.2.2]

性能値等
耐風圧性の等級（ ・ ）
（建具符号 ・ 建具表による ・（ ））

気密性の等級 （ ・ ）
（建具符号 ・ 建具表による ・（ ））

水密性の等級 （・ ）
（建具符号 ・ 建具表による ・（ ））

外部に面する建具の種別
・ A種（建具符号 ・ 建具表による ・ ）
・ B種（建具符号 ・ 建具表による ・ ）
・ C種（建具符号 ・ 建具表による ・ ）

枠の見込み寸法
（ ・ 建具表による ・ ）

防音ドア・防音サッシ
遮音性の等級（ ・ ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

断熱ドア・断熱サッシ
断熱性の等級（ ・ ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

[5.2.3]

材料
ステンレス鋼板
※ SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ・（ ）

ステンレス製のくつずりの仕上げ
※ HL ・（ ）

[5.2.4]

形状及び仕上げ
表面処理
外部に面する建具
種別 ・ BB-1 ・ BB-2 （改修標準仕様書5.2.2）
着色 ・ 標準色 ・ 特注色

屋内の建具
種別 ・ BC-1 ・ BC-2 （改修標準仕様書5.2.2）
着色 ・ 標準色 ・ 特注色

結露水の処理方法
・ 水貯め式 ・ 排水式

[5.2.5]

工法
水切り板、ぜん板 ※ 図示による ・（ ）

・ 網戸等
[5.2.3、5.3.3]

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316) 製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス(SUS304) 線材	1.5mm	網目寸法15mm

・ 樹脂製建具
[5.3.2]

性能値等
耐風圧性の等級（ ）
気密性の等級 （ ）
水密性の等級 （ ）
外部に面する建具の種別
・ A種（建具符号 ・ 建具表による ・ ）
・ B種（建具符号 ・ 建具表による ・ ）
・ C種（建具符号 ・ 建具表による ・ ）

防音ドア・防音サッシ
遮音性の等級（ ・ T-1 ・ T-2 ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

断熱ドア・断熱サッシ
断熱性の等級（ ・ H-4 ・ H-5 ・ H-6 ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

外部に面する建具の日射熱取得性の等級
・

枠の見込み寸法
・ 建具表による ・

[5.3.3]

材料
ガラス ※ 複層ガラス ・

ステンレス製の沓摺の仕上げ ※ HL ・

[5.3.4]

形状及び仕上げ
表面色 ・ 標準色 ・ 特注色

[5.3.5]

工法
水切り板、ぜん板 ※ 図示による ・

・ 鋼製建具
[5.4.2]

性能値等
簡易気密型ドアセット
・適用する（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
・ 適用しない

外部に面する建具の耐風圧性
耐風圧性の等級（ ・ ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

防音ドア・防音サッシ
遮音性の等級（ ・ ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

断熱ドア・断熱サッシ
断熱性の等級（・ ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

耐震ドア
面内変形追随性の等級（・ ） ・ 耐震丁番
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

[5.4.3]

材料
ステンレス鋼板
※ SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ・

ステンレス製のくつずりの仕上げ
※ HL ・

[5.4.4]

形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ
※ 改修標準仕様書表5.4.2による
・ mm 使用箇所（ ）

[5.4.6]

標準型鋼製建具の形式及び寸法
※ 建具表による ・

・ 鋼製軽量建具
[5.5.2]

性能値等
簡易気密型ドアセット
・ 適用する（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
・ 適用しない

防音ドア・防音サッシ
遮音性の等級（ ・ ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

断熱ドア・断熱サッシ
断熱性の等級（ ・ ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

耐震ドア
面内変形追随性の等級（ ・ ） ・ 耐震丁番
（建具符号：・建具表による ・ ）

[5.5.3]

材料
鋼板
・ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板
・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板

ステンレス鋼板 ※ SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ・

召合わせ、縦小口包み板の性質 ※ 鋼板 ・

ステンレス製のくつずりの仕上げ ※ HL ・

[5.5.4]

形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ
※ 改修標準仕様書表5.5.1による
・ mm 使用箇所（ ）

[5.5.6]

標準型鋼製軽量建具の形式及び寸法
※ 建具表による ・

・ステンレス製建具
[5.6.2]

性能値等
簡易気密型ドアセット
・ 適用する（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
・ 適用しない

外部に面する建具の耐風圧性
耐風圧性の等級（ ・ ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

防音ドア・防音サッシ
遮音性の等級（ ・ ）
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

断熱ドア・断熱サッシ
断熱性の等級（ ・ ）

耐震ドア
面内変形追随性の等級（・ ） ・ 耐震丁番
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

[5.6.3]

材料
ステンレス鋼板 ※ SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ・

ステンレス製のくつずりの仕上げ ※ HL ・

[5.6.4]

形状及び仕上げ
表面仕上げ ※ HL ・ 鏡面仕上げ

[5.6.5]

工法
ステンレス鋼板の曲げ加工
※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ

・ 木製建具
[5.7.2]

建具材の加工、組立時の含水率
※ A種 ・

・ フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等
※ 改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)による
・

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板	表面の樹種 板面の品質（ ※ 広葉樹1等 ・ ） 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・天然木化粧合板	樹種名（ ） 接着の程度（・1類 ・2類 ）	
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ※ プリント ・ ポリエステル化粧合板 ・ メラミン化粧合板 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・MDF		

表面板の厚さ
※ 表5.7.6による ・（ ）

[5.7.2～4]

・かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※ 36mm ・ 建具表による ・

・ふすま
張りの種別（ ・ Ⅰ型 ・ Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外）・ 鳥の子 ・ 新鳥の子又はビニル紙程度

縁仕上げ
・ 塗り縁 ・ 生地縁（素地） ・ 生地縁（ウレタンクリヤー塗装）

見込み寸法
※ １９．５mm ・ 建具表による ・

・戸ぶすま
表面板の仕上 ・ 建具表による
見込み寸法 ※ 30mm ・ 建具表による ・

・紙張り障子
見込み寸法 ※ 30mm ・ 建具表による ・

枠、くつずりの材料 ・建具表による ・

・ 建具用金物
[5.8.2]

金物の種類及び見え掛り部の材質等
※ 改修標準仕様書表5.8.1により適用は建具表による
・

金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※ 改修標準仕様書表5.8.2による
・ 建具表による

樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※ 改修標準仕様書表5.8.3による
・ 建具表による

木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※ 改修標準仕様書表5.8.4による
・ 建具表による

木製建具に使用する戸車及びレール
※ 改修標準仕様書表5.8.5による
・ 建具表による

[5.8.3]

握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置
・ 建具表による ・

・ 鍵
[5.8.4]

マスターキー
・ 製作する ・ 製作しない ・ 既存のマスターキーに合わせる

その他の鍵の製作本数 ※ 各室3本1組（室名札付き） ・

鍵箱 ・ 無し ・ 有り

・自動ドア開閉装置
[5.9.2]

戸の開閉方式 ・建具表による ・

・引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.9.1による
（防錆 ・ 適用する ・ 適用しない）
・以下による
種類・開閉方式 （ ）
耐電圧 （ ）
温度上昇 （ ）
耐久性（サイクル） （ ）
防錆 （ ）
電源 （ ）

・車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.9.2による
（防錆 ・ 適用する ・ 適用しない）
・以下による
温度上昇 （ ）
耐電圧 （ ）
耐久性（サイクル） （ ）
防錆 （ ）
電源 （ ）

・引き戸用検出装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.9.3による
（防錆 ・ 適用する ・ 適用しない）
・以下による
放射無線周波数電磁界耐性（ ）
耐電圧 （ ）
防錆 （ ）
防滴 （ ）
電源 （ ）

引き戸検出装置の種類は改修標準仕様書表5.9.4により、適用箇所は建具表による
タッチスイッチの種類
・ 無線式タッチスイッチ
・ 光線式タッチスイッチ

車椅子使用者用便房スイッチの種類
・ 大型押しボタンスイッチ
・ 非接触スイッチ

凍結防止措置 ・ 行う ・ 行わない

・自閉式上吊り引戸装置
[5.10.3]

性能値等
※改修標準仕様書表5.10.1
・以下による
手動開き力 （ ）
手動閉じ力 （ ）
閉じ速度の調整 （ ）
制動区間 （ ）
開閉繰返し （ ）
耐衝撃性 （ ）

・ 重量シャッター
[5.11.2]

シャッターの種類
・ 管理用シャッター ・ 外壁用防火シャッター
・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター

外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度 （ ）Pa

開閉方式の種類 ※ 電動式（手動併用） ・ 手動式

安全装置
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置
設置箇所 （ ・ 図示 ・ ）

電動式シャッターの障害物感知装置
設置箇所 （ ・ 図示 ・ ）

屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置
※ 危害防止装置
・ 既設シャッターに改修により取り付ける可動座板式
設置箇所 （ ・ 図示 ・ ）

管理用シャッターのシャッターケース
・ 設ける ・ 設けない

スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類
・ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）

めっきの付着量 ※ Z12又はF12 ・

・ 軽量シャッター
[5.12.2]

開閉方式の種類 ※ 手動式 ・ 上部電動式（手動併用）

耐風圧強度 （ ）Pa

安全装置
電動シャッターの障害物感知装置
設置箇所 （ ・ 図示 ・ ）

[5.12.3]

スラットの材質
・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量（ ※ Z06又はF06 ・ ）
・ JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板）
めっきの付着量（ ※ AZ90 ・ ）

[5.12.4]

スラットの形状
・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形

・オーバーヘッドドア
[5.13.2、3]

セクション材料による区分	耐風圧性能の区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・50 ・75 ・100 ・125	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

[5.13.2]

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置
設置箇所 （ ・ 図示 ・ ）
・ 設けない（設置箇所 ・ 建具表による ・ ）

・ ガラス
[3.7] [5.14.2～4]

・ フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類
・ 建具表による ・

[5.14.2]

・ 型板ガラスの厚さによる種類
・ 建具表による ・

・ 網入り板ガラス及び線入り板ガラスの網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの 呼びによる種類
・ 建具表による ・

・ 合わせガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びにガラスの合計厚さ、特性による種類
・ 建具表による ・

・ 強化ガラス
形状による種類、材料板ガラスの種類による名称及び特整による種類
・ 建具表による ・

・ 熱線吸収板ガラス
板ガラスによる種類、厚さによる種類及び性能による種類
・ 建具表による ・

・ 複層ガラス
材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラスの厚さ、断熱性による区分、日射取得性、日射遮蔽性による区分及び乾燥気体の種類
・ 建具表による ・

[5.14.2]

・ 熱線反射ガラス

耐久性による区分
・ 建具表による ・

[5.14.2]

・ 倍強度ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類
・ 建具表による ・

・ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	・シーリング材 ・グレイジングガスケット	※建具の製造所の仕様による ・図示による
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による
ステンレス製	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による
樹脂製	・グレイジングガスケット ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による

・ ガラスブロック
[5.14.5]

表面形状	呼び寸法（mm）	厚さ（mm）	目地幅（mm）		伸縮調整	防火
			平積み	曲面積み	目地（mm）	性能
	・160×160	・95 ・				
	・200×200	・95 ・				

壁用金属枠及び補強材・形状
・ 図示による ・

力骨
材質 ※ ステンレス鋼(SUS304) ・

寸法 ※ 径5.5mm ・

形状 ※ はしご形状複筋及び単筋 ・

化粧目地モルタルの色（ ・ 白 ・ グレー）

シーリングの種類 （ ・ SR-1 ・ PS-1）

金属製化粧カバー
材質 ・ ステンレス製 ・ アルミニウム製
寸法 ・ 図示による ・
形状 ・ 図示による ・

目地部の横力骨の納まり
※ ガラスブロック製造所の仕様による ・ 図示による

工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 図示による

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業		
図面名	改修工事特記仕様書（３）	日付 令和6年 12月 25日	
福岡市 保険医療局 生活衛生部 生活衛生課			No. 3

6 内装改修工事

・ 改修範囲
[6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、
壁及び床の改修範囲
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・ 図示による

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側 600mm 程度とし既存仕上げに準じた仕上げを行う
・ 図示による

既存天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修
※ 既存のまま ・ 図示による

・既存床の撤去及び下地補修
[6.2.2]

ビニル床シート等の撤去
※ 仕上材のみ（接着剤とも）
・ 下地モルタルとも（ ・ 図示による ・ 撤去範囲全て）

合成樹脂塗床材の除去工法
・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲
※ 図示による ・

・既存壁の撤去及び下地補修
[6.3.2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※ 改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り
（塗り厚25mmを超える場合の処置 ※ 図示による）

・ 施工一般
[6.5.2]

材料のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による

・ 製材

・JAS 1083-5 製材 - 第5部に基づく下地用製材

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理
		※2級 ・	※A種 ・B種	
		※2級 ・	※A種 ・B種	

・JAS 1083-2 製材 - 第2部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理
見え掛り面		※上小節 ・	※A種 ・B種	
見え掛り面以外		※ 小節以上 ・	※A種 ・B種	

・JAS 1083-6 製材 - 第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理
		※1等 ・	※10%以下 ・A種 ・B種	
		※1等 ・	※10%以下 ・A種 ・B種	
		※1等 ・	※10%以下 ・A種 ・B種	

・JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理	含水率
		（ ） 造作材の場合 （※A種 ・B種）	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・
		（ ） 造作材の場合 （※A種 ・B種）	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・
		（ ） 造作材の場合 （※A種 ・B種）	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・

・ 造作用集成材

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法（mm）	見付け材面	見付け材面の品質
					※1等 ・2等
					※1等 ・2等
					※1等 ・2等

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面	見付け材面の品質
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率
				※15%以下 ・
				※15%以下 ・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・

・ 造作用
単板積層材
[6.5.2]

・JAS 0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法（mm）	表面の品質	防虫処理
				・適用する ・適用しない

・JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法（mm）	表面の品質	含水率	防虫処理
			※14%以下 ・	・適用する ・適用しない

・JAS 3079に基づく直交集成板

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能（使用環境）	樹種名	寸法（mm）

・ 合板等 [6.5.2]

・「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用する ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ（mm）	防虫処理	強度等級
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する ・適用しない	・適用する （ ） ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・特類 ・1類	・適用する ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ（mm）	接着の程度	防虫処理の適用
			・1類 ・2類	・適用する ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理の適用
		・1類 ・2類			・適用する ・適用しない

・パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ（mm）
		※13タイプ ・	※P又はM ・		※15 ・

・構造用パネル

施工箇所	品名	寸法（mm）

・MDF

施工箇所	厚さ（mm）	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

・ 接合具等
[6.5.3]

造作材の化粧面の釘打ち
※隠し釘打ち
・釘頭埋め木
・つぶし頭釘打ち
・釘頭現し

諸金物
※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
（改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品 表8.20.1のF種程度）

・ （形状： 寸法：
材質： ）

・ 接着剤
[6.5.3、4]

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
・

・ 防腐・防蟻処理
[6.5.5]

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②による ・	※JIS K 1571に適合又は同等品
	・	
	・	

・薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部位（ ）

・合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位（ ）

・内部間仕切軸組及び床組み
[6.5.6]

・間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉又は松
・

・床組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉又は松
・

・ 窓、出入口その他の他
[6.5.7]

・窓、出入口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉
・

・ 床板張り
[6.5.8]

・縁甲板及び上がりがまちに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※ひのき
・

・ 壁及び天井下地
[6.5.9]

・壁及び天井下地に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉または松
・

・ 軽量鉄骨天井下地
[6.6.2]

野縁等の種類
屋外
※25形 ・19形

屋内
※19形 ・25形

[6.6.3]

屋外の形式及び寸法
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔
・図示による

周辺部の端からの間隔
・図示による

野縁の間隔
・図示による

[6.6.4]

既存の埋込みインサート
・使用する ・使用しない

あと施工アンカーの確認試験
・行う
（試験箇所数 ※屋内の場合、当該階において3箇所 ・ か所）
（確認強度 ※吊りボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
・ N）

・行わない

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
（補強方法 ※図示による ・ ）

・天井のふところが3.0mを超える場合
（補強方法 ※図示による ・ ）

・天井の下地材における耐震性を考慮した補強
（補強箇所 ※図示による ・ ）
（補強方法 ※図示による ・ ）

・ 軽量鉄骨壁下地
[6.7.3]

スタッド、ランナの種類
※改修標準仕様書表6.7.1による
スタッドの高さによる区分に応じた種類
・図示による
・

[表6.7.1]

スタッドの高さが5.0mを超える場合
※図示による

[6.7.4]

出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※改修標準仕様書6.7.4(5)による

・ ビニル床シート
[6.8.2、3]

種類の記号	色柄	厚さ（mm）	備考
※FS ・	・無地 ・マーブル柄 ・柄物	※2.0 ・	

目地処理する場合の工法
※熱溶接工法

・ ビニル床タイル
[6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法（mm）	厚さ（mm）	備考
・TT ・FT ※KT ・F0A ・F0B	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・500×500 ・	・2.0 ・2.5 ・3.0	

・ 特殊機能床材

シート・タイルの種別	種類	性能	厚さ、寸法、形状(mm)
・帯電防止床シート			厚さ：
・帯電防止床タイル			寸法： 厚さ：
・視覚障害者用の床タイル		—	形状：
・耐動荷重性床シート			厚さ：
・防滑性床シート			厚さ：
・防滑性床タイル			寸法： 厚さ：

・ ビニル幅木

材質の種類
・軟質 ・硬質

高さ(mm)
※60 ・75 ・100

厚さ(mm)
※1.5以上

・ ゴム床タイル

種類 ・単層品 ・積層品

色柄 （ ）

厚さ(mm) ・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0

寸法(mm)（ ）×（ ）

・ カーペット敷き
[6.9.2][表6.9.1]

・織じゅうたん

織り方	パイル形状	帯電性
・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット/ループパイル	・適用する ・適用しない

色柄（※模様のない無地 ・ ）
パイル糸の繊維種等 ・
※無地の織りじゅうたんの種別（・A種 ・B種 ・C種）
・

[6.9.3]

織じゅうたんの接合方法
※ヒートボンド工法 ・つづり縫い

下敷き材
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種1号 呼び厚さ 8mm
・

[6.9.2][6.9.3]

・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ（mm）	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・5～7 ・	・全面接着工法 ・グリッパー工法	・適用する ・適用しない	
・ループパイル	・4～6 ・			
・カット、ループ併用	・			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第212号 呼び厚さ 8mm
・

タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

・タイルカーペット

パイルの形状	種類	施工箇所	寸法（mm）	総厚さ（mm）	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カット・ループ併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

タイルカーペットの敷き方
平場 ※市松敷き ・模様流し ・（ ）

階段部分 ※模様流し ・市松敷き ・（ ）

見切り、押え金物
材質（ ）
種類（ ）
形状等 ※図示による ・

・ 合成樹脂塗床
[6.10.3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型薄塗材 弾性ウレタン樹脂系塗床材			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型薄塗材 エポキシ樹脂系塗床材		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			※平滑仕上げ

[6.10.2]

塗床材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

・フローリング張り
[6.11.2～5]

フローリングのホルムアルデヒドの放散量等
※改修標準仕様書6.11.2(2)による
・

単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ、幅、長さ
・フローリングボード1等	・釘留め工法（根太張り）	・	※改修標準仕様書表6.11.1による ・
	・釘留め工法（直張り）	・	※改修標準仕様書表6.11.3による ・
	・接着工法	・	※改修標準仕様書表6.11.5による ・
・フローリングブロック1等	・接着工法	・	

複合フローリング

種類	工法	樹種	厚さ、幅、長さ
・複合フローリング（天然木化粧）	・釘留め工法（根太張り）	・	※改修標準仕様書表6.11.2による ・A種 ・B種 ・C種
	・釘留め工法（直張り）	・	※改修標準仕様書表6.11.4による ・A種 ・B種 ・C種
	・接着工法	・	※改修標準仕様書表6.11.6による ・A種 ・B種 ・C種

接着工法の場合の不陸緩和材
※合成樹脂発泡シート ・

[6.11.5]

現場塗装仕上げ
・ウレタン樹脂ワニス塗り ・

・ 畳敷き
[6.12.2]

種別
・A種 ・B種 ・C種
・D種（畳床：・KT-Ⅰ ・KT-Ⅱ ・KT-Ⅲ ・KT-K ・KT-N）

下地の種類
・標準仕様書表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン）
・

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

衝撃緩和型畳（畳表：・C1 ・C2）

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業	
図面名	改修工事特記仕様書（４）	日付 令和6年 12月 25日
福岡市 保険医療局 生活衛生部 生活衛生課		No. 4

・ せっこうボード、その他のボード及び合板張り
[6.13.2]

せっこうボード、その他ボード

規格名称	種類	厚さ(mm)等
木質系セメント板	・硬質木毛セメント板	・15　・20　・25
	・中質木毛セメント板	・15　・20　・25
	・普通木毛セメント板	・15　・20　・25
	・硬質木片セメント板	・12　・15　・18　・21
	・普通木片セメント板	・30
繊維強化セメント板	・けい酸カルシウム板	タイプ2（無石綿）・6　・8
火山性ガラス質複層板(VSボード)	・火山性ガラス質複層板	・
繊維板	・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	・3　・7　・9　・12
	・ハードボード（スタンダードボード）	・素地ハードボード（・無研磨板　・研磨板） ・内装用化粧ハードボード（・無研磨板　・研磨板） ・2.5　・3.5　・5　・7
	・ハードボード（テンパードボード）	・素地ハードボード（・無研磨板　・研磨板） ・外装用化粧ハードボード（・無研磨板　・研磨板） ・2.5　・3.5　・5　・7
	・インシュレーションボード	A級（・天井仕上げ　・内装仕上げ　・　　） ・9　・12　・15　・18
パーティクルボード	・単板張りパーティクルボード	・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18
	・化粧パーティクルボード	・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ ・塗装 ・10　・12
吸音材料	・ロックウール化粧吸音板	・フラットタイプ（・9(不燃)　・12(不燃)・　　） ・凹凸タイプ（・9(不燃)　・12(不燃)・　　）
	・ロックウール吸音ボード1号	・25
	・グラスウール吸音ボード32K	・25(ガラスクロス包)
せっこうボード製品	・せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)
	・不燃積層せっこうボード	・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様) ・9.5(不燃)
	・シージングせっこうボード ・強化せっこうボード ・せっこうラスボード	・12.5(不燃) ・12.5(不燃)　・15(不燃) ・9.5
せっこうボード製品（続き）	・化粧せっこうボード（木目）	模様（・柾目　・板目） 専用下地材有り ・12.5(不燃)幅440mm程度
	・化粧せっこうボード（トラバーチン）	・9.5(準不燃)

[6.13.2]　MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

[表6.13.1]　表面への化粧張り等の加工
※図示による

[6.13.2]　合板

種類	規格	防虫処理
・普通合板	表板の樹種名 板面の品質 厚さ　※図示による　・(　　mm)	・行う ・行わない
・天然木化粧合板	化粧板の樹種名 厚さ　※図示による　・(　　mm)	・行う ・行わない
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ・オーバーレイ　・プリント ・塗装 表面性能（　　） 厚さ　※図示による　・(　　mm)	・行う ・行わない

[6.13.2]　合板のホルムアルデヒド放散量
※改修標準仕様書6.13.2(3)(イ)の(a)～(d)のいずれか
・

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

[6.13.3]　天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合
※図示による

合板類の張付け　・A種　・B種

せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類　※仕上表による

突付け工法及び目透し工法のエッジの種類
・ベベルエッジ　・スクェアエッジ

・ 壁紙張り
[6.14.2]

ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備考
	紙	繊維	塩化ビニル	プラスチック	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃　・難燃	

・ 壁紙張り
[6.14.3]

モルタル及びプラスター面の素地ごしらえの種別
※B種　・A種

コンクリート面の素地ごしらえの種別
※B種　・A種

せっこうボード面及びその他のボード面の素地ごしらえの種別
※B種　・A種

・モルタル塗り
[6.15.3、5、6]

モルタル
・現場調合材料　・既調合材料

既製目地材
・設ける　施工箇所（　　）　形状（※ 図示による　・　　）
・設けない

[6.15.5]　壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
・

[6.15.6]　床の目地
・設ける
目地割り
※2㎡程度（最大目地間隔　※3m程度）　・
目地の種類
※押し目地　・
・設けない

・ タイル張り
[6.16.2]

伸縮目地の位置
床タイル（※ 縦、横とも4m以内ごと　・図示による　・　　）
床タイル以外（・図示による　・　　）

見本焼き　・行う（施工箇所：　　）　・行わない

試験張り　・行う（範囲、仕様等は図示による）　・行わない

[6.16.3]　・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
既調合モルタル（品質・性能、試験方法は別表による）
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用
モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め
工場において所定の割合に配合した材料とする。

既調合目地材（品質・性能、試験方法は別表による）

[6.16.4]　壁タイル張りの工法
内装タイル　・密着張り　・改良圧着張

内装タイル以外のユニットタイル
・マスク張り　・モザイクタイル張り
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
内装タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

・ セルフレベリング材塗り
[6.17.2、3]

塗厚（mm）
・（　　）

7 塗装改修工事

・ 材料
[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

防火材料
※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

下地調整
[7.1.8] [7.2.1]

既存錆止め塗料の鉛含有量調査
・ 行う（　　箇所）　・ 行わない

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲
・ 図示による　・（　　）

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え		
木部	※RB種		―
鉄鋼面	※RB種		―
亜鉛めっき鋼面	※RB種		―
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）	※RB種		―
モルタル、プラスター面	※RB種		・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)、ALCパネル面	※RB種		・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・RA種　・RB種 ・RC種		・行う ・行わない
コンクリート面（DP）	・RB種　・RC種		・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	※RB種		―

・ 素地ごしらえ
[7.3.2～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種　・B種
	透明塗料塗りの場合	※B種　・A種
鉄鋼面（DP以外）		※C種　・A種　・B種
鉄鋼面（DP）		※B種　・A種　・C種
亜鉛めっき鋼面		・A種　・B種
モルタル面及びプラスター面		※B種　・A種
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		※B種　・A種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		※B種　・A種
コンクリート面（DPのみ）		※B種　・A種
せっこうボード面及び	目地：継目処理工法	※A種　・B種
その他ボード面	目地：継目処理工法以外	※B種　・A種

錆止め塗料塗り
[7.4.2、3]

錆止め塗料塗りの種別

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP（工程の種別は表7.4.3）	塗替え	A種	※C種
		新規見え掛り	A種	※A種
		新規見え隠れ	A種	※B種
	EP-G（工程の種別は表7.4.3）	塗替え	※ B種　・ A種	※C種
		新規見え掛り	※ B種　・ A種	※A種
		新規見え隠れ	※ B種　・ A種	※B種
	DP（工程の種別は表7.4.4）	塗替え	7.4.2(1)(イ)(b)による。	・B種(下地調整RB種) ・C種(下地調整RC種)
		新規	7.4.2(1)(イ)(a)による。	・A種
亜鉛めっき鋼面	SOP（工程の種別は表7.4.5）	塗替え	※A種　・B種	※C種
		新規　鋼製建具等	※A種　・B種	※A種
		新規　その他	※B種	※B種
	EP-G（工程の種別は表7.4.5）	塗替え	C種	※C種
		新規　鋼製建具等	C種	※A種
		新規　その他	C種	※B種
	DP（工程の種別は表7.4.6）	塗替え	B種	―
		新規	B種	―

・ 塗装
[7.5.2～7.13.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・ 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗装の種類 ※ 1種 ・ 2種	木部屋外	※ B種　・(　　)	※ A種　・(　　)
	木部屋内	※ B種　・(　　)	※ B種　・(　　)
	鉄鋼面	※ B種　・(　　)	※ B種　・A種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※ A種　・(　　)	※ B種　・(　　)
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※ A種　・(　　)	※ B種　・(　　)
・ クリヤラッカー塗り(CL)		※ B種 ・ A種 (着色塗料の種類：　　)	※ B種 ・ A種 (着色塗料の種類：　　)
・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※ B種　・A種	※ B種　・A種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級(　　)級	・	―
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級(　　)級	・	―
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面等	※ B種　・ A種	・A種　・B種
	屋内の木部	※ B種　・ A種	※A種　・(　)
	屋内の鉄鋼面	※ B種　・ A種	・A種　・B種
	屋内の亜鉛めっき面	※ B種　・ A種	・A種　・B種
・ 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※ B種　・ A種	・A種　・B種
・ 合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※ B種　・ A種	・A種　・B種
・ ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※ B種　・ A種	※B種　・A種
・ ステイン塗り		・ ピグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り(OS)	
・ 木材保護塗料塗り(WP)		※ B種　・ A種	※ B種　・ A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、
モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）
の塗替えの場合のしみ止め
※ 改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
・（　　）

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
・（　　）
・ 高日射反射率塗料塗り
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）※ RB種　・ RA種　・ RC種

工程	塗料その他				塗付け量(kg/㎡)
	規格番号	規格名称	種類	等級	
	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用
・ 適用しない
・ 適用する(着色剤：・ 溶剤系着色剤　・ 油性染料着色剤)

ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の適用
・ 適用する　・ 適用しない

オイルステン塗りの工程等
・（　　）

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業	
図面名	改修工事特記仕様書（５）	日付　令和6年　12月　25日
福岡市　保険医療局　生活衛生部　生活衛生課		No. 5

8 耐震改修工事

（1節　共通事項）

1.既存部分の撤去等 [8.21.2][8.22.2] [8.23.2][8.24.4] [8.25.2][8.26.5] [8.27.2]

既存構造体の撤去
撤去範囲
・ 図示による　・（　　）

2.既存部分の処理 [8.21.3][8.22.3] [8.23.3][8.26.6] [8.27.3]

はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置
・ 図示による　・（　　）

既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度
・ 既存柱、梁面
　・ 打継ぎ面等の15～30%程度に、平均深さ 2～5mm（最大7mm）程度の凹凸を全体にわたってつける。
　・（　　）
・ 既存壁
　・ 打継ぎ面の10～15%程度に、平均深さ 2～5mm（最大7mm）程度の凹凸を全体にわたってつける。
　・（　　）

3.既存杭の撤去等 [8.28.2]

・ 撤去範囲及び撤去方法
・ 図示による　・（　　）

（2節　材料）

4.鉄筋 [8.2.1]

鉄筋の種類等

種類の記号	呼び径（mm）	備考
・SD295		
・SD345		

5.溶接金網 [8.2.2]

鉄線の形状等

種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径（mm）	使用部位
・溶接金網			
・鉄筋格子			

（3節　鉄筋の加工及び組立）

6.鉄筋の継手及び定着 [8.3.4]

鉄筋の継手の方法等

部位	継手方法		呼び径（mm）
柱、梁の主筋	・ガス圧接	・機械式継手	
	・溶接継手	・重ね継手	
耐力壁の鉄筋	・重ね継手	・（　　）	
その他の鉄筋	・重ね継手	・（　　）	
（　　）			

継手位置　・ 図示による　・（　　）

柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ
※ 改修標準仕様書 表8.3.2による　・ 図示による　・（　　）

耐力壁の重ね継手の長さ
※ 改修標準仕様書8.3.4(3)(ｱ)による　・ 図示による　・（　　）

先組工法等の、柱及び梁の主筋の隣り合う継手位置
・ 同一箇所とする　・ 改修標準仕様書 表8.3.3による

鉄筋の定着の長さ
※ 改修標準仕様書 表8.3.4による　・ 図示による　・（　　）

折り曲げ定着の方法
※ 改修標準仕様書8.3.4(5)(ｲ)の図8.3.3による　・（　　）

機械式定着工法
・ 適用する
　適用箇所　・ 図示による　・（　　）
　種類　・ 摩擦圧接接合　・ 螺合グラウト固定
　　・ 嵌合グラウト固定　・（　　）
　　※評定等の評価内容による
　帯筋組立の形、継手及び定着　・ 図示による　・（　　）

7.鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む）[8.3.5]

最小かぶり厚さ
※ 改修標準仕様書8.3.5(1)による
・ 図示による　・（　　）

軽量コンクリートを適用する場合
・ あり　適用箇所（　　）
・ 改修標準仕様書 表8.3.6の最小かぶり厚さに加える厚さ（　　）mm

耐久性上不利な箇所がある場合(塩害等を受けるおそれのある部分等)
・ あり　適用箇所（　　）
・ 最小かぶり厚さに加える厚さ（　　）mm
・（　　）

8.ガス圧接 [8.3.8]

圧接完了後の圧接部の試験
超音波探傷試験　※ 行う（全圧接部）　・（　　）

（4節　鉄筋の機械式接手及び溶接継手）

9.機械式継手 [8.4.2]

適用箇所　・ 図示による　・（　　）

H12建告第1463号に適合する性能　・ A級　・（　　）

性能、種類　・（　　）

鉄筋相互のあき　・ 図示による　・（　　）

施工完了後の継手部の試験
・ 外観試験
　試験対象　※ 全数　・（　　）
　試験項目　・（　　）
　試験方法　・（　　）
・ 超音波測定試験
　試験対象　・（　　）・ 全数
　不合格となった場合の措置　・（　　）

10.溶接継手 [8.4.3]

適用箇所　・ 図示による　・（　　）

H12建告第1463号に適合する性能　・ A級　・（　　）

溶接継手の性能、工法、鉄筋相互のあき　・ 図示による(　　)

施工完了後の継手部の試験
・ 外観試験
　試験対象　※ 全数　・（　　）
　試験項目　・（　　）
　試験方法　・（　　）
　不合格となった場合の措置　・（　　）
・ 超音波測定試験
　試験対象　・（　　）
　不合格となった場合の措置　・（　　）

11.鉄筋の加工及び組立 [8.21.6][8.22.7]

割裂補強筋　形状　・（　　）

種類の記号　・（　　）

呼び径、曲げ直径、ピッチ　・ 図示による　・（　　）

12.コンクリートの種類 [8.1.3]

コンクリートの類別
※ Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
・ Ⅱ類（JIS A 5308に適合したコンクリート）

13.コンクリートの品質・材料・調合 [8.1.3][8.1.4] [8.2.5][8.9.2]

気乾単位容積質量による種類及び強度等
・ 普通コンクリート

設計基準強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m3)	適用箇所
・24		・2.3程度	
・		・	
・			

構造体強度補正値　※改修標準仕様書表8.2.4による

・ 軽量コンクリート

設計基準強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m3)	種類	適用箇所
・（　　）		・（　　）	・1種	
			・2種	

構造体強度補正値　※改修標準仕様書表8.2.4による

セメント [8.2.5]

種　類
※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種
適用箇所（　　）
・ 高炉セメントB種　適用箇所（　　）
・ フライアッシュセメントB種　適用箇所（　　）

骨材 [8.2.5]

フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材及び電気炉酸化骨材
・ 使用する

普通エコセメントを使用するコンクリートの骨材
・ 再生骨材Hを使用する

アルカリシリカ反応性による区分
※ A　・ B

混和材料[8.2.5]

・ 混和剤
　混和剤の種類
　※改修標準仕様書 8.2.5(4)(a)による　・（　　）
・ 混和材
　混和剤の種類
　※改修標準仕様書 8.2.5(4)(b)による　・（　　）
改修標準仕様書8.2.5(5)(b)⑥のア～ウ以外の混和材量
　・混和剤（　　）　・混和材（　　）
　使用方法　・（　　）
　使用量　・（　　）

14.構造体用モルタル [8.2.6]

構造体用モルタル
圧縮強度（　　）
フロー値（　　）

15.暑中コンクリート [8.10.2]

構造体強度補正値
※ 6N/mm2　・（　　）

16.無筋コンクリート [8.11.1]

コンクリートの種類　※ 普通コンクリート　・（　　）

設計基準強度　※ 18N/mm2　・（　　）

スランプ　※ 15cm又は18cm　・（　　）

適用箇所　・ 図示による　・（　　）

改修標準仕様書 表8.1.1以外のコンクリートを用いる場合
（　　）

17.構造体コンクリートの仕上がり [8.1.4]

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ

種別	適用箇所
・A種	
・B種	
・C種	

コンクリートの仕上がりの平たんさ

種別	適用箇所
・a種	
・b種	
・c種	

18.型枠工事 [8.7.8]

打放し仕上げ部の増し打ち厚さ
・ 打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)
　・ 20mm　・（　　）
・ 打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
　・ 10mm　・ 20mm　・（　　）

19.型枠の材料 [8.2.7]

せき板の材料及び厚さ
・ 合板（※12mm　・　　）
・（　　）

スリーブの材種・規格等
・ 図示による（　　）　・（　　）

20.型枠の加工及び組立 [8.7.8]

シアコネクタをセパレーターとして使用
使用箇所
・ 図示による（　　）　・（　　）

21.コンクリートの打込み工法等 [8.21.8][8.23.5]

コンクリートの打設工法の種類

補強工法	打設工法	部位
・現場打ちコンクリート壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁
		・図示による（　　）
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ),(2)	・全ての増設壁
		・図示による（　　）
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ),(3)	・全ての増設壁
		・図示による（　　）
	・	・図示による（　　）
		・
・柱補強工事（溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法）	・工法指定なし	・全ての柱補強部分
		・図示による（　　）
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ),(2)	・全ての柱補強部分
		・図示による（　　）
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ),(3)	・全ての柱補強部分
		・図示による（　　）
	・	・図示による（　　）
		・
・	・工法指定なし	
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ),(2)	
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ),(3)	

[8.23.6]

鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等
柱頭及び柱脚の隙間の寸法

[8.23.7]

補強後の仕上げ
・ 図示による（　　）　・（　　）

22.鉄骨製作工場 [8.1.5]

鉄骨製作工場の加工能力
※建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場
（　　）グレード以上
・ 監督職員の承諾する工場

23.鉄骨製作工場における施工管理技術者 [8.1.6]

※ 配置する

24.鋼材 [8.2.8]

種類等

種類の記号	適用箇所（主要な部分）	規格
		・JISによる
		・JISによる
		・JISによる
		・JISによる
		・JISによる
		・JISによる

形状及び寸法
・ 図示による　・（　　）

25.高力ボルト [8.2.9]

高力ボルトの種類
・トルシア形高力ボルト　・ JIS形高力ボルト
・溶融亜鉛めっき高力ボルト　・（　　）

ボルトの寸法　ねじの呼び　・ 図示による

[8.13.2]

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・ 図示による（　　）　・（　　）

[8.14.2]

摩擦面の性能及び処理
・ すべり試験の実施（試験方法　・ すべり係数試験　・ すべり耐力試験）

26.溶融亜鉛めっき高力ボルト [8.13.2] [8.20.5]

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・図示による（　　）　・（　　）
摩擦面の処理方法
・ブラスト処理(表面粗度50μmRｚ以上)
・りん酸塩処理
・（　　）

27.溶接材料 [8.2.10]

・ 改修標準仕様書 8.2.10(1)(2)による
・（　　）

28.スタッド [8.2.11]

種類等

呼び名	呼び長さ（mm）	適用箇所
・16		
・19		
・22		

29.仮組 [8.13.10]

仮組を行う範囲　・ 図示による(　　)　・（　　）

30.溶接作業を行う技能資格者の [8.15.3]

試験の要領
・ 図示による(　　)　・（　　）

31.溶接接合 [8.15.4][8.15.7]

開先の形状　・ 図示による(　　)　・（　　）
・ 鋼製エンドタブの切断する部分
　切断する箇所　・ 図示による(　　)　・（　　）
　切断範囲
　・（　　）
　・ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から５mm以下を残して直線状に切断する。
　　なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する
　切断面の仕上げ
　※ 改修標準仕様書8.15.7(1)(ｶ)(b)②による
　・（　　）
スカラップの形状
・ 図示による(　　)　・（　　）

32.溶接部の試験 [8.15.12]

溶接部の外観試験
・ 平12建告第1464号第二号に関する外観試験
　試験の方法
　・「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル(鉄骨製作管理技術者登録機構)」3.5.2　受入検査による
　　・ 抜き取り検査①　※ 抜き取り検査②
・ JASS 6 付則6［鉄骨精度検査基準］の付表3「溶接」に関する試験
　試験の方法
　・ JASS6 10.4［受入検査］e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。
　　ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、
　　超音波探傷試験の試験箇所と同一とする

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業	
図面名	改修工事特記仕様書（７）	日付　令和6年　12月　25日
福岡市　保険医療局　生活衛生部　生活衛生課		No. 7

32. 溶接部の試験
[8.15.12]

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
・ 工場溶接の場合　※ 全数　・（　　）
・ 工場現場溶接の場合　※ 全数　・（　　）

33. 錆止め塗装
[8.17.2]

塗料の範囲
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲
・ 図示による（　　）　・（　　）
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲
※改修標準仕様書8.17.2(1)(ｱ)～(ｵ)による
・ 図示による（　　）　・（　　）

[8.17.4]

塗料の種別
下記以外の鉄鋼面は、7章[塗装改修工事]による
・ 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別
※ A種　・（　　）
・ 耐火被覆材が接着する面の塗料の種別
・（　　）

34. 耐火被覆
[8.18.2]～[8.18.8]

種類、材料、工法等

種　類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹付け	・乾式吹付け ロックウール ・半乾式吹付け ロックウール ・湿式ロックウール ・ ・ ・繊維混入けい酸カルシウム板		
・耐火板張り	・ ・高断熱ロックウール		
・耐火材巻付け	・		
・ラス張りモルタル塗り			
・耐火塗料	・		

35. 鉄骨ブレースの設置工事
[8.22.9]

ブレース設置工事後の仕上げ
・ 図示による（　　）　・（　　）

36. あと施工アンカー
[8.2.4]

材料等
・ 金属系アンカー
・ 引張耐力　・　kN　・ 図示による（　　）
・ せん断耐力　・　kN　・ 図示による（　　）
アンカー本体の径及び埋込み長さ　・ 図示による　・（　　）
セット方式　※ 本体打込み式改良型　・（　　）
接合筋の種類、径、長さ　・ 図示による　・（　　）
・ 性能確認試験
試験方法及び試験数　・ 図示による　・（　　）

・接着系アンカー
・ 引張耐力　・　kN　・ 図示による（　　）
・ せん断耐力　・　kN　・ 図示による（　　）
アンカーの種類　※ カプセル方式回転打撃法

アンカー筋の径及び埋込み長さ　・ 図示による　・（　　）
アンカー筋の種類　・ 図示による　・（　　）
アンカー筋の新設壁内への定着の長さ　・ 図示による　・（　　）
・ 性能確認試験
試験方法及び試験数　・ 図示による　・（　　）

37. 穿孔
[8.12.4]

埋込み配管等の探査方法
・ 鉄筋探知器（金属探知器）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う
・ はつり出しによる
・（　　）

38. 施工確認試験
[8.12.7]

試験方法
※ 引張試験機による引張試験
確認強度　・ 図示による　・（　　）

39. 柱底均しモルタル及びグラウト材
[8.2.12]

・ 柱底均しモルタル
※ 無収縮モルタル　・（　　）

40. 連続繊維シート
[8.2.13] [8.24.6]

連続繊維の材料
・ 炭素繊維　・ アラミド繊維　・（　　）

引張強度（含浸硬化後）　・（　　）N/mm2　・（　　）
ヤング係数（含浸硬化後）　・（　　）N/mm2　・（　　）
・下地処理
・ひび割れ部改修
範囲　・ 図示による　・（　　）
工法の種類　・ 図示による　・（　　）

・ 柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ
・ 図示による　・（　　）

連続繊維補強材の強度試験
・ 引張強度試験
※ JIS A 1191（コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法）による
・（　　）
試験数量
・ 図示による　・（　　）

・ 付着強度試験
※ JIS A 6909（建築用仕上塗材）による
・（　　）
試験数量
・ 図示による　・（　　）

41. 仕上げ
[8.24.7]

補強工事後の仕上げ
・ 図示による　・（　　）

42. 耐震スリットの方式、幅及び深さ
[8.25.2]

方式　・ 完全　・ 部分
幅及び深さ　・ 図示による　・（　　）
設置箇所　・ 図示による　・（　　）

43. 耐震スリット充填材の挿入及び周囲補修等
[8.25.2]

・ 耐火材
使用箇所及び仕様　・ 図示による　・（　　）

・ 遮音材
使用箇所及び仕様　・ 図示による　・（　　）

撤去部の補修
※ 撤去材と同一材で補修　・（　　）

44. 埋戻し及び盛土
[8.28.3]

材料及び工法
・ 材料（　　）
・ 工法（　　）
※ 改修標準仕様書表8.28.1による
・ A種　適用場所（　　）
・ B種　適用場所（　　）
・ C種　適用場所（　　）
土質（　　）　受渡場所（　　）
・D種　適用場所（　　）

建設発生土の処理
※ 構外搬出適切処理
・ 構内指定場所に堆積
・ 構内指定場所に敷き均し

45. 地業工事
[8.2.15][8.28.4]

試験及び報告書
試験杭の位置、本数及び寸法並びに施工方法
・ 図示による　・（　　）

杭の載荷試験の方法　・ 図示による　・（　　）
杭の載荷試験報告書の記載事項　・（　　）
地盤の載荷試験の方法　・ 図示による　・（　　）
地盤の載荷試験報告書の記載事項　・（　　）

杭地業
杭の工法、種類、寸法、施工方法等
・ 図示による　・（　　）
支持層の位置及び土質（基礎ぐいの先端位置含む）
・ 図示による　・（　　）
杭の溶接継手
技能資格者の技量　・ 図示による　・（　　）
溶接部の確認　・ 図示による　・（　　）

杭頭の処理
・ 処理しない
・ 処理する
処理方法（切断にともなう補強方法含む）
・ 図示による　・（　　）

支持層への根入れ長さ　・（　　）
水平方法の位置ずれ
・ 杭径の1/4かつ100mm以下　・ 評定等の評価内容による
・（　　）

記録する施工状況等　・ 図示による　・（　　）

46. 砂利地業
[8.2.15][8.28.4]

材料　・ 再生クラッシャラン　・ 切込砂利又は切込砕石
砂利厚さ　※ 60mm　・（　　）

47. 捨コンクリート地業
[8.2.15][8.28.4]

捨コンクリートの厚さ　※ 50mm　・（　　）
コンクリートの種類　※ 普通コンクリート　・（　　）
設計基準強度　※ 18N/mm2　・（　　）
スランプ　※ 15cm又は18cm　・（　　）

9 環境配慮改修工事

1. 一般事項
[9.1.1]

（１節　石綿含有建材の除去工事）
適用基準　※「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」（福岡市財政局）
石綿含有建材除去後の仕上げ工事　※図面図示による

石綿粉じん濃度測定　※行う（測定箇所数（　　箇所））
・行わない
測定は、「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」に定める方法をもとに監督員と協議する。除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。

2. 除去工事共通事項
[9.1.2]

石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者を選定した際は、資格証明書（写しでも可）を監督員に提示する。

3. 石綿含有吹付材除去工事
[9.1.3]

除去工法　※「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」
※ 9.1.3(2)(ｱ)による
処分方法　※管理型最終処分場で特別管理型産業廃棄物として埋立処分
・中間処理（溶融処理又は無害化処理）
飛散防止措置　※湿潤化　・固形化

4. 石綿含有保温材等の除去
[9.1.4]

除去工法　※「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」
※ 原形のまま手ばらし
・9.1.3による（手ばらし以外の場合，石綿含有吹付材に準ずる）
処分方法　※管理型最終処分場で特別管理型産業廃棄物として埋立処分
・中間処理（溶融処理又は無害化処理）
飛散防止措置　※湿潤化　・固形化

5. 石綿含有成形板等の除去
[9.1.5]

除去工法　※「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」
※ 手ばらし
処分方法
・せっこうボード　※管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分
・成形板等(せっこうﾎﾞｰﾄﾞ除く)　※安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分
・中間処理（溶融処理又は無害化処理）

6. 石綿含有外壁仕上塗材の除去
[9.1.6]

除去工法　※「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」
処分方法　※安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分

（２節　外断熱改修工事）

7. 材料
[9.2.2]

断熱材の種類

材料名	種類	厚さ（mm）
・	・	・

外装材の種類

・	防火性能	

8. 既存外壁の処置
[9.2.3]

既存外壁仕上材の撤去　・ あり　・ なし

下地面の清掃　・ 行う　・ 行わない

欠損部の改修工法　・（　　）

9. 工法
[9.2.4]

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 図示による

不陸等の下地調整　・（　　）

断熱材の施工
・ 断熱材製造所の仕様による
・（　　）

外装材の施工
・ 外装材製造所の仕様による
・（　　）

通気層の有無
・ あり（　　mm）　・ なし

外装材の外壁への取付け
・ 図示による　・（　　）

笠木の施工
・ 改修特記仕様書第3章　アルミニウム製笠木による
・（　　）

（３節　断熱・防露改修工事）

11. 断熱材打込み工法
[9.3.2]

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆　・（　　）
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆　・（　　）

12. 断熱材現場発泡工法
[9.3.3]

断熱材　JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　・（　　）
厚さ(mm)　・（　　）
施工場所　・（　　）

断熱材の種類　・ A種1　・ A種1H　・（　　）
吹付け厚さ（mm）　・ 25　・ 30　・（　　）
施工箇所　・ 図示による　・（　　）

13. 断熱材後張り工法
[9.3.4]

断熱材　JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　・（　　）
厚さ(mm)　・（　　）

・ 断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネル
材質　・（　　）
厚さ　・　(mm)

・ 張り付け工法
断熱材の張り付け工法　・（　　）
断熱材へのボードの張付け工法　・（　　）

（４節　屋上緑化改修工事）

14. 材料
[9.4.2]

植栽基盤及び材料
・ 屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の種類等
※ 図示による　・（　　）
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等
※ 図示による　・（　　）
（品質・性能、試験方法は別表による）

15. 工法
[9.4.3]

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 図示による

かん水装置
・ 設置する（種類　・　　）

既存保護層の撤去
・ 行う　・ 行わない

16. 新植芝及び地被類の枯補償の期間
[9.4.4]

新植した芝及び地被類の枯補償の期間
※引渡しの日から1年　・（　　）

（５節　透水性アスファルト舗装改修工事）

17. 既存舗装の撤去及び再利用
[9.5.2]

※ 図示による　・（　　）

18. 路床
[9.5.3]

路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種　・B種　・C種　・D種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示による ・（　　）
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン ・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂 ・（　　）	・図示による ・（　　）
・フィルター層	・砂 ・（　　）	・図示による ・（　　）

凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験
・ 行う　・ 行わない
・ 路床安定処理

安定処理の方法
・ 置き換え工法
・ 安定処理工法

路床安定処理用添加材料

[表9.5.2]

種類
・ 普通ポルトランドセメント
・ 高炉セメントB種
・ フライアッシュセメントB種
・ 生石灰（・ 特号　・ 1号）
・ 消石灰（・ 特号　・ 1号）

試験

路床土の支持力比（CBR）試験
・ 行う　・ 行わない

路床締固め度の試験
・ 行う　・ 行わない

現場CBR試験
・ 行う　・ 行わない

18. 路盤
[9.5.4]

路盤の厚さ
・ 図示による　・（　　）

路盤材料（改修標準仕様書表9.7.3による種別）
・ クラッシャラン
・ 粒度調整砕石
・ 再生クラッシャラン
・ 再生粒度調整砕石
・ クラッシャラン鉄鋼スラグ
・ 粒度調整鉄鋼スラグ
・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ

19. 舗装の構成及び仕上がり
[9.5.5]

舗装の構成
・ 図示による　・（　　）

20. 試験　[9.5.9]

開粒度アスファルト混合物等の抽出試験
・ 行う　・ 行わない

舗装の平たん性
※ 著しい不陸がないもの
・（　　）

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業		
図面名	改修工事特記仕様書（８）	日付　令和6年　12月　25日	
福岡市　保険医療局　生活衛生部　生活衛生課			No. 8

Ⅲ．現場代理人及び技術者の適正配置について

１．現場代理人の常駐義務について（該当事項〇印）

⊙ 本工事における現場代理人については，工事現場における常駐を要する工事である。

・ 工事請負代金が4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となる場合，本工事における現場代理人については，工事現場における常駐を要する工事である。

２．現場代理人の常駐義務緩和期間について

1．により現場代理人の常駐を要する工事であっても，下記に示す期間については，常駐を要しないものとする。

※　請負契約の締結後，現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置，資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
なお，現場施工に着手する日については，請負契約締結後，監督員との打ち合わせにおいて定める。

※　工事完成後，事務手続き，後片付け等のみが残っている期間。　なお，工事が完成した日は，受注者が工事が完成した旨，発注者に通知した日とする。

※　工事の全部の施工を一時中止している期間

※　工場製作のみが行われている期間

３．主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間について

工事請負代金が4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となる場合における、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合における監理技術者補佐は、建設業法に基づき専任を要する。

ただし、下記に示す期間については、工事現場への専任を要しない。

※　請負契約の締結後，現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置，資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
なお，現場施工に着手する日については，請負契約締結後，監督員との打ち合わせにおいて定める。

※　工事完成後，事務手続き，後片付け等のみが残っている期間。　なお，工事が完成した日は，受注者が工事が完成した旨，発注者に通知した日とする。

※　工事の全部の施工を一時中止している期間

※　工場製作のみが行われている期間

４．配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお，ここでいう「恒常的な雇用関係」とは，次の要件を満たす必要がある。

〇　一般競争入札による工事の場合は，入札参加資格確認申請の日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

〇　指名競争入札による工事の場合は，入札の執行日（開札日）以前に３か月以上の雇用関係にあること。

〇　随意契約による工事の場合は，見積書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

５．特例監理技術者の配置について（該当事項〇印）

・ 本工事は、特例監理技術者（建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。

⊙本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者（建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。

※本工事の当初請負金額が3億円未満である場合

Ⅳ．施工体制の確認

第１条　　施工体制の確認方法

本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。

（１）下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。

（施工体制台帳）

施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。

（工事作業所災害防止協議会兼施工体系図）

①施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。

②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

（２）下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。

（３）施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。

第２条　　施工体制の確認に関する点検

（１）抜き打ち点検

一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。

（２）検査時における点検

Ⅰ 10.その他（10）で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。

第３条　　不備が発覚した場合の措置

（１）工事成績評定での減点処置

監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。

（２）請負代金の支払い

書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。

（３）悪質なケース

虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

Ⅴ．公共事業労務費調査に対する協力

１．本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合，受注者は，調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等，必要な協力を行わなければならない。また，本工事の工期経過後においても，同様とする。

２．調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合，受注者は，その実施に協力しなければならない。また，本工事の工期経過後においても，同様とする。

３．公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう，受注者は，労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等，日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

４．受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には，受注者は，当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

Ⅵ．設計変更にかかる取り扱い

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは，下記のとおりとする。

契約変更の時期について

設計変更に伴う契約変更の手続きは，その必要が生じた都度，遅滞なく行うものとする。
ただし，軽微な設計変更に伴うものは，工期の末（複数年度にわたる工事にあっては，各会計年度の末，または工期の末）に行うことができるものとする。

軽微な設計変更とは，原則として次に掲げるもの以外をいう。

①　設計変更額が当初設計金額の２０％を超えるもの

②　構造，工法，位置又は断面等の変更で重要なもの

③　その他上記に準ずる重要なもの

Ⅶ．地下埋設物調査等に関する特記仕様書

【適　用】（適用事項〇印）

⊙地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合

１．工事着手前における地下埋設物調査の徹底について

１）工事箇所に地下埋設物がある場合，工事着手前にその種類，位置，形状，深さ，構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳，完成図等）と照合し確認するものとする。
特に，破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については，管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。

２）必要に応じて試掘，ボーリング及び地中探査等原位置での調査を，監督員と協議のうえ実施するものとする。

３）地下埋設物の確認については，別紙様式により行い，結果を監督員へ報告するものとする。

２．近接工事に関する確認・対策の徹底について

１）工事箇所に近接する地下埋設物等について，その種類，位置，形状，深さ，構造等を確認し，工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。
なお、対策が必要となった場合には，監督員と協議を行うものとする。

２）近接の範囲については，各管理者によって異なるため，管理者と協議を行うものととする。

・オールケーシング工事の場合

１．作業中止の判断基準について

１）オールケーシング工法の圧入・掘削時に，異常音・回転トルクの上昇等の異変が確認された場合は，作業を中止し，原因の確認を行うものとする。

２）オールケーシング工法のコンクリート打設時に，コンクリートが予定通りに打ち上がってこなかった場合は，作業を中止し，原因の確認を行うものとする。

３）工事の施工中に上記１．２．が発生した場合，現場代理人は，直ちに監督員に連絡し，協議を行うものとする。

４）工事着手前に，上記１～３の事項を盛り込んだ，施工の実態に応じた施工計画書を作成し，監督員へ提出するものとする。

Ⅷ．熱中症対策

受注者は，熱中症対策として，以下の項目を実施する場合は，使用や費用が分かる資料（カタログ・見積等）を監督員に提出の上，必要な設置期間等を協議することとし，その費用については設計変更の対象とする。

（１）遮光ネット（足場に設置するものに限る）

（２）ドライミスト

（３）暑さ指数（ＷＢＧＴ値）の計測装置

なお，上記熱中症対策の実施後，実績が分かる資料（写真等）を監督員に提出すること。

Ⅸ．快適トイレの設置の施行に関する特記仕様書

１．快適トイレの設置の試行

受注者は，現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。
(12)～(17)については，満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり，必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

(1)洋式便座

(2)水洗機能(簡易水洗，し尿処理装置付き含む)

(3)臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)

(4)容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えが無くても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)

(5)照明設備(電源が無くても良いもの)

(6)衣類かけ等のフック付，又は，荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

(7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8)入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

(9)サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)

(10)鏡付きの洗面台

(11)便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様，付属品】

(12)室内寸法900×900㎜以上(半畳程度以上)

(13)擬音装置

(14)着替え台(フィッティングボード等)

(15)フラッパー機能の多重化

(16)窓など室内温度の調整が可能な設備

(17)小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

２．設置に要する費用

設置に要する費用については，当初は計上していない。受注者は，快適トイレの設置にあたっては，第1項に定める仕様を満たすことを示す書類を添付し，監督職員と協議の上，規格・基準等の詳細について決定することとし，設計変更時において，支出実態のわかる資料により監督職員と協議すること。

なお，設計変更数量の上限は，男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また，運搬費は共通仮設費(率)に含むものとする。

Ⅹ．法定外の労災保険の付保

本工事において，受注者は政府労災保険への加入義務がある場合，法定外の労災保険に付さなければならない。また，保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

ⅩⅠ．情報共有システム活用の試行

１　本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。

２　受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。

３　活用にあたっては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。

ⅩⅡ．週休２日工事

１．週休２日工事について

本工事は、週休２日工事であり、週休２日（４週８休以上）を前提とした工期を設定している。

２．費用補正について

1）４週８休以上を前提に下記①の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、予定価格を作成している。

①4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）　：補正係数1.05

３．部分的交替制（試行）について

1）受注者は、工事全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分的交替制を実施できる期間は１カ月間とする。

４．その他

1）発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。

2）「福岡市営繕工事における週休２日工事実施要領」に基づき実施すること。

（「福岡市ホーム ＞ 創業・産業・ビジネス ＞ 公共工事・技術情報 ＞
公共工事の技術情報 ＞ 週休２日工事）

ⅩⅢ．建設発生土　指定処分場

本工事の残土は、〇〇〇〇に搬入するものとし、受け入れ条件は下記の通りとする。

（１）受け入れ場所

住所：〇〇市〇〇区〇〇番地

施設名称：〇〇

（２）運搬距離

受入地までの運搬距離は、L=〇〇kmとする。

なお、これにより難い場合が生じたときは、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

ⅩⅣ．建設キャリアアップシステム活用工事に関する特記仕様書

１．建設キャリアアップシステム活用工事について

本工事は、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の対象工事である。
実施にあたっては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。
実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事」を参照すること。

（「福岡市ホーム ＞ 創業・産業・ビジネス ＞ 公共工事・技術情報 ＞
＞ 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事）

ⅩⅤ．猛暑による作業不能日数

１．猛暑による作業不能日数について（該当事項〇印）

・本工事は、猛暑による作業不能日数を〇日間見込んでいる。
なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_福岡地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

⊙本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業		
図面名	改修工事特記仕様書（９）	日付　令和6年　12月　25日	
福岡市　保険医療局　生活衛生部　生活衛生課			No. 9

建築改修工事監督基準

主　　旨　　本基準は工事請負契約の本旨に基づき市監督員の監督業務の範囲を示すものであり、標準仕様書のうちの監督業務に代わるものである。

一般事項　　本監督基準並びに設計図書に明記なき事項又は疑義ある場合には監督員と協議を行い、軽微なものについては監督員の指示に従い入念に施工する。

監督業務　　本工事受注者は当監督基準を熟知の上、下記に示す監督項目につき監督員の検査、立会、承諾、指示、協議等を受けなければならない。

工種	監督項目 区分		事項	処理
一般共通事項	現場管理		疑義	協議
			軽微な変更	指示
			別途工事	指示
			発生材の処理	指示
			災害及び公害の恐れのある場合の処理	協議
	工程管理		実施工程表	承諾
			施工計画書	承諾
			施工図・現寸図・見本	承諾
			色・柄	指示
			記録等	指示
			管理	協議
			試験所	承諾
			電気保安技術者	承諾
			技能士	承諾
仮設工事	施工		縄張り	検査
			ベンチマーク	検査
			遣方	検査
			危険物貯蔵所	承諾
土工事	施工		根切り底	検査
			地中障害物	協議
			埋戻し・盛土	協議
地業工事	準備		杭心（コラム心）	検査
			施工中の異状	協議
			工法	協議
	既製コンクリート杭・鋼管杭	準備	溶接技術者等	承諾
		材料	杭	検査
		施工	試験杭（試験掘削）	立会
			支持地盤	検査
			建込み	立会
			完了	検査
			杭の精度	指示
			施工記録	報告
	場所打ちコンクリート杭	準備	施工管理技術者	承諾
		材料	コンクリート	承諾
			鉄筋	承諾
		施工	試験掘削	立会
			鉄筋加工組立	検査
			コンクリート打設	立会
			深さ・支持地盤	検査
			施工記録	報告
	地盤改良	準備	溶出試験	指示
		材料	固化材・添加量	承諾
		施工	深さ・支持地盤	検査
			施工記録	報告

工種	監督項目 区分	事項	処理
コンクリート工事	準備	打設計画	承諾
		コンクリート工場	承諾
	材料	コンクリート配合計画書	承諾
		鉄筋	承諾
		型枠（せき板）	承諾
		混和材料	承諾
	施工	鉄筋組立	検査
		ガス圧接	検査
		型枠建込組立	検査
		打込み	報告
		型枠取外し	承諾
		試験(材齢28日強度試験は公的機関)	指示
		圧接技能資格者	承諾
		仕上り及びかぶり厚さの確認	報告
鉄骨工事	準備	製作工場	承諾
		施工管理技術者	承諾
		溶接管理技術者	承諾
		溶接技能資格者	承諾
		工作図	承諾
		超音波探傷試験機関	承諾
	材料	鋼材等	承諾
	工作	製作	承諾
		溶接（試験成績表）	承諾
	施工	製品受入	検査
		建方完了	検査
		高力ボルト接合	検査
		溶接接合	検査
		スタッド溶接	検査
成形セメント板・ALCパネル・押出コンクリートブロック工事	材料	コンクリートブロック	承諾
		ALCパネル	承諾
		押出成形セメント板	承諾
	施工	コンクリートブロック積み	承諾
		施工図	承諾
防水工事	材料	防水仕様	承諾
	施工	防水施工	検査
		保証書	承諾
石工事	材料	石材	承諾
	施工	工法	承諾
		割り付	承諾
タイル工事	材料	陶磁器質タイル	承諾
	施工	工法	承諾
		割り付	承諾
		外観の確認	報告
		接着力試験	指示

工種	監督項目 区分	事項	処理
木工事	準備	加工図	承諾
	材料	木材	検査
		防腐・防蟻	承諾
		防虫	承諾
	施工	加工・組立	承諾
屋根及びとい工事	材料	屋根葺材	承諾
	施工	葺方	承諾
		とい	承諾
金属工事	材料	各材料	承諾
	施工	工法	承諾
左官工事	材料	各材料	承諾
	施工	工法	承諾
		外壁タイル下地確認	報告
		養生	承諾
建具工事	木製 材料	建具	承諾
		建具金物	承諾
	木製 施工	建付調整	検査
	金属製 材料	サッシ	承諾
		建具金物	承諾
	金属製 施工	施工図	承諾
		建付調整	検査
	硝子 施工	硝子	承諾
塗装工事	材料	塗料	承諾
	施工	工法	承諾
内装工事	材料	内装材	承諾
	施工	工法	承諾
		養生	承諾
カーテンウォール工事	材料	性能	承諾
		各材料	承諾
	施工	取付	承諾

工種	処理 材料	処理 施工図	処理 施工
雑工事		プレキャストコンクリート	承諾
		カーテンウォール	承諾
		製作金物	承諾
		製作家具	承諾
		黒板	承諾
屋外附帯工事・その他		側溝縁石等	承諾
		舗装	承諾
		遊具施設	承諾
		内・外柵	承諾
		植樹	承諾
		敷地境界標	承諾	立会
		排水	承諾

注１）○印をしたものは本工事に於ける監督項目を示す。
注２）上表の○を付したもの以外でも監督員が必要と認めた場合は適宜監督業務を行う。

工事区分表

１）本工事施工中は、別途工事受注者と連絡を密にし、工事の進捗等に支障なきよう責任をもってあたること。
２）工事区分表は○印のついたものを適用する（特記ある場合は除く）

共　通　事　項

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
鉄筋コンクリート造躯体貫通部（設備工事用）の補強筋工事	○					
同上用スリーブ並びに箱入れの穴埋補修（仕上げは除く）		○	○	○		
床上機器用コンクリート基礎工事	○					
床上機器用コンクリート仕上	○					
設備配管吊りボルト用インサート類		○	○	○	○	○
吹出口、吸込口、並びに埋込照明器具、埋込スピーカー、天井埋込換気扇、取付の為の枠組みと補強	○					
同上穴明工事		○	○	○		
防火区画貫通部のダクト、配管等の防火養生		○	○	○		
鉄骨造（ＳＲＣ造も含む）鉄骨貫通部開口（設備工事用）と補強	○					
機器操作盤への一次側電源供給工事				○		
煙導製作取付、煙突接続（空隙耐火材詰め含む）（発電気用含む）		○	○	○		
Ａ．Ｌ．Ｃ板穴名工事（設備工事用）	○					
Ａ．Ｌ．Ｃ板貫通部の補修（設備工事用）	○					
鉄骨耐火被覆（ロックウール成形板等）の穴明（設備工事用）	○					
盤類器具類（衛生器具）取付の枠組と補強（木造、プレハブ、ＳＲＣ等）	○					

建　築　工　事　関　係

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
パイプシャフト、及び天井の点検口製作取付	○					
建物内の排水溝並びに配管配線用ピット及び、各水槽の蓋製作取付	○					
建物外壁に取付く、ガラリ（吸気・排気）の製作取付（防虫網取替可能型）（ダクト接続型）	○					
ドア並びに間仕切壁のガラリ、製作取付	○					
壁付換気扇の取付用穴明	○					
壁付換気扇の取付及びガラリ、フードの取付	○					
コンクリート造のチャンバ及びダクト（消音、保温共）	○					
ルーフドレーン及び縦樋（ＧＬ－２００迄）	○					
縦樋以降配管（継ぎを含む）			○			
建物廻り雨水側溝の接続（側溝と側溝）工事	○					
建物廻り側溝以降の雨水排水設備			○			
厨房内排水溝						
サービスタンク、油ポンプ廻り防油提築造	○					
二重スラブ内連通管及び通気管（湧水槽等）	○					
煙突工事（内部ライニング含む、コンクリート躯体）	○					
煙突内部排水配管（目皿含む）			○			
汲取便槽	○					
同上煙突	○					
身障者用便所の手すり	○					
照明付化粧鏡への電源接続工事				○		
空調機の間接排水配管工事（トラップは機器工事）			○			
屋上集熱器設備工事			○			

電　気　工　事

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
はり、床、壁の貫通スリーブ				○		
同上に伴なう補強	○					
天井埋込器具取付箇所のボード切込				○		
同上に伴なう下地補強	○					
壁埋込器具盤の仮枠又はボード切込				○		
同上に伴なう補強	○					
自立盤、トランス、発電気等のコンクリート基礎	○					
同上コンクリート基礎仕上	○					
発電気減圧水槽及び冷却水槽への給水管			○			
別途工事盤類の取付	○	○	○		○	○
同上に伴なう二次側配管、配線	○	○	○		○	○
別途工事機器への接続（直接接続に限る）回転方向等の確認				○		
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート				○		
身障者用便所使用灯、鍵連動装置取付				○		
同上に伴なう一･二次側配管、配線				○		
テレビアンテナマスト、避雷針等のコンクリート基礎	○					
同上　コンクリート基礎仕上	○					
配管類の防火区画貫通部の補修				○		
防火扉用レリーズの取付				○		
防火シャッター、防火垂壁用レリーズの取付	○					
防火ダンパー用レリーズの取付		○				
上記3項目に伴なう配管、配線				○		
防火シャッター警報ブザー用リミットスイッチ取付	○					
ファンコイルユニット用操作スイッチ取付及び配管、配線				○		
配線ピット	○					
同上用蓋	○					
電動暗幕装置	○					
同上電源接続及び操作スイッチ取付				○		

衛　生　工　事　関　係

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
大便器用箱入れ	○					
同上用補強工事	○					
大便器用箱入れ位置（墨出し）			○			
消火栓ボックス用箱入れ（補修は除く）			○			
同上用補強工事	○					
高架水槽用架台			○			
高架水槽用基礎（仕上共）	○					
ステンレス製流し台（Ｖ．Ｐ管接続用トラップ含む）	○					
同上流し排水管接続			○			
造り付け各種流し台（人研・コンクリート等）	○					
同上流し排水トラップ取付			○			
洗濯機用パン（排水トラップ共）			○			
グリーストラップ（既製品）			○			
浴槽並びに風呂釜	○					
ハロン消化設備（ガス圧ダンパー制御配管含む）			○			
同上制御盤迄の１次側配線、配管（電源供給）				○		
ハロン消火設備連動のファン等の停止回路				○		
化粧棚及び化粧鏡			○			
消火ポンプ起動回路及び表示灯回路				○		
消火栓ボックスの起動押ボタン及び表示灯取付並びに配線、配管				○		
消火栓ボックスの取付			○			
非水洗及び簡易水洗の便器	○					
同上用紙巻器（取付具）			○			
簡易水洗便器の止水栓（器具接続迄）			○			

昇　降　機　工　事　関　係

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
昇降機機械室床軽量コンクリート仕上並びにスラブ開口及び補強工事	○					
乗場廻り（扉、三方枠）、仮枠	○					
同上補修	○					
同上補修後の仕上工事	○					
乗場敷居持出コンクリート工事	○					
荷揚用フック取付工事	○					
昇降機中間ビームの取付（鋼構造の場合）レール取付用ブラケット、プレート共	○					

空　調　工　事　関　係

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
壁取付換気扇（取付共）	○					
厨房器具用フード囲い（化粧板含む）	○					
壁付けレンジフード（取付共）	○					
膨張タンク基礎（仕上共）	○					
壁貫通ダクト補強工事	○					

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業	
図面名	改修工事特記仕様書（10）	日付　令和6年　12月　25日
福岡市　保険医療局　生活衛生部　生活衛生課		No. 10

電気設備工事特記仕様書

工事名称　福岡市葬祭場「刻の森」整備事業

工事期間　事業契約締結日から令和　13年　3月　14日まで

工事場所　福岡市南区桧原六丁目１番１号

工事概要　電気工事一式

工事を施工しない日の指定　有（下記の期間）　・　無

工事を施工しない時間帯の指定　有（下記の時間帯）　・　無

契約不適合責任期間　受け渡し完了の日から　１年間

１．建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分
福岡市葬祭場「刻の森」	鉄筋コンクリート造	地上３階	9,458.95	15項

２．工事仕様

（１）共通仕様

現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む），特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書電気設備工事編（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編（最新版）、公共建築設備工事標準図電気設備工事編（最新版）、日本電気協会編「内線規定」、「高圧受電設備規程」及び「建築設備工事施工の手引き（市設備課制定）」（最新版）による。

（２）特記仕様

特記事項のうち選択する事項は⊙のついたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	１．機材	本工事に使用する機材等は、建設材料・設備機材等品質性能評価事業の設備機材等評価名簿（最新版）あるいは電気設備機材製造者等指定名簿（設備課制定最新版）による旨か、同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合には監督員の承諾を受ける。
	２．主任技術者等	建設業法で定める者。
	３．電気工作物	・一般電気工作物　⊙自家用電気工作物
	４．内訳書及び実施工程表	⊙提出する　・提出しない
	５．施工計画書，承諾図	施工着手前までに提出すること。
	６．部分払	部分払を請求する場合は、市長を被保険者とする出来高金額に見合う火災保険その他保険に加入すること。保険期間の終期は、工事完成期限の日から起算して２１日を経過する日とする。
	７．工事用電力・水	原則として、本工事に必要な工事用電力、水はすべて受注者の負担とする。
	８．申請手続き及び費用	本工事に必要な関係官公庁、事業会社等に対する申請書類の作成、提出及び手続きの一切を代行する。これに要する費用は（・別途とする　・本工事に含む）
	９．残土処理	電力会社等の工事負担金は（・別途とする　・本工事に含む） ⊙構内敷ならし　・構内指示の場所にたい積 ・場外搬出適切処理
	１０．足場	⊙本工事　・別途工事
	１１．発生材の処理	本工事で生じた発生材で、引渡しを要する物は指示された場所に整理のうえ、引渡書（任意様式）を添えて建物管理者に引渡すこととし、引渡しを要しない物はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処分すること。又、ＰＣＢ使用機器の取扱については「ＰＣＢ使用電気機器の処理要領」による。
	発生材引去金対象物	・引渡しを要するもの ⊙有　・無
	ＰＣＢ含有試験	・有　⊙無
	１２．建設リサイクル法の適用	⊙有　・無 建設リサイクル法の対象となる場合は、これにより適切に処理すること。又、これに基づき契約書の別紙の事項の記載事項が必要になる。
	１３　産廃処理対象物	⊙有　・無 工事により発生した廃棄物（梱包材・残材含む）は受注者の責任において適切に処理し、不法投棄しないこと。水銀使用製品（蛍光管，水銀ランプ等）は、水銀またはその化合物が大気中に飛散しないように適正に処理すること。
	１４　工事写真	工事写真は、福岡市工事検査要領に基づく「福岡市建築設備工事写真撮影要領」（最新版）によること。
	１５　完成図書等	完成図書等の作成は、「完成図書等作成要領（設備工事編）」（最新版）によるものとし、工事期間内に速やかに必要部数を監督員に提出すること。
	１６　下請負人（建設重機械使用）通知書	施工に際して、クレーン類（吊り上げ能力２０ｔｏｎ以上）を使用する場合は書面をもって監督員に通知すること。
	１７　建設重機	排出ガス対策型、低騒音型を使用すること。
	１８　建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度の対象作業員を雇用した場合は、掛金収納書を契約後１ヶ月以内と完了時に提出すること。 ただし、収納書を提出できない事情が認められる場合は報告書に理由を記載のうえ提出すること。
	１９　配管・配線その他	分電盤、制御盤以降、及び各通信機器間（幹線部分を除く）の配管、配線でその経路、サイズ、本数は設備機能を優先し、監督員と協議のうえ変更することが出来る。
	２０　表示	プルボックス及びジョイントボックス等のカバープレートには用途名を表示すること。 また、プルボックス、制御盤、端子盤等内の電線には各回路毎に結束し、判断し難いものには区間名及び線種名を表示すること。
	２１　呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない電線管には１．２ｍｍ以上のビニル被覆鉄線を通線し行先を表示すること。
	２２　寸法	寸法は図面表示と多少相違してもよい。
	２３　再使用機器	取りはずし再使用機器は、清掃及び絶縁測定のうえ取り付けること。
	２４　絶縁測定	改修にかかわる電路については、施工前に絶縁抵抗を測定し監督員に報告すること。
	２５　電線の保護	特記のない露出部分の配線はメタルモールにて保護する。また、貫通部分の配線は金属管等で保護すること。
	２６　露出配管の塗装	屋内は普通塗装、屋外は耐候性塗装（塩害地区は耐塩塗装）とする。（塗装仕様を変更する場合は、監督員と協議すること。）ただし、シックハウス対策のため居室内に使用する塗料はホルムアルデヒドを含まないものを使用すること。
	２７　標準塗装色	電気配管、盤　弱電配管、盤　計装盤 電気室・機械室　５Ｙ７／１　２．５Ｙ９／１　５Ｙ７／１ 一　般　２．５Ｙ９／１　２．５Ｙ９／１ ただし、建築意匠に合わせる必要がある場合、監督員と協議のこと。
	２８　盤類のハンドル	屋外　・Ａ１３１０（タキゲン）相当　・ 屋内　・Ａ１６０Ａ（タキゲン）相当　・Ａ１３１０（タキゲン）相当 ただし、キュービクルについては監督員と協議のこと。
	２９　接　地　工　事	Ａ種、Ｂ種、Ｃ種は銅板　900×900×1.5t　（金属製埋設標）、Ｄ種は銅棒10φ×1,000Ｘ6要本数 （・金属製埋設標　・樹脂製埋設標）とする。 ただし、現場条件に合わせて監督員と協議の上変更を行えるもの。
	３０　防火区画貫通部の処理	防火区画を貫通する管は、関係法令に基づき適切に処理すること。
	３１　工事標示板	工事標示板は現場の出入口等のわかりやすい場所に設置し、建設業許可票等の標示板については関係法令等に基づき設置すること。
	３２　工事実績情報の登録（ＣＯＲＩＮＥＳ） 登録の項目	請負金額５００万円以上の工事は、当該工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に登録し、登録済みの受領書の写しを監督員に提出すること。 受注時、設工時、途中変更時、訂正時
	３３　ＣＡＤデータの貸与	ＣＡＤデータ　⊙有　・無 「貸与するＣＡＤデータを当該工事における施工図及び、完成図を作成するため以外に使用してはならない。これに基づく完成図、施工図のＣＡＤデータ著作権は本市に帰属する。また、貸与したＣＡＤデータは工事完成までに返却すること。
	３４　電子納品の対象	⊙対象とする　・対象としない
	３５　施設台帳（電子データ）の作成	⊙有　・無
	３６　保証書の提出	機器については、工事のかし担保期間に関わらず製造者が保証する（期間・部品等について）保証書を提出すること

３７　施工体制の確認に関する特記事項

第１条　施工体制の確認方法

本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。

（１）下請契約を締結した場合は、

「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。

（施工体制台帳）

施工計画書に添付せず、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。

（工事作業所災害防止協議会兼施工体系図）

①施工計画書でなく、施工体制台帳に添付すること。

②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

（２）下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。

（３）施工体制に変更が生じた場合

施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。

第２条　施工体制の確認に関する点検

（１）抜き打ち点検

施工体制や一括下請等に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。

（２）検査時における点検

中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。

第３条　不備が発覚した場合の措置

（１）工事成績評定での減点の措置

監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。

（２）請負代金の支払い

書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。

（３）悪質なケース

虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上，建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

３．工事種目　（番号に○印をつけたもの及び ⊙印を適用する）

工事種目＼建物別				
１　構内外線	・	・	・	
２　受変電設備	・	・	・	
３　発電設備	・	・	・	
４　幹線動力設備	・	・	・	
５　電灯コンセント設備	・	・	・	
６　照明器具取付	・	・	・	
７　電話設備	・	・	・	
８　拡声設備	・	・	・	
９　インターホン設備	・	・	・	
１０　電気時計設備	・	・	・	
１１　表示設備	・	・	・	
１２　テレビ共同受信設備	・	・	・	
１３　火災報知設備	・	・	・	
１４　防火扉防煙防排煙設備	・	・	・	
１５　雷保護設備	・	・	・	
１６　ガス漏れ警報設備	・	・	・	
１７　昇降機設備	・	・	・	
１８　その他	・	・	・	

４．工事種目別の特記仕様

章及び項目は番号に○印のついたものを適用。

特記事項のうち選択する事項は ⊙のついたものを適用する

章	項目	特記事項
１構内外線	１．配線方式 ２．地中ケーブルの保護管 ３．埋設シート（ダブル） ４．ハンドホール鉄蓋の刻印 ５．ハンドホール蓋 ６．地中埋設標柱	・地中線式（・直埋式　・管路式　）　・架空線式 ・ＦＥＰ ・要　・不要 ・市章　・電気　・電話　・通信 ・簡易防水　（・Ｒ２Ｋ　・Ｒ８Ｋ） ・完全防水（ボルト固定式）（・２ｔ　・８ｔ） ・プラスチック（頭部橙色）　・鉄製ピン
２受変電設備	１．型式 ２．しゃ断器 ３．操作方式 ４．変圧器 ５．コンデンサ ６．高低圧盤監視盤 ７．直流電源装置 ８．各試験 ９．盤改造	・屋内開放　・屋内キュービクル　・屋外キュービクル ・ＬＢＳ　・ＶＣＢ　・ＭＣＢ　・ＡＣＢ ・手動操作　・電磁操作　・手動バネ操作 ・油入自冷式　・乾式　・モールド式 ・高圧　・低圧　・直列リアクトル（・内蔵　・併設） ・油入式　・モールド　・乾式 各機器盤類は製作図を提出し承諾を得た後に製作すること。 型式　・キュービクル式　・架台式 用途　・制御操作用　・非常照明用 ・消防設備用　・その他（　　） ・耐圧試験（現場） 改造依頼の製造メーカ指定 ・無　・有（　　）
３発電設備	１．型式 ２．定格出力 ３．エンジン種別 ４．燃料種別 ５．盤類 ６．バッテリー（始動用） ７．用途 ８．騒音レベル（Ａ特性）	・パッケージ式　・開放式 （　　）ｋＶＡ以上 ・ディーゼル　・ガスタービン ・Ａ重油　・軽油　・灯油 始動盤（・別置型　・据載型　） ・制御弁式　・その他 公称電圧＿＿＿Ｖ ・消防設備用　・保安灯用　・保安動力用 ・その他（　　） ・機側（・１ｍ・７ｍ）で （・７５dB・８５dB・　dB）以下
４幹線動力設備	１．盤及び機器接地 ２．自立盤の基礎 ３．盤類製造グループ ４．交流電磁開閉器及び交流電磁接触器の選定 ５．盤改造	盤及び機器の接地は確実に行うこと。 ・要（ＥＬＶ制御盤，機器類　　）　・不要 ・製作品　・一般品 定格使用電流の１ランク上位の器具とすること。 改造依頼の製造メーカ指定 ・無　・有（　　）
５電灯コンセント設備	１．配線器具 ２．ハイテンション ３．位置ボックス ４．埋込カラーコンセント ５．埋込カラースイッチ ６．予備配管 ７．外灯の接地	特殊コンセントには差込プラグを付属させること。 ・収納形　・露出形　・埋込形 ケーブル配線の場合の位置ボックス、ジョイントボックスの仕様区分は、ケーブル１本を配管（２５）１本とみなして金属管配管の場合に準ずる。 ・大角型　但し特殊コンセントは除く。 大角形を原則とする。但し特殊スイッチは除く。 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器４個以下の場合１本（ＰＦ22）、５個以上は２本（ＰＦ22）を天井まで立上げること。 ・単独　・ケーブルの１線使用
６照明器具取付	１．照明器具 ２．器具の接地 ３．器具の固定 ４．送り配線	照明器具はＬＥＤを原則とする。 ・ベースライト（・埋込型　・直付型） ・ダウンライト ・誘導灯（・避難口誘導灯　・通路誘導灯） ・非常用照明（・予備電源内蔵形　予備電源別置形） ・屋外灯（・街路灯　・投光器　・ガーデンライト） 照明器具には原則として接地工事を施すこと。ただし監督員の指示した箇所は省略することができる。 照明器具を天井に取付ける場合は原則として，スラブその他の構造体よりボルト等で支持すること。 ダウンライト器具の取付については，器具質量が１．５ｋｇを超え，３ｋｇ以下の場合は脱落防止処置を設け，器具質量が３ｋｇを超える場合については，スラブその他の構造体よりボルト等で支持すること。 照明器具内の送り配線端子は，配線工事に使用することができる。
７電話設備	１．交換方式 ２．電話機 ３．ローテンション	・電子式自動交換機（・中継台式　・　　） ・電子ボタン電話 ・一般型　・多機能型（・停電補償あり・停電補償なし） ・引き出し式　・モジュラー式
８拡声設備	１．主装置 ２．出力 ３．ラジオ ４．スピーカー ５．リモコンマイク ６．音声警報（火災受信機連動）	・卓上型　・自立型　・机型　・壁掛型 ・非常放送と兼用型 ・一元（　回路）　・三元（１０回路×３） ・＿＿Ｗ＿＿回路 ・ＡＭ　・ＦＭ ・天井埋込型　・天井吊下型 ・天井直付型　・壁掛型 一斉＋＿＿回線 ・基本　・標準　・特殊
９インターホン設備	１．方式 ２．通話方式	・相互式　・複合式　・親子式 ・同時通話型　・交互通話型 ・電話型　・電話スピーカー型　・スピーカー型 ・テレビインターホン型
１０電気時計設備	１．親時計 ２．出力 ３．子時計 ４．電源	水晶発信型　・壁掛型　・自立型 ＤＣ２４Ｖ　３０秒運針＿＿回路、子時計　１個 ・壁掛型　・ブラケット型　・吊下型 ・停電補償装置付
１１表示設備	１．表示盤 ２．ベル ３．ブザー ４．発信器 ５．電源 ６．ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ表示設備	壁掛型（・縦置　・横置）　窓数＿＿個 段数＿＿段 ・露出形　・埋込形 ・露出形　・埋込形 ・卓上形　・埋込形 ・トグルスイッチ　・押釦　・表示窓 ・停電補償装置付 ・電源箱　・表示灯　・ブザー ・押釦　・復帰釦
１２テレビ共同受信設備	１．共聴アンテナ ２．アンテナマスト ３．アンテナマスト取付 ４．電界強度測定 ５．レベル測定 ６．機器	ＶＨＦ＿＿高子（・一般仕様　・耐塩仕様） ＵＨＦ＿＿高子（・一般仕様　・耐塩仕様） ・有線（ＣＡＴＶ） 長さ＿＿ｍ　・溶融亜鉛メッキ　・ＳＵＳ ・壁支持形　・自立形（ベースプレート式） く体完成後すみやかに測定し報告すること。 ・要　・不要 ＢＬ規格のあるものはＢＬ規格相当品とする。
１３火災報知設備	１．受信機 ２．表示盤（副受信機） ３．感知器 ４．総合盤 ５．消火栓起動押釦 ６．非常警報装置 ７．火災通報装置	・Ｐ型１級　・Ｐ型２級　・Ｒ型　＿＿回線 ・非常放送連動機能 ・壁掛型　・自立型 ・複合型　・その他 ・要　・不要＿＿回線 ・壁掛型　・自立型 ・複合型 ・差動スポット型　・定温スポット型　・煙型 ・差動分布型 ・発信機　・表示灯　・ベル　・ガード ・組込型（・発信機　・表示灯　・ベル　・ガード） ・要　・不要 ・複合装置（発信機、表示灯、警報、バッテリー組込） ・要　・不要
１４防火扉防排煙設備	１．連動制御盤 ２．自動閉鎖装置 ３．感知器	・＿＿回線　・壁掛型　・自立型 ・自動火災報知設備に含む ・防火戸用　（・本工事　・別途工事） ・ダンパー用　（・別途工事　・本工事） ・排煙口、防煙壁用（・別途工事　・本工事） ・非常口電気錠　（・別途工事　・本工事） ・防火シャッター　（・別途工事　・本工事） ・煙式３種
１５雷保護設備	１．避雷針の種類 ２．引下げ導体 ３．接地極 ４．内部雷保護	・突針　・むね上げ導体　・工作物使用 ・鉄骨又は鉄筋による敷設　・銅より線 ・建築物構造体利用　・銅板埋設（図記号：GPL） ・ＳＰＤ－Ⅰ　・ＳＰＤ－Ⅱ
１６ガス漏れ警報設備	１．受信機 ２．検知器 ３．増設ブザー ４．中継器	・壁掛型　・自立型＿＿回線 ・自動火災報知設備に含む ・ＬＰＧ用検知器用コンセント ・都市ガス用（取付ﾊﾞｰ1のみ） ・単体型　・有電圧出力型　・接点出力型 ・ガス漏れ警報ブザー ・ガス漏れ表示灯付　・信号変換のみ
１７昇降機設備	１．仕様	図中の仕様書参照のこと 図面に記載されていない事項については、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・公共建築工事標準仕様書機械設備工事編（最新版） ・公共建築設備工事標準図機械設備工事編（最新版） による。
１８その他	１．監視カメラ設備 ２．駐車場管制設備 ３．中央監視制御設備 ４．自動制御設備	

５．　申請手続き　（⊙のついたものを適用）

（１）共通　・道路占有許可申請（道路管理者）
・道路使用許可申請（警察署長）

（２）電力　・保安規程届（産業保安監督部）
・主任技術者選任届（産業保安監督部）
・工事計画届（産業保安監督部）
・使用前検査申請（産業保安監督部）
・自家用電気使用申込（電力会社）
・電灯、動力使用申込（電力会社）

（３）消防　・消防用設備等着工届（消防署長）
・消防用設備等設置届（消防署長）
・変電設備設置届（消防署長）
・変電設備廃止届（消防署長）
・発電設備設置届（消防署長）
・発電設備廃止届（消防署長）
・蓄電池設備設置届（消防署長）
・蓄電池設備廃止届（消防署長）

（４）その他　・ＮＴＴ申請
・昇降機確認申請書（建築審査課）
・小荷物専用昇降機確認申請書（建築審査課）

６．別途工事

・建築工事　・衛生工事　・空調工事　・昇降機工事

７．他工事との取合区分（⊙のついたものを適用する。）

取合区分	本工事	建築工事	衛生工事	空調工事
はり、床、壁、貫通スリーブ	・	・	・	・
同上に伴う補強	・	・	・	・
埋込型分電盤、端子盤ブルボックスの仮枠	・	・	・	・
同上に伴う補強	・	・	・	・
天井埋込器具取付箇所の天井ボード切込	・	・	・	・
同上に伴う下地補強	・	・	・	・
発電機の基礎	・	・	・	・
自立盤、トランスの基礎	・	・	・	・
テレビアンテナマストの基礎	・	・	・	・
配線ピット	・	・	・	・
同上用蓋	・	・	・	・
照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート	・	・	・	・
別途機器等への接続（直接接続に限る）	・	・	・	・
点検口	・	・	・	・
空調室外機電源工事	・	・	・	・
空調室内機電源工事	・	・	・	・
天井補修	・	・	・	・
給湯器の接地	・	・	・	・

８．機器の取付け高さ（参考）下表による。

	名称	測点	取付高(mm)		名称	測点	取付高(mm)
電力	引込開閉器	GL~中心	800~2,000	表示	表示盤	FL~中心	2,300
	分電盤（※型や規格高の位置は天井付近とする）	FL~中心	1,800		壁付発信器・押ボタン	〃	1,300
	制御盤	〃	1,800		ベル・ブザー・ﾁｬﾑﾍﾞﾙ	〃	2,300
	手元開閉器	〃	1,300		電源箱	天井下～上端	200
	警報盤	〃	2,000		身障者用呼出ボタン	FL~中心	800-900
	操作スイッチ	〃	1,300		〃　復帰ボタン	〃	1,500
					〃　表示灯	〃	2,300
					〃　呼出表示器	〃	1,800
幹線動力	スイッチ	FL~中心	1,300	通信・拡声	端子盤（室内・埋込）	FL~下端	300
	身障者用スイッチ	〃	1,000		集合保安器箱	天井下～上端	200
	壁付コンセント（一般）	〃	300		壁付位置ボックス（一般）	FL~中心	300
	〃　（和室）	〃	150		〃　（和室）	〃	300
	〃　（土間）	〃	800~1,300		保守用インターホン	〃	1,300
	ブラケット照明	〃	2,100~2,300		壁掛型スピーカー	〃	2,300
					壁付アッテネータ	〃	1,300
電灯							
自火報	受信機・副受信機	FL~中心	800~1,500	テレビ共同受信	直列ユニット（一般）	FL~中心	300
	総合盤	〃	800~1,500		〃　（和室）	〃	150
	発信器	〃	800~1,500		機器収容箱	天井下～上端	200
	ベル	〃	2,300				
	表示灯	〃	2,100				
	液化石油ガス用検知器	FL~上端	300				

（注）分電盤等が露出の場合は盤の下端が危険な位置にならないように取り付けること。

（学校の場合、廊下等に取り付ける盤については、下端：２０００以上）

９．　福岡市契約事務規則第41条１項４号に定める中間技術検査を ⊙実施する　・実施しない

その他

受注者は工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業
図面名	電気設備工事特記仕様書（１）
福岡市 保健医療局 生活衛生部 生活衛生課	日付R6.12.25　E-01

地下埋設物調査等に関する事項

第１条　工事着手前における地下埋設物調査の徹底について

１．　工事箇所に地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。
なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。

２．　必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。

３．　地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。

第２条　近接施工に関する確認・対策の徹底について

１．　工事箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。

２．　近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

下請人、資材・製品の地場企業の活用に関する事項

第１条　受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。

第２条　受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。

第３条　受注者は、下請業者の１次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。

第４条　受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

設計変更に関する事項

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。

契約変更の時期について

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあっては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。

軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

①　設計変更額が当初設計金額の２０％を超えるもの。

②　構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。

③　その他上記に準ずる重要なもの。

公共事業労務費調査に対する協力

第１条　本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。
また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

第２条　調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

第３条　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

第４条　受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用　（　○印を付けたものを適用する。）

現場代理人の常駐義務緩和に関する条件

・　本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。
ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。

１．工事の全部の施工を一時中止している期間
２．工場製作のみが行われている期間
３．その他監督員が認める期間（　　）

⊙　工事請負代金額が４千万円（建築一式工事である場合にあっては、８千万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。
ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。

１．工事の全部の施工を一時中止している期間
２．工場製作のみが行われている期間
３．その他監督員が認める期間（　　）

主任技術者,監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間に関する条件

工事請負代金額が４千万円（建築一式工事である場合にあっては、８千万円）以上となる場合、建設業法に基づき、本工事における主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要する。
ただし、下記に示す期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。

①現場施工に着手するまでの期間

【現場施工に着手する日が確定している場合】

・　請負契約の締結の日の翌日から令和　　年　　月　　日までの期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

⊙　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

②工事を全面的に一時中止している期間

⊙　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。

③工場製作のみが行われている期間

⊙　本工事における工場製作のみが行われている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。

④工事完成後の期間

⊙　工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日（「完了届」における日付）とする。

特例監理技術者の配置条件

・　本工事は、特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。

⊙　本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。

・本工事の当初請負金額が3億円未満である場合
・兼任する工事が、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）でない場合

配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件

建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

・一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
・指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に３か月以上の雇用関係にあること。
・随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

週休２日工事について

１．週休２日工事の対象工事について
・本工事は、週休２日工事の対象工事であり、週休２日を前提とした工期を設定している。

２．費用補正について
４週８休以上を前提に下記①の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）をし、予定価格を作成している。
①４週８休以上（現場閉所率２８．５％（８日/２８日）以上）　：　補正係数１．０５

３.部分的交替制（試行）について
受注者は、工事全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分的交替制を実施できる期間は１カ月間とする。

４．その他
１）発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する総括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。
２）「福岡市営繕工事における週休２日工事実施要領」に基づき実施すること。（福岡市ホーム＞創業・産業・ビジネス＞公共工事・技術情報＞公共工事の技術監理関連＞公共工事の技術監理＞週休２日工事）

情報共有システム活用の試行

１．本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。
２．受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。
３．活用にあたっては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。

工事履行報告書の提出について

監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。
ただし、契約約款第３４の２において中間前金払金を請求する場合や、部分払の支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

遠隔臨場について

１．遠隔臨場の対象工事について
・本工事は、建設現場の遠隔臨場の対象工事である。
実施については、工事契約後に受発注者間で協議し決定する。

２．実施内容
１）「監督員の立会い等」の実施
工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して配信し、「監督員の立会い」、「監督員と協議」、「監督員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督員の立会い等」という。）を実施するものである。
実施内容については、受発注者間で協議するものとする。

２）機器の手配
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWeb会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものとする。
３）費用
遠隔臨場の対象工事となる場合、費用については発注者負担とし、請負代金額を増額変更する。
４）不正行為
遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等は行わないこと。

石綿有無の事前調査及び調査結果報告について

１．石綿有無の事前調査について（該当する場合〇印）
⊙本工事は、石綿有無の事前調査が必要な工事である。
事前調査は、法令で定められた有資格者が実施すること。

２．事前調査結果の報告について
１）石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び福岡市環境局へ報告を行うこと。
２）作業開始前に事前調査結果を監督員に書面で説明すること。
３）事前調査の結果を現場に掲示すること。（Ａ３サイズ以上）
４）事前調査に係る費用は本工事に含む。ただし、事前調査において石綿分析調査の必要が生じた場合や、図面に記載のない石綿除去工事が生じた場合は、監督員と協議すること。

建設キャリアアップシステム活用工事について

１．建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事の対象工事について
・建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事の対象工事である。
実施にあたっては、「福岡市　建設キャリアアップシステム活用工事　実施要領」に基づき行うこと。
実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事」を参照すること。

交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について

警備契約書及び警備計画書等で取り決めた警備業務の範囲に基づき、交通誘導警備員の労働災害防止の徹底を図ること。

猛暑による作業不能日数

１.猛暑による作業不能日数について（該当事項〇印）
・本工事は、猛暑による作業不能日数を〇日間見込んでいる。なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_福岡地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
⊙本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。

建築機械設備工事特記仕様書

・工　事　名　称　　福岡市葬祭場「刻の森」整備事業

・工　事　場　所　　福岡市南区桧原六丁目１番１号

・工　事　期　間　　業務契約締結日から令和　13年　3月　14日まで

・工事を施工しない日　　・　指定あり（下記の期間）　　・　指定なし

・工事を施工しない時間帯　　・　指定あり（下記の時間帯）　　・　指定なし

・契約不適合責任期間　　受渡し完了の日から　１年間

・工　事　概　要

別　途　工　事　　・建築工事　・電気工事　・空気調和設備工事

・衛生設備工事　・ガス工事　・昇降機工事

1．建　物　概　要

建　物　名　称	構　造	階　数	延面積（m2）	備考
福岡市葬祭場「刻の森」	鉄筋コンクリート造	地上3階	9,458.95	

2．工事項目、工事種別

1）工事項目は○印を付けたものを適用する。

工事種目 ＼ 建物及屋外	工事種別 屋内			
衛生器具設備	・	・	・	・
給水設備	・	・	・	・
排水設備	・	・	・	・
給湯設備	・	・	・	・
消火設備	・	・	・	・
空気調和設備	・	・	・	・
換気設備	・	・	・	・
排煙設備	・	・	・	・
昇降機設備	・	・	・	・
	・	・	・	・
	・	・	・	・

3．設備概要

1）○印を付けたものが該当項目

給排水衛生設備	給水設備の方式	・水道直結方式　・高置水槽方式　・加圧給水方式　・直結増圧給水方式
	雑用水道の有無	・有　　・無
	排水方式	建物内の汚水と雑排水　・分流式　・合流式
	放流先　汚水	・下水道直結　・浄化槽（・単独　・合併）　・汲取
	放流先　雑排水	・下水道直結　・浄化槽　・側溝（又は雨水系統）・水処理施設
	給湯設備	・有　（・局所式　・中央式）　・無
	消火設備の種別	・屋内消火栓　・スプリンクラ　・水噴霧　・泡 ・二酸化炭素　・粉末　・屋外消火栓　・連結送水
	ガスの種別	・都市ガス　・液化石油ガス
空気調和設備	空調方式	・ダクト方式　・ﾊﾟｯｹｰｼﾞ方式(電気式)・ﾊﾟｯｹｰｼﾞ方式(ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ) ・ファンコイルユニット＋ダクト方式 ・ファンコイルコンベクタ　・個別ユニット
	主要熱源機器	・鋳鉄製ボイラー　・鋼製ボイラー　・チリングユニット ・遠心冷凍機　・吸収冷凍機　・直だき吸収冷温水機 ・空気熱源ヒートポンプユニット　・その他（　　）
	蓄熱槽	・有　　・無
	換気設備	・機械換気（　・有　　・無）
	排煙設備	・機械排煙（　・有　　・無）
昇降機設備	昇降機設備	・エレベーター　・ロープ式（機械室　・有り　・無し）　・油圧式 ・小荷物専用昇降機 ・エスカレーター ・垂直搬送機

1．共　通　仕　様

現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）、本特記仕様及び図面に記載されていない事項は全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）及び建築設備工事施工の手引き（最新版）による。

2．特　記　仕　様

特記事項は、○印を付けたものを適用する。

章	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	1．機　材	本工事に使用する機材は、建築材料・設備機材等品質性能評価事業の設備機材等評価名簿（最新版）によるほか、同等品以上とする。 ただし、同等品以上とする場合には、監督員の承諾を受けること。 なお、三相誘導電動機で省エネ法の特定機器の対象となる機器はＪＩＳ4034-30：2011のIE3（プレミアム効率）に相当する機器を導入すること。
	2．技能士の適用	本工事は配管技能士(請負金額2500万円以上は1級、500万円以上2500万円未満は1級または2級)を ⊙ 適用する　　・　適用しない
	3．内訳書	⊙ 提出する　　・　提出しない
	4．工程表	⊙ 提出する　　・　提出しない
	5．施工計画書/承諾図	施工着手前までに提出し承諾を受けること
	6．部分払い	部分払いを請求する場合は、市長を被保険者とする出来高金額に見合う火災保険に加入すること。 保険期間の終期は工事完成期限の日から起算して21日を経過する日とする。
	7．工事電力、水その他	原則として、本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は全て受注者の負担とする。
	8．建設発生土の処分方法	・構内敷ならし　・構内指示の場所にたい積 ・指定処分場等（受入条件は特記仕様書（3）による。）
	9．発生材の処理	現場で発生する廃材(残材、梱包材等を含む)は、受注業者毎に適正に処理すること。また廃棄物の処理については、関連法に基づき適正に処理すること。
	10．足　場	⊙本工事（・手すり先行枠組み足場　・単管足場）　・　別途工事 ・高所作業車使用　・ローリングタワー
	11．埋戻し土	給水管、消火管及び排水管（ﾋｭｰﾑ管を除く）共 ・根切り土の中の良質土 ・根切り土の中の良質土（管の周囲上下100mmは山砂の類） ・山砂の類
	12．工事写真	工事写真は福岡市工事検査要領に基づく「福岡市建築･設備工事写真撮影要領」（最新版）によること。
	13．測定表	下記の測定表を提出する。 ⊙温度　・湿度　・風量　・騒音　・水質
	14．容量等の表示	イ）機器の能力、容量等（電動機能力除く）は、原則として表示された数値以上とする。 ロ）電動機出力は、原則として表示された出力以下の容量とする。
	15．耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築ｾﾝﾀｰ）（最新版）」による。

設置場所	耐震安全性の分類 ・特定の施設(・甲類・乙類) 重要機器・水槽	一般機器・水槽	・一般の施設（乙類） 重要機器・水槽	一般機器・水槽
上層階、屋上及び塔屋	2．0 (2．0) 〈2．0〉	1．5 (2．0) 〈1．5〉	1．5 (2．0) 〈1．5〉	1．0 (1．5) 〈1．0〉
中間階	1．5 (1．5) 〈1．5〉	1．0 (1．5) 〈1．0〉	1．0 (1．5) 〈1．0〉	0．6 (1．0) 〈0．6〉
地下階、一階	1．0 (1．0) 〈1．5〉	0．6 (1．0) 〈1．0〉	0．6 (1．0) 〈1．0〉	0．4 (0．6) 〈0．6〉

（注）1．（　）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。
2．＜　＞内の数値は水槽類に適用する。
3．上層階の定義は次による。
２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階

イ）重要機器、重要水槽とは下記に示すものをいう。
・重要機器
・消火設備　・　・
・　・　・
・重要水槽類（・受水槽　・　・　）
ロ）設計用鉛直震度
設計用水平地震力の1／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

一般共通事項	16．建物導入部の変位吸収	建物導入部における給水管・消火管は、十分な可とう性を有する施工を行うこと。
	17．埋設表示	イ）給水管（上水・雑用水） ・標示板　・標示ピン ロ）消火管 ・標示板　・標示ピン ハ）　管 ・標示板　・標示ピン
	18．スリーブ	標準仕様書によるものとする。
	19．管とスリーブの防水処理	水密性を要する部分で樹脂被覆鋼管の場合の防水処理 ・シーリング材によるシーリング　・リングシール
	20．はつり	既存コンクリート床、壁など配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	21．工事標示板	工事標示板は現場の出入口等のわかりやすい場所に設置し、建設業許可票等の標示板については関係法令等に基づき設置すること。
	22．電線管	イ）特記なき電線管は、薄鋼電線管又は同一外形ねじなし電線管とする。 ロ）可とう電線管は、２種金属可とう電線管とする。
	23．電　線	特記なき電線は、６００Ｖビニル絶縁電線とする。
	24．防火区画貫通部の処理	防火区画を貫通する管・ダクト等は関係法令に基づき適切に処理すること。
	25．標識その他	イ）機　器 名称及び記号を記入する。 ロ）配管・ダクト 識別を行い、必要により用途及び流れの方向を記入する。 ハ）弁　類 必要に応じて配管サイズ、用途等を記入した表示札を取付ける。
	26．下請負人（建設重機械）通知書	施工に際して、クレーン類（吊上げ能力２０ｔ以上）を使用する場合、下請人決定後速やかに書面をもって監督員に通知すること。
	27．建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度の対象作業員を雇用した場合は、掛金収納書を契約後１ヶ月以内と完了時に提出すること。 但し、収納書を提出できない事情が認められる場合は、報告書に理由を記載のうえ提出すること。
	28．完成図その他	工事完成後の提出書類については、財政局制定の「完成図書等作成要領（設備工事編）」（最新版）に基づき提出のこと。
	29．電子納品	⊙ 適用工事　　・　適用外
	30．施設台帳（電子ﾃﾞｰﾀ）の作成	⊙ 有　　・　無
	31．工事実績情報の登録（ＣＯＲＩＮＳ）	請負金額 500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に該当工事に関するデータを(財)日本建設情報総合センター（JACIC)に登録し、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。 登録→受注時、竣工時、途中変更時、訂正時
	32．保証書の提出	機器については、工事の契約不適合責任期間に関わらず製造者が保証する（期間・部品等について）保証書を提出すること。
衛生器具設備	1．大便器	福岡市排水設備工事技術基準に定める節水型器材とする。
	2．大便器洗浄タンク	・ロータンク（・手洗い付　・手洗いなし）
	3．小便器節水装置	・個別感知洗浄方式　・集合感知洗浄方式 ・タイマー洗浄方式
	4．水石鹸入れ	・衛生陶器取付型　・壁取付型
	5．洗面ユニット	カウンター（・建築　・設備） 洗面器　（・建築　・設備）
	6．型　番	図中の型番は原則として、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）による型番またはＴＯＴＯ品番とする。
	7．水　栓	水栓は、原則として節水コマ付とする。
給水設備	1．配管材料	上　水 イ）水道本管直結 ・ライニング鋼管（・ＶＡ　・ＶＢ　・ＶＤ） ・ポリエチレン管（・ＰＰ　・ＰＥ） ・水道用高密度ポリエチレン管（ＰＷＡ００５） ・ビニル管（・ＨＩＶＰ　・ＶＰ） ・その他　（・　　・　　） ロ）受水槽以降 （屋内）　・ライニング鋼管(・ＶＡ　・ＶＤ)・　その他(　　) ・水道用高密度ポリエチレン管（ＰＷＡ００５） （土中埋設）・ライニング鋼管(ＶＤ)・ポリエチレン管(・ＰＰ　・ＰＥ) ・その他　（　　）（　　） （ただし下水処理水の使用の場合には監督員と打ち合わせのこと。）
	2．埋設深さ	イ）道路部分　（・１．２ｍ　・　　ｍ） ロ）敷地内 ・車両通行部分（・０．６ｍ　・　　ｍ）（図示） ・その他の部分（０．３ｍ）
	3．防食処置	本管直結 イ）本管より水道メータまで 配水管分岐部からメータまではポリエチレンスリーブで被覆すること。 ロ）水道メータ以降（外面被覆がないもの） コンクリート内配管は防食ビニルテープ（オーバーラップ２回巻） 土中埋設配管はﾍﾟﾄﾛﾀﾗﾑ防食ﾃｰﾌﾟ１回巻＋防食ビニルﾃｰﾌﾟ１回巻
	4．配管種別	上　水 イ）地中埋設・コンクリート内 ＶＡ、ＶＢ：黒の防食テープ＋青の表示テープ（１ｍ毎３回巻） ＶＤ、樹脂管：青の表示ﾃｰﾌﾟ（１ｍ毎３回巻） ＊屋外埋設は、標識テープも布設のこと。 ロ）隠ぺい　保温＋青の表示ﾃｰﾌﾟ（２ｍ毎３回巻） 雑用水 イ）地中埋設・コンクリート内 ＶＡ、ＶＢ：黄色の防食テープ＋黄緑色の表示テープ（１ｍ毎３回巻） ＶＤ、樹脂管：黄色のﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｽﾘｰﾌﾞ＋　黄緑色の表示ﾃｰﾌﾟ（１ｍ毎３回巻） ＊屋外埋設は、標識テープも布設のこと。 ロ）露出　裸管に黄緑色塗装＋保温 ハ）隠ぺい 裸管に黄緑色塗装＋保温＋黄緑色の表示ﾃｰﾌﾟ（1m毎3回巻） ＊本特記仕様及び図面に記載されていない事項は、雑用水道技術指針による。 消火管 イ）地中埋設・コンクリート内 ＶＳ、樹脂管：赤の表示テープ（１ｍ毎３回巻） ＊屋外埋設は、標識テープも布設のこと。 ロ）露出　裸管に塗装
排水設備	1．配管材料	イ）屋内の汚水管 ・ビニル管（・ＶＰ　・ＶＵ　・ＲＦ-ＶＰ） ・鋳鉄管（ＣＩＰ）　・ライニング鋼管（ＤＶＡ） ・耐火二層管（ＦＤＰＤ（ＶＰ）） ロ）屋外の排水管 ・ビニル管（・ＶＰ　・ＶＵ　・ＲＦ-ＶＰ　・ＲＣＰ-ＶＵ　・ｶﾗｰＶＰ） ・ヒューム管（ＨＰ）　・鋼管（　　）
	2．汚水桝等蓋	・鋳鉄蓋（・０．５ｔ　・５ｔ　・軽車両　・　　） ・デザイン蓋　・化粧蓋 ・小口径桝蓋（・ミカゲ塩ビ蓋　・保護蓋　ｔ　・鋳鉄蓋）
給湯設備	1．配管材料	・鋼管（ＣＵ） ・一般配管用ステンレス鋼鋼管 ・配管用ステンレス鋼鋼管 ・水道用耐熱性硬質塩ビライニング鋼管（ＨＶＡ） ＊給湯配管で異種金属接合時、絶縁継手を使用すること。
	2．給湯器	・別途工事 ・本工事（・ガス式　・電気式）
	3．クッション材	熱伸縮する配管をコンクリート内に埋設するときは、曲がり部等の応力が集中する部分に厚さ１０mm程度のクッション材を巻くこと。
消火設備	1．配管材料	・配管用炭素鋼鋼管（白） ・外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＳＴＰＧ－ＶＳ） ・配管用ステンレス鋼鋼管［Sch20s］ ・圧力配管用炭素鋼鋼管［Sch　s］（ＳＴＰＧ） ・ポリエチレン管（ＰＥ）※消防法令に適合するもの
	2．屋内消火栓	・総合型　・総合型（消火器併設型） ・総合型（放水口併設型） ・単独型　・埋込型　・露出型
空気調和設備	1．煤煙濃度計	・設置する　・設置しない （電源はボイラーの制御盤の２次側より取り出すものとし、配管・配線とも本工事に含む。）
	2．煤塵量測定口	・設置する　・設置しない （内径８０Φ以上のフランジ付とし、直線部でボイラーのふく射熱を受けにくい位置に取付けのこと。）
	3．煙　道	鋼板厚み（・３．２mm　・４．５mm）
	4．風道の種別	・低圧風道（・アングル工法　・共板工法） ・高圧１風道 ・スパイラルダクト　・消音フレキシブルダクト　・グラスウールダクト
	5．風量測定口	図示した位置及び下記の箇所に測定口を設ける。 ・送風機吐出側ダクト及び吸込側ダクト ・外気取入ダクト
	6．チャンバー等	イ）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバには、排水管を設け最寄りに排水する。 ロ）吹出口には接続チャンバ（消音内貼有）を設ける。 なお、シーリングディフューザー型吹出口の接続チャンバ寸法は次のとおりである。 ａ　ネック径が２００Φ以下 ４００＊４００＊２５０Ｈ ｂ　ネック径が２００Φを越えるもの ５００＊５００＊３００Ｈ
	7．吹出口吸込口の材質	イ）ユニバーサル型吹出口　（・鋼板製　・アルミ製） ロ）ｼｰﾘﾝｸﾞﾃﾞｨﾌｭｰｻﾞｰ型 吹出口　（・鋼板製　・アルミ製） ハ）吸込口　（・鋼板製　・アルミ製）
	8．外気取入排気ガラリ	・別途工事　・本工事 ・アルミニウム製　・鋼板製
	9．防煙ダンパ防火ダンパ	共通仕様書によるほか下記による。 イ）操作方式 ・瞬時通電式又は電動式（ＤＣ２４Ｖ　０．７Ａ以下） ロ）復帰方式 ・遠方式　・手元遠隔式　・本体 ハ）作動方式 ・順送り閉鎖機構　・同時閉鎖機構 ・手元遠隔復帰式　・遠方復帰式
	10．ピストンダンパ	
	11．配管材料	イ）冷温水管 （・配管用炭素鋼鋼管（白）　・　　） （・　　・　　） ロ）冷却水管 （・ライニング鋼管（ＶＡ）　・　　） （・配管用炭素鋼鋼管（白）　・　　） ハ）蒸気管 ・配管用炭素鋼鋼管（黒） ・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch40） ニ）油管　・配管用炭素鋼鋼管（黒） ホ）冷媒管 ・銅管　・断熱材被覆銅管 ヘ）ドレン管 ・配管用炭素鋼鋼管(白)・ビニル管（・ＶＰ　・カラーＶＰ） ・結露防止層付き塩ビ管 ト）膨張管、空気抜管及び膨張タンクよりボイラーへの給水管は、配管用炭素鋼鋼管（白）とする。
	12．防食処置	給水設備に準ずる。但し油管については下記による。 ペトロラタム防食テープ（１回巻）＋防食ビニールテープ（１回巻）
	13．防震継手	・合成ゴム製　・ベローズ形
	14．可とう継手	・合成ゴム製　・ベローズ形
	15．温度計	共通仕様書によるほか下記による。 ・温水ボイラーの入口 ・空気調和機回りの給気風道、還気風道及び外気風道 ・冷温水ヘッダ（往）及び冷温水ヘッダの各還り管 ・その他図示する箇所
	16．瞬間流量計及び流測定口	共通仕様書によるほか イ）ボイラー又は熱交換器の温水出口 ロ）冷温水管ヘッダの各送り管の箇所に下記による。 ・測定用タッピング（３２Φビトー管流量計用） ・瞬間流量計を設ける。
空気調和設備	17．防振吊り金物及び防振支持金物	風道、冷却水管、冷温水管及び管径６５Φ以上の配管の吊り及び支持は、必要に応じ、吊り金物、防振支持金物で行いかつ適正な箇所に振れ止めを設ける。
	18．油サービスタンク	イ）防油堤（コンクリート製）　・本工事　・別途工事 ロ）油面計　・ゲージ式　・ガラス管式 ハ）油面制御装置の機能は下記による。 ・給油ポンプの起動、停止 ・返油ポンプの起動、停止 ・満油警報　・減油警報　・遠隔警報
	19．地下貯油槽	イ）据え付方法は、下記による。 ・タンク室を設ける。（・本工事　・別途工事） ・タンク室を設けない。 ・タンクの防護処理（・アスファルト　・　　） ロ）遠隔式油量指示計　・設ける　・設けない
	20．消音内貼り	イ）施工箇所は、図示した風道及びチャンバ類とする。 ロ）内貼りチャンバ類の寸法表示は、外法寸法とする。
	21．温湿度空気設計条件	

	外気条件 温度 ℃（ＤＢ）	外気条件 湿度 kg／kg（ＡＨ）	室内 一般系統 温度 ℃（ＤＢ）	室内 一般系統 湿度 %（ＲＨ）	室内 温度 ℃（ＤＢ）	室内 湿度 %（ＲＨ）
夏季	34.8	0.0201 *1	28	50		
冬季	1.8	0.0025 *2	19	40		

＊１相対湿度57.1%　＊２相対湿度59.2%

空気調和設備	22．ファンコイルユニット用弁	・流量調整弁 ・可変流量弁（・二方弁　・三方弁） ・定流量弁（・差圧型　・オリフィス型）
換気設備	1．風道の種別	・低圧風道（・アングル工法　・共板工法） ・高圧１風道 ・スパイラルダクト　・消音フレキシブルダクト ・フレキシブルダクト　・グラスウールダクト ・ビニル管（・ＶＰ　・ＶＵ）
	2．排気風道	イ）排気フードの補強、支持金物、接合剤等は標準仕様書の該当事項による。 ロ）厨房用排気フード（・本工事　・別途工事）
	3．多湿箇所の風道の保温	・有　・無
	4．他設備の項目の適用	下記のものは、空気調和設備の項目を適用する。 イ）風量測定口　ロ）チャンバ等　ハ）吹出口及び吸込口の材質 ニ）防煙ダンパ　ホ）ピストンダンパ ヘ）風道の吊り及び支持　ト）消音内貼り
排煙設備	1．風道の種別	・亜鉛鉄板製　・普通鋼板製
	2．排煙口	イ）型　状　・スリット型　・スイング型 ロ）開放装置　・手動 ・手動及び遠隔操作が可能なもの。
	3．排煙機	（財）日本建築センターの防災性能評定マーク貼付されたもの。
昇降機設備	1．仕様	図中の仕様書参照のこと 図面に記載されていない事項については、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・公共建築工事標準仕様書機械設備工事編（最新版） ・公共建築設備工事標準図機械設備工事編（最新版）による。
保温	1．給排水衛生工事の保温	・特記仕様書（２）の保温仕様 ・適用する　・適用しない ・給水管及び排水管の天井内・PS内・空隙壁中の保温仕様は保温チューブ(給水厚み15mm・排水厚み10mm)を ・適用する　・適用しない
	2．空気調和設備工事の保温	・特記仕様書（２）の保温仕様 ・適用する　・適用しない
	3．外装材	・次の箇所の配管及びダクト保温は ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板　仕上げとする。 ・屋上　・外壁架空　・その他（図示） ｶﾗｰｽﾃﾝﾚｽ鋼板　仕上げとする。 ・屋上　・外壁架空　・その他（図示）

3．その他

1．受注者は工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
2．給水装置、給水器具、給水管については、福岡市水道局にて定める構造及び材質の基準を満足すること。
3．建設重機（ﾊﾞｯｸﾎｳなど）は排出ガス対策型、低騒音型を使用すること。
4．福岡市契約事務規程第４１条１項４号に定める中間技術検査
・実施する　・実施しない

令和　6年　12月　版

申請手続（○の付いたものを適用）
(1)共　通　・　道路占有許可申請(道路管理者)　・　道路使用許可申請(警察署長)　(7)その他　・
(2)消　防　・　消防設備等着工届(消防署長)　・　消防設備等設置届(消防署長)
(3)水　道　・　給水装置工事届出書(水道事業管理者)
(4)再生水　・　工事着手・再着手届(福岡市長)
(5)下　水　・　排水設備新設等計画確認申請書(福岡市長)
(6)昇降機　・　昇降機確認申請（建築審査課）　・小荷物専用昇降機確認申請書（建築審査課）

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業
図面名	特　記　仕　様　書（１）
福岡市 保健医療局 生活衛生部 生活衛生課	日付R6.12.25　No.　/

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)　(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)からの抜粋による編集

1．横走り管の吊り及び支持間隔

分類		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300
棒鋼吊り	銅管及びステンレス鋼管	2．0m以下									3．0m以下				
	ビニル管	1．0m以下								2．0m以下					
	銅　管	1．0m以下								2．0m以下					
	鉛　管	1．5m以下													
形鋼振れ止め支持	銅管及びステンレス鋼管	―――					8．0m以下				12．0m以下				
	ビニル管	―		6.0m以下			8．0m以下				12．0m以下				
	銅　管	―		6.0m以下			8．0m以下				12．0m以下				

注1　屋外支持金物（ボルト、ナット含む）はステンレス製とし支持架台は溶融亜鉛メッキ製とする。
注2　外壁に設置する銅管及、銅管及びビニル管（常時満水）の立管で、口径５０Ａ以下の場合は立てバンド支持（座付羽子板）としてもよい。
注3　ピット内の吊り金物はステンレス製とする。
注4　銅管又はステンレス鋼管を銅製金物で支持する場合には、ゴム又は絶縁テープ等で管の保護をする。
注5　冷媒用銅管の横走り管の吊金物間隔、銅管の基準外径が9.52mm以下の場合は1.5m以下、12.70mm以上の場合は2.0m以下とする。ただし、液管・ｶﾞｽ管共用の場合は液管の外径とする。なお、化粧カバー等を使用する場合で製造メーカの基準がある場合はその基準に従う。
注6　PE管の支持について、横走り管の吊り及び振れ止め間隔はビニル管に準じ、立管の振れ止めは各階スラブ面の高さ及びその中間位置とする（最上階は末端にも振れ止めを設置）。

2．試　験

(1) 給水管は、次の圧力値による水圧試験を行う。なお圧力は配管の最低部におけるもので保持時間は、最小６０分（ただし、給水装置部分については１分以上）とする。
　(A) 給水装置に該当する管は、1.75ＭＰａ以上とする。
　(B) 揚水管は、当該ポンプの全揚程に相当する圧力の２倍の圧力（最小0.75MPa）とする。
　(C) 高置タンク以降の配管は、静水頭に相当する圧力の２倍の圧力（最小0.75MPa）とする。
(2) 排水管は、器具取り付け後通水試験を行う。
(3) 給湯管は、上記（1）に準ずる。
(4) 消火ポンプに連結される配管は、ポンプの締切圧の1.5倍の圧力とする。保持時間は最小60分とする。
(5) 連結送水管送水口等、各種送水口に連結される配管は、配管の設計送水圧力等の1.5倍の圧力とし、(4)と兼用される配管は、(4)、(5)いずれか大なる圧力とする。
(6) 油配管は、空気圧試験とし最大常用圧力の1.5倍の圧力とする。保持時間は最小30分とする。
(7) 冷温水配管等は、水圧試験とし最大使用圧力の1.5倍の圧力とする。保持時間は最小３０分（最小　0.75MPa）とする。
(8) 冷媒管は、気密試験（設計圧力，保持時間２４時間）終了後、真空乾燥を行う。

3．給排水衛生工事の保温　　P：ポリスチレンフォーム　G：グラスウール　R：ロックウール

保温区分		施工箇所		材料	施工順序
管・継手及び弁類を含む	給水	屋内露出	一般居室、廊下	P，G又はR	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ 合成樹脂製カバー
			機械室、書庫、倉庫	〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ 原紙 ＋ アルミガラスクロス
		天井内、PS内、空隙壁中		〃	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 化粧保温筒 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 粘着ﾃｰﾌﾟ
		床下、ピット内		P	保温筒 ＋ 粘着テープ ＋ ポリエチレンフィルム ＋ 着色アルミガラスクロス
		屋外露出・多湿箇所		P	保温筒 ＋ 粘着テープ ＋ ポリエチレンフィルム ＋ステンレス鋼板又はガルバリウム鋼板
	排水管及び通気管	屋内露出	一般居室、廊下	P，G又はR	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ 合成樹脂製カバー
			機械室、書庫、倉庫	〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ 原紙 ＋ アルミガラスクロス
		天井内、空隙壁中		〃	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 化粧保温筒 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 粘着ﾃｰﾌﾟ
		厨房等の多湿箇所		P	保温筒+粘着ﾃｰﾌﾟ+ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ+ｽﾃﾝﾚｽ鋼板又はｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板
	給湯管（膨張管含む）	屋内露出	一般居室、廊下	G又はR	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ 合成樹脂製カバー
			機械室、書庫、倉庫	〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ 原紙 ＋ アルミガラスクロス
		天井内、PS内、空隙壁中		〃	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 化粧保温筒 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 粘着ﾃｰﾌﾟ
		床下、ピット内		〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ポリエチレンフィルム ＋ 着色アルミガラスクロス
		屋外露出・厨房等の多湿箇所		〃	保温筒+鉄線+ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ+ｽﾃﾝﾚｽ鋼板又はｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板
機器	冷水、冷温水管（膨張管含）ブライン管（ﾌﾞﾗｲﾝ管は保温筒P）	屋内露出	一般居室、廊下	P，G又はR	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋合成樹脂製カバー
			機械室，書庫，倉庫	〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋ 原紙 ＋アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		天井内、PS内、空隙壁中		〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		床下、ピット内		〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		屋外露出・多湿箇所		〃	保温筒+鉄線+ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ+ｽﾃﾝﾚｽ鋼板又はｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板
	冷水管（冷水温度2～4℃）	機械室、書庫、倉庫		P	保温筒 ＋ 粘着ﾃｰﾌﾟ ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		天井内、PS内		P	保温筒 ＋ 粘着ﾃｰﾌﾟ ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
機器	鋼板製タンク	―――		P，G又はR	鋲 ＋ 保温板 ＋ ポリエチレンフィルム ＋ 鉄線 ＋ カラー亜鉛鉄板
	貯湯タンク	―――		G又はR	鋲 ＋ 保温板 ＋ カラー亜鉛鉄板
	排気筒	隠ぺい		R	保温帯+鉄線+アルミガラスクロス+金網

注1．給水・排水管で建築基準法施行令第１１２条１５項に規定する準耐火構造等の防火区画などを貫通する部分は保温を行わずモルタル又はロックウールもしくは耐火パテで埋める。
2．鋼板製のﾀﾝｸは、特記のある場合のみ保温を行う。（ただし蓋の部分は保温を行わない。）
3．次の管、弁、フランジなどは、保温を行わない。（保温を行う場合は、特記による。）
（イ）衛生器具の付属品と見なされる器具及び配管。（流し下部の床上排水管を含む。）
（ロ）給水用配管でポンプ回りの防振継手、フレキシブルジョイント。
（ハ）給水管及び排水管の地中又はコンクリート埋設配管。
（ニ）ピット内の給水用ライニング鋼管（ＶＤ管）、樹脂管(福岡市仕様)
（ホ）給湯用配管で、屋内及び暗渠内配管の伸縮継手、防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄなど。
（ヘ）保温付被覆銅管
（ト）排水管で、暗渠内配管（ﾋﾟｯﾄ内を含む）、共同構内配管、耐火二層管，屋外露出配管
（チ）通気用配管。（排水管の分岐点より１００mm以下の部分を除く。）
（リ）消火配管 （屋外露出管を除く）（福岡市仕様）
（ヌ）厨房機器及びガス湯沸器回りの給水、排水及び給湯管。
（ル）各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管。
（ヲ）エア抜弁以降の配管及び排泥弁以降の配管など。
4．次の機器は、保温を行わない。
（イ）ポンプ （ロ）消火用呼水タンク （ハ）給湯用密閉形隔膜式膨張タンク
（ニ）屋内外露出の排気筒
5．給水及び給湯用の露出配管で、保温を行う呼び径６５以上の弁、ストレーナなどは、ビス等により容易に脱着できる金属製カバー（屋外はステンレス鋼板又はガルバリウム鋼板、屋内はカラー亜鉛鉄板）による外装を施す。
6．ポリスチレンフォーム保温筒の使用困難な箇所は、ロックウール保温帯、ロックウールフェールトもしくはグラスウール保温帯または波形保温板を使用してもよい。
7．ロックウール保温筒又はグラスウール保温筒の使用困難な箇所は、それぞれの保温帯を使用してもよい。
8．（原紙＋アルミガラスクロス）は、アルミガラスクロス化粧原紙を使用してもよい。
9．金属板仕上げの鋼板製タンクには、必要により鋼枠を使用する。
10．ステンレス鋼板製貯湯タンク(SUS444を除く)は、エポキシ系塗装により保温材と絶縁する。
11．ポリスチレンフォーム保温筒使用の場合は、原紙を不要とする。
12.ポリスチレンフォーム保温筒使用の場合，鉄線に替え粘着テープ使用とする。

4．空気調和設備工事の保温　　P：ポリスチレンフォーム　G：グラスウール　R：ロックウール

保温区分		施工箇所		材料	施工順序
管	温水管（膨張管含）蒸気管 冷媒管	屋内露出	一般居室、廊下	G又はR	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋合成樹脂製カバー
			機械室、書庫、倉庫	〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋原紙 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		天井内、PS内、空隙壁中		〃	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 化粧保温筒 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 粘着ﾃｰﾌﾟ（冷媒管に適用）保温筒＋鉄線＋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ＋ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		床下、ピット内		〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		屋外露出・多湿箇所		〃	保温筒＋鉄線＋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ＋ｽﾃﾝﾚｽ鋼板又はｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板
	冷水、冷温水管（膨張管含）ブライン管（ﾌﾞﾗｲﾝ管は保温筒P）	屋内露出	一般居室、廊下	P，G又はR	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋合成樹脂製カバー
			機械室，書庫，倉庫	〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋ 原紙 ＋アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		天井内、PS内、空隙壁中		〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋ アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		床下、ピット内		〃	保温筒 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋着色アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		屋外露出・多湿箇所		〃	保温筒+鉄線+ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ+ｽﾃﾝﾚｽ鋼板又はｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板
	冷水管（冷水温度2～4℃）	機械室、書庫、倉庫		P	保温筒 ＋ 粘着ﾃｰﾌﾟ ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
		天井内、PS内		P	保温筒 ＋ 粘着ﾃｰﾌﾟ ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
機器	冷水タンク・冷温水タンク			P，G又はR	鋲（又は接着剤）＋保温板＋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋ 鉄線 ＋カラー亜鉛鉄板
	温水タンク・還水タンク 熱交換器・膨張タンク			G又はR	鋲＋ 保温板 ＋ 鉄線 ＋ カラー亜鉛鉄板
	冷水ヘッダー・冷温水ヘッダー			P，G又はR	鋲（又は接着剤）＋ 保温板 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋ 鉄線 ＋カラー亜鉛鉄板
	温水ヘッダー・蒸気ヘッダー			G又はR	鋲 ＋ 保温板 ＋ 鉄線 ＋ カラー亜鉛鉄板
一般ダクト	長方形ダクト	屋内露出	一般居室、廊下	〃	鋲 ＋ 保温板 ＋ カラー亜鉛鉄板
			機械室、書庫、倉庫	〃	鋲 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ化粧保温板 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ粘着ﾃｰﾌﾟ
		屋内隠ぺい、ﾀﾞｸﾄｼｬﾌﾄ内		〃	鋲 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ化粧保温板 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ粘着ﾃｰﾌﾟ
		屋外露出、多湿箇所		〃	鋲 ＋ 保温板 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋ ｽﾃﾝﾚｽ鋼板
	スパイラルダクト	屋内露出	一般居室、廊下	〃	保温帯 ＋ 鉄線 ＋ カラー亜鉛鉄板
			機械室、書庫、倉庫	〃	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ化粧保温帯 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ粘着ﾃｰﾌﾟ
		屋内隠ぺい、ﾀﾞｸﾄｼｬﾌﾄ内		〃	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ化粧保温帯 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ粘着ﾃｰﾌﾟ
		屋外露出、多湿箇所		〃	保温帯 ＋ 鉄線 ＋ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ ＋ ｽﾃﾝﾚｽ鋼板
サブライチャンバー				〃	鋲 ＋ 保温板 ＋ ｶﾞﾗｽｸﾛｽ ＋ 銅亀甲金網又はｱﾙﾐﾊﾆｶﾑﾊﾟﾈﾙｸﾞﾗｽﾊﾟﾈﾙ
消音チャンバー・エルボ				〃	鋲 ＋ 保温板 ＋ ガラスクロス
排煙ダクト	長方形	屋内隠ぺい		R	鋲 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ化粧保温板 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ粘着ﾃｰﾌﾟ
	円　形	屋内隠ぺい		〃	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ化粧保温帯 ＋ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ粘着ﾃｰﾌﾟ
煙　道				〃	ﾌﾞﾗｼﾝｷｯﾄ ＋ 鉄線 ＋ カラー亜鉛鉄板

注1．各種機器の保温は、各編の該当項目による。
2．建築基準法施行令第１１２条第１５項に規定する準耐火構造等の防火区画を貫通する冷水管、冷温水管の保温は、その貫通部をロックウール保温材で行う。また、冷温水のドレン管が防火区画を貫通する部分は、保温を行わず、モルタル又はロックウール保温材で埋める。
3．冷水及び冷温水のドレン管の保温は、排水管の項による。
4．隠ぺいダクトのフランジ部（補強を含む）は厚さ２５mmの保温を重ね巻きを行うか、隠ぺい部の保温厚さをフランジ高さ＋１０mm以上とする。
5．次のダクト等は、原則として保温を行わない。（保温を行う場合は特記による。）
（イ）換気用ダクト
（ロ）外気取入れ用ダクト（全て行う。（福岡市仕様））
（ハ）排気用ダクト（厨房設備の排気ダクトはロックウール５０mm断熱施工(福岡市仕様)）
（ニ）空調している建物内の還りダクト
（ホ）屋内外露出及び防火区画されたダクトシャフト内排煙ダクト
（ヘ）内貼りしたダクト及びチャンバー
（ト）保温フレキシブルダクト及びたわみ継手
（チ）屋外露出の煙道及び煙突
6．次の機器は、保温を行わない。
（イ）ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機
（ロ）送風機
（ハ）ポンプ
（ニ）オイルサービスタンク及びオイルタンク
（ホ）空調用密閉形隔膜式膨張タンク
（ヘ）プレート形熱交換器
7．次の管、弁、フランジなどは、保温を行わない。
（イ）放熱器廻り蒸気配管，及び温水管
（ロ）蒸気管及び温水管で屋内及び暗渠内の各種装置回り配管
（ハ）蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の伸縮継手、防振継手、フレキシブルジョイント、弁及びフランジ
（ニ）冷凍機の冷却水用配管
（ホ）ポンプ回りの防振継手、フレキシブルジョイント
（ヘ）各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管
（ト）エア抜弁以降の配管及び排泥弁以降の配管
（チ）油管
8．冷水及び冷温水用の露出配管で、呼び径６５以上の弁、ストレーナなどは、ビスなどにより容易に着脱できる金属製カバー（屋外はステンレス鋼板又はガルバリウム鋼板屋内はカラー亜鉛鉄板）による外装を施す。
9．蒸気管及び温水管の施工順序は、ポリエチレンフィルムを除く。（床下、屋外露出を除く）
10．金属板仕上げの機器類とダクトは、必要により鋼枠を使用する。
11．ステンレス鋼板製のタンク類(SUS444を除く)はエポキシ系塗装により保温材と絶縁する。
12．ロックウール保温板及びグラスウール保温板の使用困難な箇所は、それぞれの帯またはブランケットを使用してもよい。
13．（原紙+アルミガラスクロス）はアルミガラスクロス化粧原紙を、また（保温材+ガラスクロス）はガラスクロス化粧保温板を各々使用してもよい。
14．屋内隠ぺい、排煙ダクトの場合は、きっ甲金網押えを行う。
15．断熱被覆銅管を使用する場合、化粧カバーでよい。
16．ポリスチレンフォーム保温筒使用の場合、鉄線に替え粘着テープ使用とする。

5．保温材の厚さ　　P:ポリスチレンフォーム　G:グラスウール　R:ロックウール

保温材の厚さ 参考使用区分	種別＼呼び径	15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300以上
給水管及び排水管	P	20								25					
	G，R	20								25			40		
給湯管及び温水管	G，R	20								25			40		
蒸気管	G，R	20			30		40								
冷温水管，冷水管，冷媒管(G，R)	P，G，R	30			40									50	
冷水管(冷水温度2～4℃)	P	30			40						50				
ブライン管	P	40			50					65					
鋼板製（膨張）タンク	G，R	25													
貯槽、冷温水ﾀﾝｸ、排気筒	G，R	50													
サブライチャンバー	G，R	50													
消音チャンバー等	G，R	25													
一般ダクト	G，R	露出部及び多湿箇所は50，隠ぺい部は25													
排煙ダクト	R	露出部及び多湿箇所は50，隠ぺい部は25													
煙　道	R	75													

6．ダクトの板厚

亜鉛鉄板の板厚	低圧ダクト長辺（Ｌ）	高圧1.2ダクト長辺（Ｌ）
０．５	Ｌ≦４５０	
０．６	４５０＜Ｌ≦７５０	
０．８	７５０＜Ｌ≦１５００	Ｌ≦４５０
１．０	１５００＜Ｌ≦２２００	４５０＜Ｌ≦１２００
１．２	２２００＜Ｌ	１２００＜Ｌ

注１．共板工法ダクトは、長辺の長さ１５００mm以下の低圧ダクトに適用する。
注２．グラスウールダクトの使用の場合には、ＪＩＳ　Ａ４００９によるものとし、事前に監督員の承諾を得ること。

7．各塗装箇所の塗料の種別及び塗り回数　　（フォースターを使用すること）

塗装箇所 機材	状態	塗料の種別	塗り回数 下塗	中塗	上塗	備考
ＶＡ	露出	調合ペイント		1	1	
ＶＢ	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは錆止めペイント
ＳＧＰ（白）	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは錆止めペイント
支持金物 架台類 ※注４	露出	調合又ｱﾙﾐﾆｳﾑﾍﾟｲﾝﾄ	2	1	1	下塗りは錆止めペイント
	隠ぺい	錆止めペイント	2			
蒸気管及継手(黒)	露出	ｱﾙﾐﾆｳﾑﾍﾟｲﾝﾄ	2	1	1	下塗りは錆止めペイント
	隠ぺい	錆止めペイント	2			
煙突及び煙導	断熱有	耐熱錆止めﾍﾟｲﾝﾄ	2			耐熱温度はボイラー用では４００℃以上
	断熱無	耐熱塗料	2	1	1	
ダクト	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは錆止めペイント
	内面	調合ﾍﾟｲﾝﾄ黒艶消し		1	1	室内外より見える範囲

2．ねじ切りした部分の鉄面は、錆止めペイント２回塗を行う。
3．ＶＡ、ＶＢは、水道用硬質塩ビライニング鋼管。
4．亜鉛メッキ面を除く。

8．塗装を施す素地ごしらえ

用途	工程順序	処理方法
調合ペイント塗りなどを施す鉄面	1．さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ ディスクサンダーなど
	2．油類の除去	揮発油ぶき
調合ペイント塗りなどを施す亜鉛めっき面	1．汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシなど
	2．油類の除去	エッチングプライマー １種１回塗り
	3．化学処理	揮発油ぶき

注1．錆止めペイントは、エッチングプライマー塗りのあと２時間以上８時間以内に塗る。
2．次の各種機材は、塗装を行わない。
（イ）埋設されるもの。
（ロ）亜鉛メッキされたもので、常時隠ぺいされる部分。
（ハ）亜鉛メッキされた鋼製架台類。
（ニ）アルミニウム、銅、合成樹脂製など特に塗装の必要を認められない面。

9．埋設配管
（1）一般事項
（A）外面被覆鋼管以外の鋼管をコンクリート内及び埋設する場合には、防食ビニルテープを２回巻きとする。
（B）標識テープを施工する場合は、地表から１５０mm程度の深さに埋設する。ただし、公道部分は路面下０．８mの深さに埋設する。
（2）防食処理
（A）コンクリート内に埋設される鉛管は、防食ビニルテープを１／２重ね１回巻とする。
（B）外面樹脂被覆を施した管継手の外面樹脂部と管の隙間及びねじ込み後の残りねじ部をブチルゴム系コーキングテープ又はゴムリングで完全に密封させる。また密封後は、防食テープ１回巻きとする。

施工要領

1．給水設備

バルブボックス
（1）次項標準図は２次側の給水系統であり、水道直結は水道局基準による施工のこと。
（2）標準図は非舗装部の要領であり、舗装部の施工は保護コンクリートの施工は不要とする。なお、保護コンクリートの角は面取りを行うこと。
（3）バルブボックスの仕上り高さは直近の側溝等を参考とし、歩行に支障なき様施工のこと。
（4）バルブボックス内には砂又は砕石を入れること。
（5）雑用水のバルブボックス（バルブ共）は黄緑色にて塗色のこと。
（6）バルブボックス内に、表示札（常開・常閉，口径，行先，設置年月等）を入れること。

2．排水設備

市型桝
（1）標準図は、非舗装部の要領であり、舗装部の施工は、保護コンクリートの施工は不要とする。なお保護コンクリートの角は面取りをすること。
（2）桝の仕上り高さは直近の側溝等を参考とし、歩行に支障のなき様施工のこと。
（3）掘削深さが１．５m以上又は、地盤の崩壊するおそれが有る場合には、土留め矢板を施工すること。

3．雑用水給水設備

雑用水給水設備に係る工事を行う場合は、以下の項目を施工計画書に記載し、誤接合がないことを確認すること。
（1）雑用水配管を壁や床等を貫通させる場合は、施工前に配管塗装（黄緑色）と管の端末付近に表示テープ巻を行い貫通部から容易に識別できる70mm以上の長さを確保し、施工状況の写真を撮影すること。また、既設管との接続箇所については、既設配管切断前に必ず表示テープ巻きを行うことで配管切断後も雑用水配管が識別できるようにし、全ての箇所の写真を撮影すること。
（2）配管接合においては、目視や打音検査等による確認を行うこと。
（3）上水・雑用水配管の各系統ごとのバルブを閉止し、各々出水確認を行うこと。
（4）通水試験は、雑用水系統に着色水を使用して誤接合がないか確認すること。

3．　標準図
1．一般仕様
標準図は、標準的な形状及び施工法の一例を示したものであり標準図の意図する機能が十分に果たせるものであればよい。ただしその場合は監督員の承諾を事前に得ること。

凡　例
無筋コンクリート
クラッシャーラン
栗　石又は クラッシャーラン

宅内バルブボックス標準図

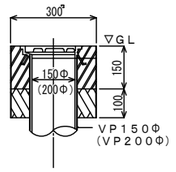

	――	（ ）寸法
ボックス	Ｖ１０１	Ｖ１０５
適用バルブ	１３～３２	４０～５０

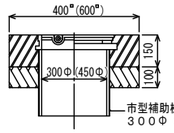

	――	（ ）寸法
ボックス	ＭＨＡ－Ｐ－１	ＭＨＡ－Ｐ－２
適用バルブ	６５～８０	１００～２００

マンホール

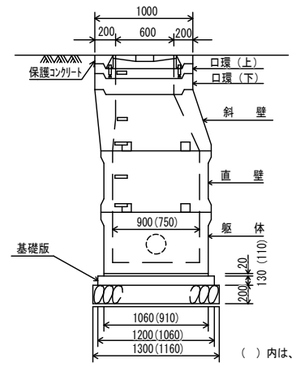

（ ）内は、０号人孔

公共桝

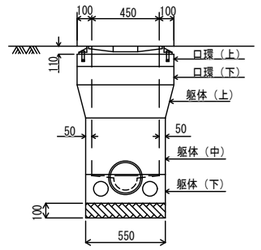

汚水桝

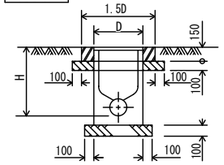

蓋　ＨＡＳＳ－２種 鋳鉄防臭蓋		
	Ｄ寸法	1.5Ｄ寸法
３００Φ	３５０	５２５
４００Φ	４５０	６７５
４５０Φ	５００	７５０

雨水桝

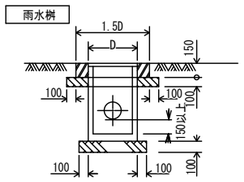

蓋　ＨＡＳＳ－２種 鋳鉄防臭蓋		
	Ｄ寸法	1.5Ｄ寸法
３００Φ	３５０	５２５
４００Φ	４５０	６７５
４５０Φ	５００	７５０

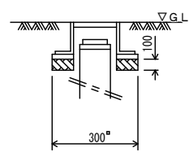

小口径桝保護蓋

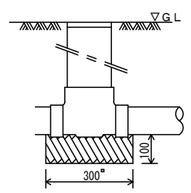

小口径汚水桝

令和　６年　12月　版

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業
図面名	特　記　仕　様　書（２）　縮尺 Ｎ．Ｓ
福岡市 保健医療局 生活衛生部 生活衛生課	日付R6.12.25　/

○工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、以下のとおりとする。

１．契約変更の時期について

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあっては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。
軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

① 設計変更額が当初設計金額の２０％を超えるもの。
② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
③ その他上記に準ずる重要なもの。

○公共事業労務費調査に対する協力

１．本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事経過後においても、同様とする。

２．調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

３．公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

４．受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３条と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

○下請人、資材・製品の地場企業の活用に関する事項

１．受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。

２．受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。

３．受注者は、下請業者の１次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。

４．受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

○地下埋設物調査等に関する事項

１．工事着手前における地下埋設物調査の徹底について

① 工事箇所に地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。

② 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。

③ 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。

２．近接施工に関する確認・対策の徹底について

① 工事箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。

② 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

○情報共有システム活用の試行

１．本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。

２．受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。

３．活用にあたっては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。

○工事履行報告書の提出について

監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。ただし、契約約款第４４の２において中間前払金を請求する場合や、部分払の支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

○猛暑による作業不能日数

１.猛暑による作業不能日数について（該当事項○印）

・本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_福岡地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

⊙本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。

○現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用

１．現場代理人の常駐義務緩和に関する条件

① 次の期間は現場代理人の常駐を要しないものとする。
（１）工事の全部の施工を一時中止している期間
（２）工場製作のみが行われている期間
（３）その他監督員が認める期間　（　　）

② 福岡市が発注する市内又は隣接する市町村の区域内の工事であり、かつ請負代金の額が４千万円（建築一式工事である場合にあっては、８千万円）未満の工事の場合は、同一の現場代理人を例外的に２件まで兼任で配置できる。

③ 営業所の専任技術者については予定価格が３千３百万円（建築一式工事である場合にあっては６千６百万円）以下の工事であれば、１件まで現場代理人となることができる。

２．配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件

建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

① 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

② 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に３か月以上の雇用関係にあること。

③ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

３．特例監理技術者の配置に関する条件（○印を付けたものを適用する。）

・ 本工事は、特例監理技術者（建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。

⊙ 本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者（建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。なお、兼任が認められる区域は福岡市が発注する市内又は隣接する市町村の区域内の工事であり、同一の特例監理技術者を配置できる工事の件数は２件までとする。

① 本工事の当初請負金額が３億円未満である場合。

② 兼任する工事が、２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）でない場合。

４．主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間に関する条件

工事請負代金額が４千万円（ 建築一式工事である場合にあっては、８千万円） 以上となる場合は建設業法に基づき、本工事における主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の専任を要する。ただし、以下に示す期間については、主任技術者、監理技術者又は特例管監理技術者の工事現場への専任を要しない。

① 現場施工に着手するまでの期間（○印を付けたものを適用する。）

・ 現場施工に着手する日が確定している場合
請負契約の締結の日の翌日から令和　　年　　月　　日までの期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。

⊙ 現場施工に着手する日が確定していない場合
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者、監理技術者又は監技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

② 工事を全面的に一時中止している期間
工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。

③ 工場製作のみが行われている期間
本工事における工場製作のみが行われている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。

④ 工事完成後の期間
工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日（「完了届」における日付）とする。

○週休２日工事について

１．週休２日工事の対象工事について

本工事は、週休２日工事の対象工事であり、週休２日（４週８休以上）を前提とした工期を設定している。

２．費用補正について

1）４週８休以上を前提に下記①の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、予定価格を作成している。

①４週８休以上（現場閉所率28.5%（８日/28日）以上）　　：補正係数1.05

３.部分的交替制（試行）について

1）受注者は、工事全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分的交替制を実施できる期間は１カ月間とする。

４.その他

1）発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。

2)「福岡市営繕工事における週休２日工事実施要領」に基づき実施すること。
（「福岡市ホーム ＞ 創業・産業・ビジネス ＞ 公共工事・技術情報 ＞
公共工事の技術情報 ＞ 週休２日工事）

○施工体制の確認に関する事項

１．施工体制の確認方法

本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。

① 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。
（施工体制台帳）
施工計画書に添付せず、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。
（工事作業所災害防止協議会兼施工体系図）
施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。
工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

② 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。

③ 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。

２．施工体制の確認に関する点検

① 抜き打ち点検
一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。

② 検査時における点検
中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。

３．不備が発覚した場合の措置

① 工事成績評定での減点措置
監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。

② 請負代金の支払い
書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。

③ 悪質なケース
虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

○現場環境改善（快適トイレの設置の試行）

１．内容

受注者は、現場に仮設トイレを設置する場合には以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。
（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる事項あり、必須ではない。

① 快適トイレに求める標準仕様
（１）洋式便座
（２）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
（３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
（４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えが無くても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
（５）照明設備（電源が無くても良いもの）
（６）衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg以上）
【快適トイレとして活用するために備える付属品】
（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
（10）鏡付きの洗面台
（11）便座除菌シート等の衛生用品

② 推奨する仕様、付属品
（12）室内寸法900mm×900mm以上（半畳程度以上）
（13）擬音装置
（14）着替え台（フィッティングボード等）
（15）フラッパー機能の多重化
（16）窓など室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

２．設置に関する費用

設置に関する費用については、当初は計上していない。
受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記１の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、設設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議すること。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事までとする。また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとする。

○建設発生土の搬入（受入条件は下記のとおりとする。）

本工事の残土は、○○○○に搬入するものとし、受入条件は下記のとおりとする。

１．受入場所
住所：○○市○○区○○番地
施設名称：○○○○

２．運搬距離
受入地までの運搬距離は、○○km とする。

３．受入不適なもの
第４種の建設発生土及び汚泥

４．受入期間
午前9 時～午後5 時まで
ただし、日・祝日及び毎月第1・3 土曜日は受入を中止する
なお、これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

○交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について

警備契約書及び警備計画書等で取り決めた警備業務の範囲基づき、交通誘導員の労働災害防止対策の徹底を図ること。

○遠隔臨場について

１．遠隔臨場の対象工事について（該当する場合○印）

・本工事は、建設現場の遠隔臨場の対象工事である。
実施については、工事契約後に受発注者間で協議し決定する。

２．実施内容

① 「監督員の立合い等」の実施
工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWEB会議システム等を利用して配信し、「監督員の立合い」、「監督員と協議」、「監督員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督員の立会い等」という。）を実施するものである。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。

② 機器の手配
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWEB会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議して決定するものとする。

③ 費用
遠隔臨場の対象工事となる場合、費用については発注者負担とし、請負代金額を増額変更する。

④ 不正行為
遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等は行わないこと。

○石綿有無の事前調査及び調査結果報告について

１．石綿有無の事前調査について

⊙本工事は、石綿有無の事前調査が必要な工事です。
事前調査は、法令で定められた有資格者が実施すること。

２．実施結果の報告について

① 石綿事前調査報告システムにより、労働基準監督署及び福岡市環境局へ報告を行うこと。

② 作業開始前に、事前調査結果を監督員に書面で説明すること。

③ 事前調査の結果を現場に掲示すること（Ａ３サイズ以上）。

④ 事前調査に係る費用は本工事に含む。ただし、事前調査において石綿分析調査の必要が生じた場合や、図面に記載のない石綿除去工事が生じた場合は、監督員と協議すること。

○建設キャリアアップシステム活用工事について

・本工事は、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事の対象工事です。
実施にあたっては、「福岡市　建設キャリアアップシステム活用工事　実施要領」に基づき行うこと。実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事」を参照すること。

１．平成　９年　６月　作成
２．平成１４年１０月　改訂（CORINS取り扱い変更）
３．平成１５年　４月　改訂（その他に、創意工夫等の提出、鉛対策給水用具を追加）
４．平成１６年　４月　改訂（産廃取り扱い変更）
５．平成１７年　４月　改訂（工事電力・水道その他変更・共通仕様内容変更）
６．平成１８年　４月　改訂（耐震水槽・資格内容変更）
７．平成１８年　７月　改訂（申請手続追加）
８．平成１９年　４月　改訂（ﾊﾟｯｸﾊﾞ使用基準追加）
９．平成１９年１２月　改訂（中間技術検査追加）
１０．平成２０年　９月　改訂（空調屋内温度条件・課名変更）
１１．平成２０年１２月　改訂（完成図書、電子納品基準追加）
１２．平成２１年　８月　改訂（ＣＯＲＩＮＳの条件変更等）
１３．平成２１年１２月　改訂（施工体制の確認に関する事項追加）
１４．平成２２年　９月　改訂（地下埋設物調査等に関する事項追加）
１５．平成２２年１０月　改訂（公共建築工事標準仕様書の内容変更）
１６．平成２４年　２月　改訂（地場企業及び地場企業資材・製品の活用に関する内容追加）
１７．平成２５年　３月　改訂（設計変更に伴う契約変更について追加、現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用追加）
１８．平成２５年　７月　改訂（配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件追加）
１９．平成２５年　７月　改訂（保証書の提出に関する事項追加）
２０．平成２７年　８月　改訂（機材に関する事項内容追加等）
２１．平成２８年１２月　改訂（公共事業労務費調査に対する協力追加）
２２．平成３０年　３月　改訂（部分払の内容修正）
２３．平成３１年　３月　改訂（下請人、資材・製品の地場企業の活用についての内容修正）
２４．令和　２年　４月　改訂（契約不適合責任、共通仕様書、発生材の処理、防火区画貫通部の処理、保証書の提出、配管材料、配管種別、温湿度空気設計条件、保温、塗装についての内容変更）
２５．令和　２年　４月　追記（新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について）
２６．令和　２年　９月　改訂（施工要領 ３．雑用水給水設備 に係る内容追加）
２７．令和　２年１０月　改訂（法定外労災保険の付保について）
２８．令和　２年１２月　改訂（工事を施工しない日・時間帯について、現場環境改善について）
２９．令和　３年　３月　改訂（特例監理技術者の配置に関する条件追加）
３０．令和　３年　４月　改訂（週休２日工事の試行について、情報共有システム活用の試行について、工事履行報告書の提出について）
３１．令和　４年　４月　改訂（週休２日工事について）
３２．令和　４年　８月　改訂（２．特記仕様 一般共通事項 １.機材 についての内容修正）
３３．令和　４年１０月　改訂（２．特記仕様 一般共通事項 ８.建設発生土の処分方法）
３４．令和　５年　１月　改訂（現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用について，遠隔臨場について）
３５．令和　５年　３月　改訂（押印欄の廃止）
３６．令和　５年　５月　改訂（１.共通仕様についての内容変更）
３７．令和　５年　５月　改訂（給湯設備　１.配管材料についての内容変更）
３８．令和　５年　５月　改訂（新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について）
３９．令和　５年１２月　改訂（昇降機設備の追加、自動制御設備の廃止）
４０．令和　５年１２月　改訂（給水設備　１配管材料についての内容変更、１．横走り管の吊り及び支持間隔 注７追加）
４１．令和　５年１２月　改訂（石綿有無の事前調査及び調査結果報告追加）
４２．令和　６年　３月　改訂（交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について追加）
４３．令和　６年　３月　改訂（週休２日制度について内容変更）
４４．令和　６年　８月　改訂（猛暑による作業不能日数について追加）

令和　６年　12月　版

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業
図面名	特記仕様書（３）　縮尺 N.S
福岡市 保健医療局 生活衛生部 生活衛生課　日付R6.12.25	/

火葬炉機械設備特記仕様書

・工　事　名　称　　福岡市葬祭場「刻の森」整備事業

・工　事　場　所　　福岡市南区柰原六丁目１番１号

・工　事　期　間　　事業契約締結日から令和13年　3月　14日まで

・工事を施工しない日　　・　指定あり（下記の期間）　　・　指定なし

・工事を施工しない時間帯　　・　指定あり（下記の時間帯）　　・　指定なし

・契約不適合責任期間　　受渡し完了の日から　１年間

・工　事　概　要

別　途　工　事　　・建築工事　・火葬炉電気設備工事

1．建　物　概　要

建　物　名　称	構　造	階　数	延面積　（m2）	備　考
福岡市葬祭場「刻の森」	鉄筋コンクリート	地上 3 階	9,458.95 m2	

2．火葬炉システム概要

1）遺体の流れ

霊柩車→　柩運搬台車→　告別室→　炉前ホール（納棺）→火葬開始

2）焼骨の流れ

火葬終了後→　炉前ホール→　収骨室→　炉前ホール（火葬台車返還）

3）火葬システム

火葬システムは1炉1再燃焼方式で、燃焼排ガスは、強制排気方式とし、火葬炉本体（主燃焼炉）、再燃焼炉、排ガス冷却設備、ろ過式集じん器、誘引排風機、排気筒で構成し、排ガス冷却設備以降は1炉1系列で配置すること。

また、ダイオキシン類削減対策として再燃焼炉の適正運転管理及び、ろ過式集じん器を併設することにより削減を図ること

3．火葬能力

火葬能力は、要求水準書を十分満足する火葬炉システムを構築すること。

4．主要設備概要

1）設備方式

・柩運搬方式・・・電動走行・昇降式（炉内台車運搬・収骨台車を兼用）
・火葬、再燃焼炉バーナ着火方式・・・電気式自動着火方式
・燃焼排ガス排気方式・・・送風機による強制排気方式
・燃焼排ガス冷却方式・・・空気強制混合方式
・残骨灰処理方式・・・告別収骨室から残骨灰室まで真空空気輸送しホッパ等に貯留し場外に搬出する方式
・飛灰処理方式・・・ろ過式集じん器で捕集した飛灰を、飛灰処理室まで真空空気輸送しホッパ等に貯留し場外に搬出する方式

5．工　事　仕　様

（1）．共　通　仕　様

現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）、本特記仕様及び図面に記載されていない事項は全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）及び建築設備工事施工の手引き（最新版）による。

(2)特　記　仕　様

特記事項は、○印を付けたものを適用する。

章	項　目	特　記　事　項
共通事項	1．機　材	本工事に使用する機材は、建築材料・設備機材等品質性能評価事業の設備機材等評価名簿（最新版）によるほか、同等品以上とする。 ただし、同等品以上とする場合には、監督員の承諾を受けること。 なお、三相誘導電動機で省エネ法の特定機器の対象となる機器はＪＩＳ4034−30：2011のIE3（プレミアム効率）に相当する機器を導入すること。
	2．技能士の適用	本工事は配管技能士(請負金額2500万円以上は1級、500万円以上2500万円未満は1級または2級)を (・) 適用する　　・　適用しない
	3．内訳書	(・) 提出する　　・　提出しない
	4．工程表	(・) 提出する　　・　提出しない
	5．施工計画書／承諾図	施工着手前までに提出し承諾を受けること
	6．部分払い	部分払いを請求する場合は、市長を被保険者とする出来高金額に見合う火災保険に加入すること。 保険期間の終期は工事完成期限の日から起算して21日を経過する日とする。
	7．工事電力、水その他	原則として、本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は全て受注者の負担とする。
	8．建設発生土の処分方法	・構内敷ならし　・構内指示の場所にたい積 ・指定処分場等（受入条件は特記仕様書（３）による。）
	9．発生材の処理	現場で発生する廃材(残材、梱包材等を含む)は、受注業者毎に適正に処理すること。また廃棄物の処理については、関連法に基づき適正に処理すること。
一般共通事項	10．足　場	(・)本工事（・手すり先行枠組み足場　・単管足場）　・　別途工事 ・高所作業車使用　・ローリングタワー
	11．埋戻し土	給水管、消火管及び排水管（ﾋｭｰﾑ管を除く）共 ・根切り土の中の良質土 ・根切り土の中の良質土（管の周囲上下100mmは山砂の類） ・山砂の類
	12．工事写真	工事写真は福岡市工事検査要領に基づく「福岡市建築･設備工事写真撮影要領」（最新版）によること。
	13．測定表	下記の測定表を提出する。 (・)温度　・湿度　・風量　・騒音　・水質
	14．容量等の表示	イ）機器の能力、容量等（電動機能力除く）は、原則として表示された数値以上とする。 ロ）電動機出力は、原則として表示された出力以下の容量とする。
	15．耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築ｾﾝﾀｰ）（最新版）」による。

設置場所	耐震安全性の分類			
	・特定の施設(・甲類・乙類)		・一般の施設（乙類）	
	重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽
上層階、屋上及び塔屋	2．0 (2．0) <2．0>	1．5 (2．0) <1．5>	1．5 (2．0) <1．5>	1．0 (1．5) <1．0>
中間階	1．5 (1．5) <1．5>	1．0 (1．5) <1．0>	1．0 (1．5) <1．0>	0．6 (1．0) <0．6>
地下階、一階	1．0 (1．0) <1．5>	0．6 (1．0) <1．0>	0．6 (1．0) <1．0>	0．4 (0．6) <0．6>

（注）1．（　　）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。
2．<　　>内の数値は水槽類に適用する。
3．上層階の定義は次による。
２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階

イ）重要機器、重要水槽とは下記に示すものをいう。
・重要機器
・消火設備　・　・　・　・
・重要水槽類（・受水槽　・　・　）

ロ）設計用鉛直震度
設計用水平地震力の1／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

一般共通事項	16．建物導入部の変位吸収	建物導入部における給水管・消火管は、十分な可とう性を有する施工を行うこと。
	17．埋設表示	イ）給水管（上水・雑用水） ・標示杭　・標示ピン ロ）消火管 ・標示杭　・標示ピン ハ）　管 ・標示杭　・標示ピン
	18．スリーブ	標準仕様書によるものとする。
	19．管とスリーブの防水処理	水密性を要する部分で樹脂被覆鋼管の場合の防水処理 ・シーリング材によるシーリング　・リングシール
	20．はつり	既存コンクリート床、壁など配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	21．工事標示板	工事標示板は現場の出入口等のわかりやすい場所に設置し、建設業許可票等の標示板については関係法令等に基づき設置すること。
	22．電線管	イ）特記なき電線管は、薄鋼電線管又は同一外形ねじなし電線管とする。 ロ）可とう電線管は、２種金属可とう電線管とする。
	23．電　線	特記なき電線は、６００Ｖビニル絶縁電線とする。
一般共通事項	24．防火区画貫通部の処理	防火区画を貫通する管・ダクト等は関係法令に基づき適切に処理すること。
	25．標識その他	イ）機　器 名称及び記号を記入する。 ロ）配管・ダクト 識別を行い、必要により用途及び流れの方向を記入する。 ハ）弁　類 必要に応じて配管サイズ、用途等を記入した表示札を取付ける。
	26．下請負人（建設重機械）通知書	施工に際して、クレーン類（吊上げ能力２０ｔ以上）を使用する場合、下請人決定後速やかに書面をもって監督員に通知すること。
	27．建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度の対象作業員を雇用した場合は、掛金収納書を契約後１ヶ月以内と完了時に提出すること。 但し、収納書を提出できない事情が認められる場合は、報告書に理由を記載のうえ提出すること。
	28．完成図その他	工事完成後の提出書類については、財政局制定の「完成図書等作成要領（設備工事編）」（最新版）に基づき提出のこと。
	29．電子納品	(・) 適用工事　　・　適用外
	30．施設台帳（電子ﾃﾞｰﾀ）の作成	(・)　有　　・　無
	31．工事実績情報の登録（ＣＯＲＩＮＳ）	請負金額 500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に該当工事に関するデータを(財)日本建設情報総合センター（JACIC)に登録し、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。 登録→受注時、竣工時、途中変更時、訂正時
	32．保証書の提出	機器については、工事の契約不適合責任期間に関わらず製造者が保証する（期間・部品等について）保証書を提出すること。
火葬炉設備	1．共通	火葬炉設備機器仕様リスト一覧表を基に、使用機器については予め承諾図を提出すること。
	2．火葬炉	・炉の構造は、耐熱性、耐摩耗性、耐震、耐スポーリング性その他火葬炉に必要な条件に対し、十分な耐久性を有するものとすること。
	3．再燃焼炉設備	・火葬炉1基に対して再燃焼炉1基とする。
	4．燃焼設備 ア.火葬炉用バーナ	・火葬に敵した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼が可能なバーナを設置する。
	イ.再燃焼用バーナ	・低騒音で安全性が高いバーナを設置すること。なお、着火方式は、自動着火方式とする。
	ウ.燃焼用空気送風機	・低騒音、低振動型とし、能力は実運転時に余裕ある能力とし、安定した制御が可能なようにすること。
	5．排ガス冷却設備	・排ガス冷却設備は1炉1系列方式とする。
	6．ろ過式集じん器設備	・ろ過式集じん設備は1炉1系列で設置する。
	7．誘引送風機設備	・誘引送風機設備は1炉1系列で設置する。
	8．灰出設備	・ろ過式集じん器で捕集した飛灰を室内に飛散することなく、貯留装置へ真空輸送すること。
	9．煙道設備	・主煙道・ダンパー類は点検が可能なようにすること。
	10．風道設備	・ダンパー類は点検が可能なようにすること。
	11．付帯設備 ア）炉前化粧扉	・本扉は、炉前壁面の装飾と調和した意匠及び遮音断熱構造とする。
	イ）冷却室（前室）	・冷却室は遮音、断熱構造とする。
	ウ）残骨灰処理装置	・本設備は、収骨終了後、炉内台車上の残骨灰及び冷却室の残骨灰を残骨灰室まで真空輸送にて搬出可能なようにすること。
	エ）掃除用設備	・本設備は、火葬炉設備室、排ガス処理室、中央制御室、電気室の掃除を目的にした設備で、集じん室まで真空輸送にて搬出可能なようにすること。
	オ）運搬車	・柩を霊柩車から告別室、炉前まで運搬し、炉内台車上に柩を安置、さらに炉内台車を運搬し収骨を行う兼用の運搬車とする。
	カ）炉内台車	・本台車は、柩の収容、焼骨の取り出しが容易なようにする。
	キ）炉内台車移送設備	・本設備は、炉内台車を冷却室から火葬炉内に及び冷却室から運搬車に電動操作にて安全に炉内台車の出し入れが可能なようにする。
	ク）その他設備	a）非常設備・・本設備は、都市ガス供給ライン等の事故により火葬が中断した際、火葬を再開し完了させるための非常用バーナで、使用燃料は灯油とする。 b）点検歩廊、作業床・・点検歩廊はメンテナンスに支障がないように計画する。 c）配管工事・・使用材料等は使用目的に最適な仕様のものを選定する。 d）保温、断熱工事・・煙道、ダンパー等は性能保持、作業の安全性、作業環境を保持するよう施工すること。
その他		保温、断熱、塗装、機械基礎、検査等は予め要領書を提出し監督員の承諾を受けて施工すること。

令和　６年　12月　版

申請手続（○の付いたものを適用）
(1)共　通　・　道路占有許可申請(道路管理者)　・　道路使用許可申請(警察署長)　　(7)その他　・
(2)消　防　・　消防設備等着工届(消防署長)　・　消防設備等設置届(消防署長)
(3)水　道　・　給水装置工事届出書(水道事業管理者)
(4)再生水　・　工事着手・再着手届(福岡市長)
(5)下　水　・　排水設備新設等計画確認申請書(福岡市長)
(6)昇降機　・　昇降機確認申請（建築審査課）　・小荷物専用昇降機確認申請書（建築審査課）

工　事　名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業
図　面　名	特　記　仕　様　書
福岡市 保健医療局 生活衛生部 生活衛生課	日付 R6.12.25　No.　／

火葬炉電気設備工事特記仕様書

工事名称　福岡市葬祭場「刻の森」整備事業

工事期間　事業契約締結日から令和　13年　3月　14日まで

工事場所　福岡市南区柑原六丁目１番１号

工事概要　火葬炉電気設備工事一式

工事を施工しない日の指定　　有（下記の期間）　・　無

工事を施工しない時間帯の指定　　有（下記の時間帯）　・　無

契約不適合責任期間　受け渡し完了の日から　１年間

１．建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（m2）	消防法施行令別表第一の区分
福岡市葬祭場「刻の森」	鉄筋コンクリート	地上 3 階	9,458.95 m2	15項

２．工事仕様

（１）共通仕様

現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）,特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書電気設備工事編（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編（最新版）、公共建築設備工事標準図電気設備工事編（最新版）、日本電気協会編「内線規定」、「高圧受電設備規程」及び「建築設備工事施工の手引き（市設備課制定）」（最新版）による。

（２）特記仕様

特記事項のうち選択する事項は○のついたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	１．機材	本工事に使用する機材等は、建設材料・設備機材等品質性能評価事業の設備機材等評価名簿（最新版）あるいは電気設備機材製造者等指定名簿（設備課制定最新版）によるほか、同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合には監督員の承諾を受ける。
	２．主任技術者等	建設業法で定める者。
	３．電気工作物	・一般電気工作物　⊙自家用電気工作物
	４．内訳書及び実施工程表	⊙提出する　・提出しない
	５．施工計画書，承諾図	施工着手前までに提出すること。
	６．部分払	部分払を請求する場合は、市長を被保険者とする出来高金額に見合う火災保険その他保険に加入すること。保険期間の終期は、工事完成期限の日から起算して２１日を経過する日とする。
	７．工事用電力・水	原則として、本工事に必要な工事用電力、水はすべて受注者の負担とする。
	８．申請手続き及び費用	本工事に必要な関係官公庁、事業会社等に対する申請書類の作成、提出及び手続きの一切を代行する。これに要する費用は（・別途とする　・本工事に含む）
	９．残土処理	電力会社等の工事負担金は（・別途とする　・本工事に含む） ⊙構内敷ならし　・構内指示の場所にたい積 ・場外搬出適切処理
	１０．足場	⊙本工事　・別途工事
	１１．発生材の処理	本工事で生じた発生材で、引渡しを要する物は指示された場所に整理のうえ、引渡書（任意様式）を添えて建物管理者に引渡すこととし、引渡しを要しない物はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処分すること。又、ＰＣＢ使用機器の取扱については「ＰＣＢ使用電気機器の処理要領」による。 ・引渡しを要するもの
	発生材引去金対象物	⊙有　・無
	ＰＣＢ含有試験	・有　⊙無
	１２．建設リサイクル法の適用	⊙有　・無 建設リサイクル法の対象となる場合は、これにより適切に処理すること。又、これに基づき契約書の別紙の事項の記載事項が必要になる。
	１３　産廃処理対象物	⊙有　・無 工事により発生した廃棄物（梱包材・残材含む）は受注者の責任において適切に処理し、不法投棄しないこと。水銀使用製品（蛍光管，水銀ランプ等）は、水銀またはその化合物が大気中に飛散しないように適正に処理すること。
	１４　工事写真	工事写真は、福岡市工事検査要領に基づく「福岡市建築設備工事写真撮影要領」(最新版)によること。
	１５　完成図書等	完成図書等の作成は、「完成図書等作成要領（設備工事編）」（最新版）によるものとし、工事期間内に速やかに必要部数を監督員に提出すること。
	１６　下請負人（建設重機械使用）通知書	施工に際して、クレーン類（吊り上げ能力２０ｔｏｎ以上）を使用する場合は書面をもって監督員に通知すること。
	１７　建設重機	排出ガス対策型、低騒音型を使用すること。
	１８　建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度の対象作業員を雇用した場合は、掛金収納書を契約後１ヶ月以内と完了時に提出すること。 ただし、収納書を提出できない事情が認められる場合は報告書に理由を記載のうえ提出すること。
	１９　配管・配線その他	分電盤、制御盤以降、及び各通信機器間（幹線部分を除く）の配管、配線でその経路、サイズ、本数は設備機能を優先し、監督員と協議のうえ変更することが出来る。
	２０　表示	プルボックス及びジョイントボックス等のカバープレートには用途名を表示すること。 また、プルボックス、制御盤、端子盤等内の電線には各回路毎に結束し、判断し難いものには区間名及び線種名を表示すること。
	２１　呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない電線管には１.２ｍｍ以上のビニル被覆鉄線を通線し行先を表示すること。
	２２　寸法	寸法は図面表示と多少相違してもよい。
	２３　再使用機器	取りはずし再使用機器は、清掃及び絶縁測定のうえ取り付けること。
	２４　絶縁測定	改修にかかわる電路については、施工前に絶縁抵抗を測定し監督員に報告すること。
	２５　電線の保護	特記のない露出部分の配線はメタルモールにて保護する。 また、貫通部分の配線は金属管等で保護すること。
	２６　露出配管の塗装	屋内は普通塗装、屋外は耐候性塗装（塩害地区は耐塩塗装）とする。（塗装仕様を変更する場合は、監督員と協議すること。）ただし、シックハウス対策のため居室内に使用する塗料はホルムアルデヒドを含まないものを使用すること。
	２７　標準塗装色	電気配管、盤　　弱電配管、盤　　計装盤 電気室・機械室　５Ｙ７／１　　2,5Ｙ９／１　　５Ｙ７／１ 一　般　2,5Ｙ９／１　　2,5Ｙ９／１ ただし、建築意匠に合わせる必要がある場合、監督員と協議のこと。

章	項目	特記事項
一般共通事項	２８　盤類のハンドル	屋外　・Ａ１３１０（タキゲン）相当　・ 屋内　・Ａ１６０Ａ（タキゲン）相当　・Ａ１３１０（タキゲン）相当 ただし、キュービクルについては監督員と協議のこと。
	２９　接　地　工　事	Ａ種、Ｂ種、Ｃ種は銅板　900x900t1.5t　（金属製埋設標）、Ｄ種は銅棒10φ×1,000×必要本数 （・金属製埋設標　・樹脂製埋設標）とする。 ただし、現場条件に合わせて監督員と協議の上変更を行えるもの。
	３０　防火区画貫通部の処理	防火区画を貫通する管は，関係法令に基づき適切に処理すること。
	３１　工事標示板	工事標示板は現場の出入口等のわかりやすい場所に設置し、建設業許可票等の標示板については関係法令等に基づき設置すること。
	３２　工事実績情報の登録 （CORINS）	請負金額５００万円以上の工事は、当該工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に登録し、登録済みの受領書の写しを監督員に提出すること。
	登録の項目	受注時、竣工時、途中変更時、訂正時
	３３　ＣＡＤデータの貸与	ＣＡＤデータ　⊙有　・無 「貸与するＣＡＤデータを当該工事における施工図及び、完成図を作成するための以外に使用してはならない。これに基づく完成図、施工図のＣＡＤデータ著作権は本市に帰属する。また、貸与したＣＡＤデータは工事完成までに返却すること。
	３４　電子納品の対象	⊙対象とする　・対象としない
	３５　施設台帳（電子データ）の作成	⊙有　・無
	３６　保証書の提出	機器については，工事のかし担保期間に関わらず製造者が保証する（期間・部品等について）保証書を提出すること

３７　施工体制の確認に関する特記事項

第１条　施工体制の確認方法

本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。

（１）下請契約を締結した場合は，

「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。

（施工体制台帳）

施工計画書に添付せず、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。

（工事作業所災害防止協議会兼施工体系図）

?施工計画書でなく、施工体制台帳に添付すること。

？工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

（２）下請契約を締結しない場合は，施工計画書等により確認する。

（３）施工体制に変更が生じた場合

施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。

第２条　施工体制の確認に関する点検

（１）抜き打ち点検

施工体制や一括下請等に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。

（２）検査時における点検

中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。

第３条　不備が発覚した場合の措置

（１）工事成績評定での減点の措置

監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。

（２）請負代金の支払い

書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。

（３）悪質なケース

虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上，建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

４．工事種目別の特記仕様

章及び項目は番号に○印のついたものを適用。

特記事項のうち選択する事項は　・のついたものを適用する

章	項目	特記事項
運転制御設備	（１）コントロールセンタ	
	１型式	鋼鈑製自立閉鎖型　両面型
	２数量	炉設備用　面、共通設備用　面
	３寸法	（Ｗ）×　（Ｈ）×　（Ｄ）mm
	４取付機器	ａ.遮断器類 ｂ.電磁開閉器 ｃ.計器用変流器及び電流計 ｄ.スイッチ類 ｅ.表示灯 ｆ.シーケンサ
	５主要機能	ａ.電動機類への電源供給 ｂ.各制御盤への電源供給
	（２）共通制御盤	
	１型式	鋼鈑製自立防塵型
	２数量	面
	３寸法	（Ｗ）×　（Ｈ）×　（Ｄ）mm
	４取付機器	ａ.遮断器類 ｂ.スコットトランス（30kVA） ｃ.スイッチ類 ｄ.ミニパワーリレー ｅ.表示灯 ｆ.シーケンサ ｇ.盤内照明及びコンセント
	５主要機能	ａ.灰出設備の運転・制御 ｂ.残骨灰処理装置の運転・制御 ｃ.清掃設備の運転・制御 ｄ.各制御盤類への電源供給
	（３）系列制御盤	
	１型式	鋼鈑製自立防塵型
	２数量	面
	３寸法	（Ｗ）×　（Ｈ）×　（Ｄ）mm
	４取付機器	ａ.遮断器類 ｂ.スコットトランス（10kVA） ｃ.スイッチ類 ｄ.ミニパワーリレー ｅ.スイッチングパワーサプライ ｆ.表示灯 ｇ.デジタル指示調節計及びゲートウェイ ｈ.シーケンサ ｉ.盤内照明及びコンセント
	５主要機能	ａ.一次冷却温度の制御 ｂ.集じん器の制御 ｃ.二次冷却温度の制御 ｄ.二次冷却装置ノ冷却空気出口温度の制御 ｅ.誘引圧力の制御 ｆ.各制御盤類への電源供給
	（５）火葬炉制御盤	
	１型式	鋼鈑製自立防塵型
	２数量	火葬炉制御盤　　面
	３寸法	（Ｗ）×　（Ｈ）×　（Ｄ）mm
	４取付機器	ａ.遮断器類 ｂ.電磁開閉器 ｃ.スイッチ類 ｄ.ミニパワーリレー ｅ.スイッチングパワーサプライ ｆ.表示灯及びブザー ｇ.指示調節計及びゲートウェイ ｈ.タッチパネル ｉ.シーケンサ ｊ.盤内照明及びコンセント
	５主要機能	ａ.火葬炉設備の監視・制御 ｂ.断熱扉及び搬送装置の監視・制御 ｃ.二次燃焼用送風機、主燃バーナ傾動装置の監視・制御 ｄ.主燃温度、再燃温度、炉内圧力、酸素濃度の監視・制御
	（６）冷却室操作盤	
	１型式	鋼鈑製壁掛防塵型
	２数量	面
	３寸法	（Ｗ）×　（Ｈ）×　（Ｄ）mm
	４取付機器	ａ.スイッチ類 ｂ.ミニパワーリレー ｃ.表示灯 ｄ.シーケンサ
	５主要機能	ａ.断熱扉及び搬送装置の監視・制御 ｂ.炉前操作盤の監視・制御
	（７）炉前操作盤	
	１型式	壁埋込型（案内表示器に組込）
	２数量	面
	３寸法	（Ｗ）×　（Ｈ）×　（Ｄ）mm（スイッチ部）
	４取付機器	ａ.スイッチ類 ｂ.表示灯 ｃ.表示灯
	５主要機能	ａ.化粧扉の制御 ｂ.搬送装置の制御
	（８）中央装置	
	１型式	鋼鈑製壁掛防塵型
	２数量	面
	３寸法	（Ｗ）×　（Ｈ）×　（Ｄ）mm
	４取付機器	ａ.遮断器類 ｂ.シーケンサ
	５主要機能	ａ.記録計の信号の取込み ｂ.建築設備の信号の取込み ｃ.中央監視装置、プリンターへの配電
	（９）作業用電源箱	
	１型式	鋼鈑製壁掛防塵型
	２数量	面
	３寸法	（Ｗ）×　（Ｈ）×　（Ｄ）mm
	４取付機器	ａ.漏電遮断器
	５主要機能	ａ.作業用動力電源の供給
中央監視装置	（１）中央監視装置	
	１数量	台
	２仕様	ａ.CRT　： ｂ.主処理装置　： ｃ.主メモリ　： ｄ.主記憶装置　： ｅ.OS　： ｆ.補助記憶装置： ｇ.その他　：
	（２）サーバー	
	１数量	台
	２仕様	ａ.CRT　： ｂ.主処理装置　： ｃ.主メモリ　： ｄ.主記憶装置　： ｅ.OS　： ｆ.補助記憶装置： ｇ.その他　：
	（３）プリンター	
	１数量	台
	２仕様	ａ.半導体レーザー（A4カラー対応） ｂ.Ethernet接続 ｃ.パラレル・ポート付
	（４）ソフトウェア	ａ.グラフィック表示 ｂ.シーケンサとの通信 ｃ.トレンド表示 ｄ.アラーム管理 ｅ.火葬炉設備の監視及び運転 ｆ.日報・月報・年報の作成 ｇ.画面のハードコピー ｈ.他システムとの接続
	（５）事務所端末	
	１数量	台
	２仕様	ａ.CRT　： ｂ.主処理装置　： ｃ.主メモリ　： ｄ.主記憶装置　： ｅ.OS　： ｆ.補助記憶装置： ｇ.その他　：
	３ソフトウェア	ａ.グラフィック表示 ｂ.トレンド表示 ｃ.中央監視装置のモニタ
計装設備	（１）火葬炉温度制御	
	構成機器	ａ.指示調節計　台 ｂ.火葬炉温度測定用熱電対（R型 ）　台
	主要機能	火葬炉温度を測定し、火葬炉用バーナの燃焼量を燃料制御ダンパーにて制御する。 着火工程及び低燃工程では、最低燃焼とし温調工程にて制御する。
	（２）酸素濃度制御	
	構成機器	ａ.指示調節計　台 ｂ.酸素濃度計　台
	主要機能	再燃焼炉出口の酸素濃度を測定し、二次燃焼用送風機を制御する。
	（３）再燃焼炉温度制御	
	構成機器	ａ.指示調節計　台 ｂ.再燃焼炉温度測定用熱電対（K型 ）　台
	主要機能	再燃焼炉温度を測定し、再燃焼炉用バーナの燃焼量を再燃制御ダンパーにて制御する。
	（４）炉内圧力制御	
	構成機器	ａ.指示調節計　台 ｂ.炉内圧力計　台
	主要機能	火葬炉の圧力を測定し炉内圧力制御ダンパーを制御する。
	（５）一次冷却温度制御	
	構成機器	ａ.指示調節計　台 ｂ.一時冷却装置温度測定用熱電対（K型 ）　台
	主要機能	一次冷却装置温度を測定し、冷却空気量を一次冷却空気制御ダンパーにて制御する。 一次冷却空気制御ダンパーは、前室冷却ダンパー開時には閉める。
	（６）二次冷却温度制御	
	構成機器	ａ.指示調節計　台 ｂ.二時冷却装置（熱交換器）温度測定用熱電対（K型 ）　台
	主要機能	二次冷却装置温度を測定し、冷却空気量を熱交冷却空気制御ダンパーにて制御する。
	（７）誘引圧力制御	
	構成機器	ａ.指示調節計　台 ｂ.誘引圧力測定用微差圧発信器　台
	主要機能	二次冷却装置（熱交換器）の圧力を測定し、誘引圧力制御ダンパーを制御する。
	（８）火葬炉用バーナ監視	
	構成機器	ａ.紫外線検知器　台 ｂ.プロテクトリレー　台
	主要機能	バーナ失火を監視する。
	（９）再燃焼炉用バーナ監視	
	構成機器	ａ.紫外線検知器　台 ｂ.プロテクトリレー　台
	主要機能	バーナ失火を監視する。
	（10）ガス流量測定	
	構成機器	ａ.都市ガス流量計（機械設備）　台
	（11）地震感知装置	
	構成機器	ａ.感知器　台

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業		
図面名	電気設備工事特記仕様書		
福岡市 保健医療局 生活衛生部 生活衛生課		BAR6.12.25	E－０１

工事監督業務委託共通仕様書

第１章　総則

１．１適用

１．本共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、工事監督業務（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、火葬炉機械設備工事又は火葬炉電気設備工事の工事監督をいうものとし、以下「工事監督業務」という。）の委託に適用する。

２．設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（１）から（４）の順序のとおりとする。

（１）質問回答書

（２）現場説明書

（３）特記仕様書

（４）共通仕様書

３．受注者は、前項の規定により難い場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

１．２用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

１.「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は業務遂行責任者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第●条の規程に基づき、発注者が定める者であり、総括監督員、監督員を総称していう。

２.「検査員」とは、工事監督業務の完了の確認及び部分払いの請求に係る出来形部分の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。

３.「業務遂行責任者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第●条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

４.「対象工事」とは、当該工事監督業務の対象となる工事をいう。

５.「工事の受注者等」とは、対象工事の施工に関し発注者と工事請負契約を締結した者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。

６.「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

７.「契約書」とは工事監督業務委託に関する契約書をいう。

８.「設計図書」とは、質問回答書、現場説明書及び仕様書をいう。

９.「質問回答書」とは、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

10.「現場説明書」とは、工事監督業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工事監督業務の契約条件を説明するための書面をいう。

11.「仕様書」とは、特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）及び共通仕様書を総称していう。

12.「特記仕様書」とは、工事監督業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書

をいう。

13.「共通仕様書」とは、工事監督業務に共通する事項を定める図書をいう。

14.「対象工事の設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

15.「業務報告書」とは、契約書第●条に定める履行状況の報告に係る報告書をいう。

16.「指示」とは、監督員又は検査員が受注者に対し、工事監督業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

17.「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。

18.「通知」とは、工事監督業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

19.「報告」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、工事監督業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。

20.「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た工事監督業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。

21.「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

22.「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、工事監督業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

23.「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。

24.「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、工事監督業務の完了の確認及び部分払いの請求に係る出来形部分の確認をすることをいう。

25.「打合せ」とは、工事監督業務を適正かつ円滑に実施するために業務遂行責任者等が監督員と面談等により、業務の方針、条件等又は設計内容等の疑義を正すこと及び工事の受注者等と業務実施上必要な面談等を行うことをいう。

26.「協力者」とは、受注者が工事監督業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第２章　工事監督業務の内容

工事監督業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次による。

２．１一般業務の内容

受注者は監督員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

１．工事監督に関する業務

（１）工事監督方針の説明等

（ｉ）工事監督方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監督体制その他工事監督方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける

（ⅱ）工事監督方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

（２）対象工事の設計図書の内容の把握等

（ｉ）対象工事の設計図書の内容の把握

対象工事の設計図書の内容を把握し、対象工事の設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、監督員に報告する。

（ⅱ）質疑書の検討

工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、対象工事の設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。

（３）対象工事の設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

（ｉ）施工図等の検討及び報告

①.対象工事の設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）製作見本、見本施工等が対象工事の設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

②.①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③.②の結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

（ⅱ）工事材料、設備機器等の検討及び報告

①.対象工事の設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案、又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が対象工事の設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

②. ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③. ②の結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、①、②の規定を準用する。

（４）対象工事と対象工事の設計図書との照合及び確認

工事の受注者等が行う対象工事が対象工事の設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事の設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

（５）対象工事と対象工事の設計図書との照合及び確認の結果報告等

①. （４）の結果、対象工事が対象工事の設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

②. （４）の結果、対象工事が対象工事の設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、監督員に報告するとともに、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③. 監督員から対象工事が対象工事の設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所を示された場合には、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

④. 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が対象工事の設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。

⑤. ④の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③、④の規定を準用する。

（６）業務報告書等の提出

対象工事と対象工事の設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

２．工事監督に関するその他の業務

（１）工程表の検討及び報告

①. 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び対象工事の設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

②. ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③. ②の結果、請負者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

（２）対象工事の設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

①. 対象工事の設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び対象工事の設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

②. ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③. ②の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

（３）対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

（ｉ）対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

①. 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（対象工事の設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

②. ①の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

③. 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告する。

④. ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。

（ⅱ）工事請負契約に定められた指示、検査等

設計図書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（対象工事の設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を監督員に報告する。また工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

（ⅲ）対象工事が対象工事の設計図書の内容に適合しないと疑いがある場合の破壊検査

工事の受注者等の行う対象工事が、対象工事の設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

（４）関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告する。

２．２追加業務の内容

追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、監督員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

第３章　業務の実施

３．１業務の着手

受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは、業務遂行責任者が工事監督業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

３．２適用基準等

１．受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記仕様書による。

２．適用基準等で市販されているものについては受注者の負担において備えるものとする。

３．３提出書類

１．受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。

２．受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。

３．業務実績情報を登録することが特記仕様書において指定された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

３．４業務計画書

１．受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

２．業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

(1)業務一般事項

(2)業務工程計画

(3)業務体制

(4)業務方針

上記事項のうち(2)業務工程計画については、工事の受注者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、(4)業務方針の内容については、事前に監督員の承諾を得なければならない。

３．受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

４．監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

３．５守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

３．６再委託

１．契約書第●条●項に定める「主たる部分」とは、工事監督業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者はこれを再委託してはならない。

２．受注者が、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。

３．受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

４．受注者は、工事監督業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が福岡市の競争入札有資格者名簿に登載された者である場合は、競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者であってはならない。

５．受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。

６．受注者は、協力者に対して、工事監督業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

３．７監督員

１．発注者は、契約書第●条の規程に基づき、工事監督業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

２．監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

３．監督員の権限は、契約書第●条第●項に定める事項とする。

４．監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。

５．監督員は、口頭による指示等を行った場合は、7 日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

３．８業務遂行責任者

１．受注者は、契約書第●条の規程に基づき、業務遂行責任者を定め発注者に通知しなければならない。なお、業務遂行責任者は、日本語に堪能でなければならない。

２．業務遂行責任者の資格要件は、特記仕様書による。

３．業務遂行責任者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

４．業務遂行責任者の権限は、契約書第●条第●項に定める事項とする。ただし、受注者が、業務遂行責任者に委任する権限（契約書の規程により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。

５．業務遂行責任者は、関連する他の工事監督業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

３．９監督員及び工事の受注者等

発注者は対象工事の監督員及び工事の受注者等を受注者に通知するものとする。

３．10 軽微な設計変更

受注者は、設計内容の伝達を受け、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等により、又は監督員の指示により軽微な設計変更の必要が生じた場合、工事の受注者等へ指示すべき事項を監督員に報告する。

３．11 貸与品等

１．業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。

２．受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は速やかに監督員に返却しなければならない。

３．受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

４．受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

３．12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監督業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

３．13 関係機関への手続き等

１．受注者は、工事監督業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。

２．受注者は、工事監督業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。

３．受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。

３．14 打合せ及び記録

１．工事監督業務を適正かつ円滑に実施するため、業務遂行責任者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都

度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

２．工事監督業務着手時及び設計図書に定める時期において、業務遂行責任者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、業務遂行責任者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

３．受注者が工事の受注者等と打合せを行う場合には、事前に監督員の承諾を受けることとする。また、受注者は工事の受注者等との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

３．15 条件変更等

１．受注者は、設計図書に明示されていない履行条件について契約書第●条第●項第●号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規程に適合すると認められた場合、は契約書第●条第●項の規程により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

２．監督員が、受注者に対して契約書第●条に定める設計図書の訂正又は変更を行う場合、契約書第 12 条に規定する設計図書の変更を行う場合は、書面によるものとする。

３．16 一時中止

１．発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書第●条第●項の規定により、工事監督業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

(1)対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監督業務の続行を不適当と認めた場合

(2)環境問題等の発生により工事監督業務の続行が不適当又は不可能となった場合

(3)天災等により、工事監督業務の対象箇所の状態が変動した場合

(4)前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

２．発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事監督業務の全部又は一部を中止させることができるものとする。

３．17 履行期間の変更

１．受注者は、契約書第●条の規程に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合には、延長理由、延長日数の算定根拠、業務工程計画を修正した業務計画書その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

２．受注者は、契約書第●条、第●条及び第●条の規定に基づき履行期間を変更した場合は、速やかに業務工程計画を修正した業務計画書を提出しなければならない。

３．18 検査

１．受注者は、発注者に対して、業務完了届の提出をもって業務の完了を通知する。

２．受注者は、工事監督業務が完了したとき及び部分払を請求しようとするときは、検査を受けなければならない。

３．受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ契約図書により義務付けられた業務報告書並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかなければならない。

４．受注者は、契約書第●条第●項により第●条を準用した規定に基づく、業務委託料の支払いの請求に係る出来形部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。

(1)監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。

(2)契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。

５．発注者は、工事監督業務の検査に当たっては、あらかじめ、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。

６．検査員は、監督員及び業務遂行責任者の立会のうえ、工事監督業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

工事監督業務特記仕様書

１．監督する工事概要・期間

募集要項による。

２．監督対象工事

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、火葬炉機械設備工事、火葬炉電気設備工事
（ただし、設計業務の提案内容によってはこの限りではない。）

３．業務遂行責任者等の資格要件

責任者等		資格要件
工事監督業務遂行責任者		一級建築士
担当技術者（委託監督員）	**建築**	・一級建築士
	電気	以下のいずれかの資格 ・設備設計一級建築士 ・建築設備士 ・１級又は２級電気工事施工管理技士 ・第１種、第２種又は３種電気主任技術者 ・該当する部門の技術士 ・学校、学科種別ごとに必要な実務経験年数を持つもの
	機械	以下のいずれかの資格 ・設備設計一級建築士 ・建築設備士 ・１級又は２級管工事施工管理技士 ・空気調和衛生工学会設備士 ・該当する部門の技術士 ・学校、学科種別ごとに必要な実務経験年数を持つもの

※ 工事監督業務遂行責任者と担当技術者は兼ねてよい。

※ 担当技術者は、建築・電気・機械・火葬炉で各１名以上選出すること。

※ 学校、学科種別ごとに必要な実務経験年数は、委託説明書（建築・設備・火葬炉設計）を参照すること。

４．業務内容等

(1) 工事監督業務

・地方自治法、福岡市契約事務規則、福岡市請負工事監督規程、その他関係規程に準拠し、誠実にその監督業務を行うこと。

・必要に応じて、建築士法に基づく工事監理（平成31 年国土交通省告示第98 条別添一第２項による）を行うこと。

(2) 指示を受けるべき事項

・ 次の場合、速やかに監督員、事業主管課の担当者と十分に協議し、指示を受けること。

① 業務水準その他関係書類及び設計成果物に疑義があるとき

② 設計変更を要するとき

③ 色、柄を決定するとき

④ 部分払出来高検査・指定部分完了検査・中間技術検査・工事完了検査を行うとき

⑤ 工事が期限内に完成できないと推測されるとき

⑥ その他不測の場合、または疑義のあるとき

(3) 報告

・ 施工期間中及び工事完了時に次の事項を遅滞なく監督員、事業主管課に報告すること。

① 工事監督日報 … 一週間ごとに提出

② 工事監督月報 … 翌月の初めに提出

③ 各種試験成績表 … 試験後速やかに提出

④ 各種施工図等 … 確認後速やかに提出

５．資料の供与及び貸与等

募集要項による。

６．注意事項等

・本仕様書における「業務水準」とは設計・施工一括契約書による。

・本業務実施にあたっての適用基準等は、要求水準書による。

・工事を安全かつ円滑に進めるための工事施工者への指導、監督等、現場の安全衛生管理等については、特に留意すること。

・工事に先立ち、施工者より提出される工事工程及び施工計画（安全計画を含む。）について精査し、監督員及び事業主管課と十分協議し、着手すること。

・本業務のうち、立会が必要な業務については、その状況がわかるよう写真を撮影させること。

・日報は、現場作業等がない場合でも作成すること（内容として「作業なし」等で可）。
・部分払出来高検査・指定部分完了検査・中間技術検査・工事完了検査に立会すること。
・工事監督期間は本工事の施工期間であり工事監督業務は工事完了後、受渡し完了まで継続して行うこと。
・業務の一部を第三者へ委任しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を監督員へ提出し、承諾を受けること。
・建築士法に基づく工事監理が必要な場合は、担当技術者の中から発注者の認める者を建築基準法に基づく工事監理者とすること。
・貸与品等は、募集要項による。
・必要に応じて、別途業務事業者と協議・調整を行うこと。

７．共通仕様書の読み替え

・ 共通仕様書は、以下の通り読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
業務遂行責任者	工事監督業務遂行責任者
工事請負契約	設計・施工一括契約書
６．「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	６．「契約図書」とは、契約書及び業務水準をいう。
設計図書	業務水準（ただし、第２章以降に限る）
工事監督業務委託に関する契約書	設計・施工一括契約書
入札等参加者	公募への応募者
工事監督業務の入札等に参加する者	公募への応募者
14. 「対象工事の設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	14. 「対象工事の設計図書等」とは、契約書の規定により定められた業務水準、設計成果物、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
対象工事の設計図書	対象工事の設計図書等
工期	施工期間
契約締結後	工事監督業務着手後
業務委託料	工事監理費
契約書第５条１項	契約書第● 条●項
契約書第６条	契約書第● 条
契約書第６条第２項	契約書第● 条第●項

契約書第７条	契約書第● 条
契約書第７条第２項	契約書第● 条第●項
契約書第９条	契約書第● 条
３．15 条件変更等 １．受注者は、設計図書に明示されていない履行条件について契約書第11 条第１項第５号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規程に適合すると認められた場合、は契約書第11 条第１項の規程により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。 ２．監督員が、受注者に対して契約書第11 条に定める設計図書の訂正又は変更を行う場合、契約書第12 条に規定する設計図書の変更を行う場合は、書面によるものとする。	３．15 条件変更等 １．受注者は、業務水準及び設計成果物に明示されていない履行条件について契約書第● 条第●項第●号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規程に適合すると認められた場合、は契約書第● 条第１項の規程により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。 ２．監督員が、受注者に対して契約書第●条に定める業務水準又は設計成果物の訂正又は変更を行う場合、契約書第●条に規定する業務水準又は設計成果物の変更を行う場合は、書面によるものとする。
契約書第11 条、第14 条及び第15 条	契約書第● 条、第● 条及び第● 条
契約書第13 条第１項	契約書第● 条第●項
契約書第14 条	契約書第● 条
契約書第21 条	契約書第● 条
契約書第22 条第２項により第21 条を準用した規定	契約書第● 条第●項により第● 条を準用した規定
業務完了届	工事監督業務完了届

別表 委託内容の説明（本件対象項目は右に「○」、対象外項目は「－」）

業務内容の項目			
工事監督に	(1)工事監督方針の説明等	(ⅰ)工事監督方針の説明	○
		(ⅱ)工事監督方法変更の場合の協議	○
	(2)設計図書の内容の把握等	(ⅰ)設計図書の内容の把握	○
		(ⅱ)質疑書の検討	○
	(3)設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(ⅰ)施工図等の検討及び報告	○
		(ⅱ)工事材料、設備機器等の検討及び	○

係る業務		報告	
	(4)工事と設計図書との照合及び確認		○
	(5)工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		○
	(6)工事監督業務報告書等の提出、省エネ基準工事監理報告書等の提出		○
工事監督に関するその他業務	(1)請負代金内訳書の検討及び報告		―
	(2)工程表の検討及び報告		○
	(3)設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		○
	(4)工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(ⅰ)工事と工事請負契約との照合、確認、報告	○
		(ⅱ)工事請負契約に定められた指示、検査等	○
		(ⅲ)工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	―
	(5)工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		―
	(6)関係機関の検査の立会い等		○
	(7)工事費支払いの審査	(ⅰ)工事期間中の工事費支払い請求の審査	―
		(ⅱ)最終支払い請求の審査	―

委託説明書（建築・設備・火葬炉設計）

１．　一般事項

○管理技術者の資格は、一級建築士とすること。

○担当技術者の資格は、以下いずれかにすること。

・建築設備士

・技術士（ただし、該当する部門）

・一級建築士（建築のみ）

・１級又は２級管工事施工管理技士（機械のみ）

・１級又は２級電気工事施工管理技士（電気のみ）

・設備設計一級建築士

・空気調和衛生工学会設備士（機械のみ）

・第１種、第２種又は第３種電気主任技術者（電気のみ）

・学校、学科種別ごとに必要な下表に定める実務経験年数を持つもの

学校種別	指定学科（※）	指定学科以外
大学	３年以上	４年６か月以上
短期大学、高等専門学校	５年以上	７年６か月以上
高等学校	９年以上	10年６か月以上
その他	14年以上	

※指定学科は、施工技術検定規則第２条の「電気工事施工管理」又は「管工事施工管理」による

○受注者は、設計の工程毎もしくは段階毎に協議又は報告を文書にて行い、議事録としてまとめてその都度提出すること。（疑義を生じた場合も同様とする。）

○設計業務に際しては、必ず現場調査を行うこと。特に敷地の高低差、建物の配置、仮設物の設置（安全施設、動力用水等の引き込みの可否、進入路等）、敷地の周辺環境、その他必要な事項について調査を行い、報告書を提出すること。

○現場調査個所は写真を撮影し、打合せ時に報告書として提出すること。

○仕様、材料については、事前に監督員と協議を行うこと。特に品質の確保に努めること。また、シックハウス対策に配慮した材料、仕様を選定し、設計を行うこと。

○設計CAD による作図とし、設計書に基づき図面データを印刷したもの、および図面データ（CADのオリジナルデータ、SXF（ｓｆｃ）形式データ及びＰＤＦデータ）を保存したＣＤ－Ｒ等を提出すること。

○CAD データは、Jw-cad にて適切に表示されることを確認した上で提出すること。
○管理技術者は、設計業務の完了検査に必ず立ち会い、検査員への説明や質問への対応を行うこと。

２． 設計（計画通知等の手続きを含む）

○設計にあたっては、関連部署と必要な協議を行うこと。
○当該敷地における建築物等に関する規制等を確認の上で許可申請等の有無を判断し、許可申請等が必要な場合は、申請用関係書類の作成は受注者において行うこと。
○関係法令に伴う許可申請等の手数料は市が負担するが、設計図書の不備等事業者の責による再申請等が必要になった場合の手数料については、受注者負担とする。
○必要に応じて建築物省エネ法に係る計画図書の作成及び所管行政庁への手続きを行い、省エネ適合判定通知書の交付を受けること。
○仮設計画は設計時に施設管理者及び監督員との協議によること。

３． 積算・内訳書

○設計図面相互間、及び設計図と内訳明細書間の記載、又は数量等の食違いがないように充分精査すること。
○積算業務については、「建築数量積算基準・同解説」（建築工事建築数量積算研究会制定）、「公共建築工事積算基準の解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「積算の手引き」（福岡市財政局技術管理部技術管理課）により作成すること。

４． 構造

○規模により構造検討が必要になる場合があるため、必要に応じて構造および構造計算書を作成すること。
○構造は「建築構造設計基準及び同解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「建築構造設計の手引き」（福岡市建築局）により作成すること。
○構造計算書は、「完成図書等作成要領」（財政局技術監理部技術監理課）により作成すること。

現場説明書（建築・設備・火葬炉工事）

１．近隣への配慮等

○近隣施設・近隣住民等に対し、あらかじめ工事に係る説明を行うこと。また、工事に係る意見等があった場合は誠実に対応し、結果を監督員に報告すること。

○工事により、他者（建物や道路等を含む）に損害（騒音、粉じん等による損害含む）を与えた場合はただちに監督員に報告するとともに、賠償等について請負業者において措置すること。また、措置の経過及び結果を監督員に報告すること。

○周辺建物や井戸水等に係る工事に起因する恐れのある損害に対するため、必要な事前調査を行い、記録・保管すること。

○施設利用者、近隣住民等向けの作業予定看板等を設置すること。

○騒音防止のため、外部足場に設ける養生シートは防音性能を持つものとすること。

２．安全対策等

○供用中の施設における工事であることを踏まえ、施設利用者等に危険を及ぼさないように、必要な安全対策を講じること。なお、施工計画書にこれらの安全計画書を含むこと。

○仮設計画書は監督員との協議によること。

○供用中の施設における工事であることを踏まえ、必要に応じて交通安全誘導員を配置すること。

○施工中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針（国土交通省）」及び「労働安全衛生規則」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故防止に努め、特に高所作業については安全措置を確実に講じること。

○施工中の安全対策のための設備（AED や風速計など）を設けること。

○足場における事故防止のための措置（例：設置解体に置ける大組・大払い工法の採用、階段段鼻への蛍光テープの設置など）を行うこと。また、強風時等における倒壊事故等の防止措置を図ること。

○高所作業の施工範囲の地上部分においても、落下事故防止のため安全措置を確実に講じること。

○「職場における熱中症予防対策マニュアル（厚生労働省）」等を参考に、熱中症等の予防のための作業環境（例：現場詰所へのエアコン、冷水機、製氷機の設置など）を整えること。

３．施工における留意点

○関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、速やかに許可、届出及び手続等を行うこと。

○下請契約を締結した場合は、その金額に関わらずその都度施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

○国土交通省令に従って施工体系図を作成し、施工体制台帳に添付すること。

○工事標示板、労災保険成立票、建設業の許可票、建退共加入標識、施工体系図、緊急連絡先等を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げること。

○工事施工においては、低騒音型建設機械を使用すること。なお、使用する機械については、施行計画書に記載するとともに「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出すること。（機種及び規格は、低騒音型建設機械の指定に関する規定（平成９年７月31日建設省告示第1536号）による。）

○建設機械は、国土交通省が指定する「排出ガス対策型（２次基準）」以上の性能を満たした機械を使用すること。なお、使用する機械については、施行計画書に記載するとともに、施行計画書での記載及び工事写真の提出をすること。

○不法無線局を設置した車両等は、工事現場に出入りさせないこと。

○施工中の安全確保については「建築工事安全施工技術指針」及び「労働安全衛生規則」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努め、特に高所作業については安全措置を確実に講じること。また、高所作業の施工範囲の地上部分においても落下事故防止のため安全措置を確実に講ずること。

○次の工事に着手する前に、監督員の指定する技能士届に資格を証明する資料を添付の上、監督員に提出し承諾を得ること。

１級とび技能士（仮設工事）、１級鉄筋施工技能士（鉄筋工事）、１級型枠施工技能士（コンクリート工事）、１級コンクリート圧送施工技能士（コンクリート工事）、１級防水施工技能士（防水工事）、１級タイル張り技能士（タイル工事）、１級建築大工技能士（木工事）、１級建築板金技能士（屋根及びとい工事）、１級左官技能士（左官工事）、１級サッシ施工技能士（建具工事）、１級ガラス施工技能士（建具工事）、１級塗装技能士（塗装工事）、１級内装仕上げ技能士（内装工事）［但し、該当しない工事については除く］

○室内空気汚染物質測定については、次のとおりとすること。

○「化学物質の室内空気中の濃度測定要領（福岡市）」により、完成検査前に測定を行うこと（該当箇所や位置は監督員と協議） ○基準値を超えた場合は、請負業者の責において原因調査及び対策（換気、消臭、マット等）を行い、基準値に収まるまで再度測定を行うこと。 ○測定器具及び分析費用は請負業者負担とする。

○請負者は、公募時の技術提案内容を除き、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに提出することができる。

○契約不適合期間終了時には自主点検を行い、自主点検報告書を速やかに提出すること。必要に応じて、市が検査を行う場合は、立ち会うこと。

４．建設リサイクル法及び廃棄物等

○本工事は建設リサイクル法対象工事であるため、適切な手続き等を行うこと。

○工事において発生するコンクリート、アスファルト及び木材等は、認定再資源化施設（中間処理施設）へ適切に搬出すること。

○残土処分が500m3 以上発生する場合、残土処分は表１「指定処分場または建設発生土リサイクルプラント」に記載の指定処分場、建設発生土リサイクルプラントのいずれかとし、詳細は監督員と協議を行うこと。

○石綿(アスベスト)事前調査は所定の資格者等が行い、石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び福岡市環境局へ報告を行うこと。

５．建設業退職金共済

○建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、必要な対応を行うこと。

○業務着手後１か月以内に、報告書と掛金収納書を提出すること。

○業務完了届提出時に、報告書及び発注者用掛金収納書を提出すること。

○証紙については、対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い、必要枚数を購入すること。ただし、対象労働者及び就労日数の把握が困難な場合は、『共済証紙購入の考え方』を参考にすること。

６．その他

○本工事は、請負者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象となる可能性がある。なお、対象工事となった場合には、調査票を監督員から配布する。

現場説明書（工事監督業務）

※ 本事業では、現場説明会は行いません。

○監督業務は、「福岡市建築工事委託監督の手引き」に基づき行うこと。
○監督項目は、工事設計図書の「建築工事監督基準」によるもののほか、必要に応じ「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書電気設備工事編」、「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」によるものとする。
○施工業務の受注者との提出書類等については、工事監督業務遂行責任者及び担当技術者（以下、「委託監督員等」という。）が内容を十分確認し、速やかに監督員に提出すること。
○工事が施工期間内に必ず完了するように、委託監督員等は施工業務の受注者と事前に十分協議、検討のうえ必要な措置を講じること。
○委託監督員等は、工事着工前に必ず施工業務の受注者と現場調査を行うこと。特に敷地の高低差、建物の配置、仮設物の設置（安全施設、動力用水等の引き込みの可否、進入路等）、敷地の周辺環境、その他必要な事項について調査を行い、施工業務の受注者を指導すること。
○協議、指示については、指定の様式により議事録を作成すること。
○建設業法に基づく「施工体制台帳」の確認を行い、不備等があれば、施工業務の受注者に修正させること。
○色の選定等については、見本２案以上を作成させ、監督員に確認の上決定すること。
○機器の承諾時や製作完了後の必要な試験のうち、現地での確認が困難な場合で監督員が指示する機器については、委託監督員等は工場にて確認を行うこと。
○施工図、施工要領、施工報告等について速やかに確認して承認し、監督員に提出すること。
○現場で事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、直ちに監督員へ報告するとともに現地確認を行い、適切な処置を図ること。
○工事に伴う近隣よりの苦情等には施工業務の受注者とともに真摯に対応し、直ちに監督員に報告すること。